

平成21年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

平成21年上砂川町議会（第1回定例会）会議録目次

第1号（3月9日）

議事日程	7
会議録署名議員	7
開会の宣告	7
開議の宣告	8
会議録署名議員指名について	8
会期決定について	8
諸般の報告	8
高橋成和の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	8
高橋成和の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	9
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	9
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	9
例月出納検査結果報告（12・1・2月分）	9
町長行政報告	9
教育長教育行政報告	10
議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について	10
議案第2号 基金設置条例の整理に関する条例制定について	12
議案第3号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について	13
議案第4号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	14
議案第5号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）	15
議案第6号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	22
議案第7号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23
議案第8号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	24
議案第9号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）	25
議案第10号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	26
議案第11号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）	27
追加日程について 日程変更について	29
議案第21号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）	29
町政執行方針	32
教育行政執行方針	38
散会の宣告	40

第2号（3月10日）

議事日程	42
------	----

会議録署名議員	4 3
開議の宣告	4 3
会議録署名議員指名について	4 3
追加日程について 日程変更について	4 3
議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4 3
議案第 2 号 基金設置条例の整理に関する条例制定について（原案可決）	4 3
議案第 3 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について（原案可決）	4 3
議案第 4 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について（原案可決）	4 3
議案第 5 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 5 号）（原案可決）	4 3
議案第 6 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）（原案可決）	4 3
議案第 7 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	4 3
議案第 8 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）（原案可決）	4 3
議案第 9 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号）（原案可決）	4 3
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	4 3
議案第 1 1 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）（原案可決）	4 3
議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）（原案可決）	4 3
議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計予算	4 6
議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	4 6
議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	4 6
議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算	4 6
議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算	4 6
議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算	4 6
議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算	4 6
議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	4 6
議案第 2 0 号 平成 2 1 年度上砂川町水道事業会計予算	4 6
予算特別委員会設置及び付託について	5 5
休会について	5 5
散会の宣告	5 5

第 3 号（3月16日）

議事日程	5 8
会議録署名議員	5 8
開議の宣告	5 8

会議録署名議員指名について	5 8
町政執行方針に対する質疑	5 8
川 上 三 男	5 8
町長 加賀谷 政 清	5 9
横 溝 一 成	6 0
町長 加賀谷 政 清	6 1
水 谷 寿 彦	6 1
町長 加賀谷 政 清	6 3
教育行政執行方針に対する質疑	6 4
高 橋 成 和	6 4
教育長 勝 又 寛	6 5
水 谷 寿 彦	6 8
教育長 勝 又 寛	6 9
休会について	7 1
散会の宣告	7 1

第 4 号 (3月19日)

議事日程	7 4
会議録署名議員	7 4
開議の宣告	7 4
会議録署名議員指名について	7 4
予算特別委員会委員長報告	7 5
議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	7 5
議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	7 5
議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	7 5
議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	7 5
議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算(原案可決)	7 5
議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算(原案可決)	7 5
議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算(原案可決)	7 5
議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	7 5
議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算(原案可決)	7 5
調査第 1号 所管事務調査について(許可)	7 7
派遣第 1号 議員派遣承認について	7 7
追加日程について	7 7
意見書案第1号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書(原案可決)	7 7
意見書案第2号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書(原案可決)	7 9

意見書案第3号	不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書（原案可決）	80
意見書案第4号	中小企業対策の充実・強化に関する意見書（原案可決）	81
意見書案第5号	教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書（原案可決）	82
意見書案第6号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（原案可決）	83
閉会の宣告		84

平成21年第1回定例会予算特別委員会

第1号（3月17日）

議事日程		86
委員長あいさつ		86
町長あいさつ		86
開会の宣告		87
開議の宣告		87
予算特別委員会の日程について		87
予算審査の方法について		87
予算審査資料の提出について		88
その他の関係について		88
議案第12号	平成21年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	88
散会の宣告		114

第2号（3月18日）

議事日程		116
開議の宣告		116
議案第13号	平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	116
議案第14号	平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	117
議案第15号	平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	118
議案第16号	平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算（原案可決）	119
議案第17号	平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算（原案可決）	122
議案第18号	平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算（原案可決）	123
議案第19号	平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	124
議案第20号	平成21年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	126
閉会の宣告		128
出席議員		129
説明のため出席した者		130
事務局職員出席者		130

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 4 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
3 月 9 日～3 月 1 9 日
1 1 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（高橋議員）
3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（高橋議員）
4) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
5) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
6) 例月出納検査結果報告
(1 2・1・2 月分)
第 4 町長行政報告
第 5 教育長教育行政報告
第 6 議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
第 7 議案第 2 号 基金設置条例の整理に関する条例制定について
第 8 議案第 3 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
第 9 議案第 4 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
第 1 0 議案第 5 号 平成 2 0 年度上砂川

- 町一般会計補正予算（第 5 号）
第 1 1 議案第 6 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
第 1 2 議案第 7 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 1 3 議案第 8 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
第 1 4 議案第 9 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
※ 議案第 1 号～第 1 1 号までは、提案理由・内容説明までとする。
第 1 7 町政執行方針
第 1 8 教育行政執行方針
(追加日程)
第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）

○会議録署名議員

2 番 水 谷 寿 彦
3 番 齋 藤 勝 男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は8名です。

大内議員は、検査入院のため欠席をしております。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷副議長、3番、斎藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの11日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの11日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しており、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告と第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、高橋議員。

○5番（高橋成和） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成21年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成21年2月27日金曜日午後1時30分、場所は空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件につきましては、議案第8号 空知中部広域連合介護従事者処遇改善臨時特例基金条例。議案第1号 平成20年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）。議案第2号 平成20年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）。議案第3号 平成20年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）。議案第4号 平成20年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第2号）。議案第5号 平成20年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）。議案第9号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例。議案第10号

空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例。議案第11号 平成21年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第12号 平成21年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。議案第13号 平成21年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。議案第14号 平成21年度空知中部広域連合老人保健特別会計予算について。議案第15号 平成21年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。議案第6号 空知中部広域連合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例。議案第7号 空知中部広域

連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例。報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の策定について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成21年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成21年3月6日金曜日午前10時から、場所は砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 平成20年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算。議案第2号

平成21年度砂川地区保健衛生組合会計予算。議案第3号 砂川地区保健衛生組合分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、水谷副議長。

○副議長（水谷寿彦） ご報告申し上げます。

平成21年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が去る平成21年2月26日午前10時より滝川市総合福祉センター集会室において開催されました。

議件につきましては、議案第1号 中空知ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例。議案第2号 中空知交通遺児奨学事業基金条例の一部を改正する条例。議案第3号 平成21年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第4号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第5号 平成21年度中空知広

域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第6号 平成21年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算について議件となりました。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、詳しい資料につきましては事務局に保管してありますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告につきましては、私のほうから報告いたします。

本定例会は、去る2月26日、木曜日、午後1時から滝川市総合福祉センター集会室において開催されました。

案件は、議案第2号 副組合長の選任について。報告第1号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 平成21年度石狩川流域下水道組合一般会計予算の3件であります。

結果につきましては、いずれも全会一致で、承認あるいは原案のとおり可決しております。

以上、報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告をいたします。

今回報告をいたします平成20年12月の第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましてはお手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、その他1件について報告をいたします。

空知中部広域連合の平成21年度から平成23年度までの3年間にわたる第4期介護保険料が改定されましたので、報告をいたします。お手元に配付いたしております資料ナンバー1をご参照願いたいと思います。介護保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに改定するとしており、保険料につきましては資料の区分欄の第4段階の額を基準として公表しているものであります。過去の介護保険料の設定及び改定状況であります。介護保険制度発足の平成12年度から平成14年度までの第4段階の第1期介護保険料は3,100円でありました。平成15年度から平成17年度までの第2期介護保険料は490円増の3,590円、そして平成18年度から平成20年度までの現在の第3期介護保険料はさらに270円増の3,860円となっているものであります。このたびの改定は、平成21年度から23年度までの3年間の第4期介護保険料となるもので、今回の改正に当たっては高齢化に伴う介護保険料、サービスの利用料の自然増と国の介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬の増額改定を勘案し、設定しなければならぬものであります。こうした増額要因によりまして、保険料の上昇は避けられないものであります。被保険者の負担を緩和するため、広域連合の介護保険準備基金を取り崩し、さらに介護報酬増額改定に対応する国からの交付金を充当して、本来であれば現行の保険料基準額3,860円と比較して300円、7.8%増の4,160円となるところ、70円の1.8%増の3,930円と改定されたものであります。

また、保険料は基準額を基礎に被保険者の収入状況に応じて負担をしてもらう段階が設けられており、現行は資料の左側のおり6段階の区分としておりますが、これをこの3年間経過措置として実施してまいりました地方税法改正に伴う激減緩和措置にかわる対策として、現行の第4段階と第5段階を2つに分け、全体を6段階から資料右

側のおり8段階に改めることとしたものであります。

以上、町長行政報告といたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成20年12月の第4回定例会以降の町内外の会議、行事等につきましては、お手元に配付しております報告書により報告させていただきます。

特に報告することがございませんので、以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、役場組織機構の見直しにより効率的な組織を運営するに伴い、関係条例を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第1号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料番号の2をごらんいただきたいと思います。このたびの改正は、役場組織の機構を見直し、大課大係制の導入による効率的な組織のもとで行政運営を進めるべく課並びに係の統廃合等をするために関係条例を改正しようとするものでございます。

資料の改正のポイントに記載のとおり、1番といたしまして、現行の総務財政課と企画産業課を統合いたしまして、新たに名称を総務企画課とし、2番でございます。企画広報係と産業経済係を統合して、名称を企画産業係とするものでございます。次に、3番目と4番目でございます。町民生活課の税務部門であります課税係と収納係を統合し、名称を税務係として、出納室と統合いたしまして税務出納課とするものであります。また、現行は出納室長が会計管理者を兼ねておりますが、改正後は税務出納課長が会計管理者を兼ねて行うこととなるものでございます。続きまして、5番目の町民生活課の住民部門であります戸籍年金係と生活環境係を現行の福祉保健課と統合いたしまして、名称を住民福祉課とし、6番目となりますが、福祉介護医療係の名称をわかりやすく簡略にいたしまして、福祉係に改めるものでございますが、住民の皆様が役場に来庁した際に混乱が生じないよう名称にも配慮しつつ、住民サービスの低下を招かぬよう留意し、見直しを図るものでございます。各課係内の協力体制の強化と横の連携強化を目指すものでございます。

以上の内容から、このたびの改正により現行の組織機構であります5課1室1局2委員会1センター1本部19係が4課1局2委員会1センター1本部17係となるものでございます。

また、今回の組織機構の見直しによりまして課名の変更が生じますことから、関係いたします条例の上砂川町議会委員会条例、上砂川町特別職報

酬等審議会条例、一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部をあわせて改正するものでございます。今後におきましても時代に沿った組織機構の見直しが求められると思うところでございまして、状況に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、本文に入ります。上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町課設置条例の一部改正）

第1条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務財政課」を「総務企画課」に改め、「企画産業課」を削り、「町民生活課」を「税務出納課」に、「福祉保健課」を「住民福祉課」に改める。

第2条総務財政課の項、企画産業課の項、町民生活課の項及び福祉保健課の項を次のように改める。

総務企画課

- （1）儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （2）職員の人事及び給与等に関すること。
- （3）条例、規則その他の令達に関すること。
- （4）行政改革及び事務改善に関すること。
- （5）陳情、請願及び訴訟に関すること。
- （6）議会に関すること。
- （7）防災（消防長の権限に属することを除く。）に関すること。
- （8）予算の編成及び配当に関すること。
- （9）町債及び一時借入金に関すること。
- （10）財産の取得、処分及び管理に関すること。
- （11）主要施策の総合企画調整に関すること。
- （12）過疎対策に関すること。
- （13）広域行政に関すること。
- （14）統計調査に関すること。
- （15）産炭地域振興及び地域活性化に関すること。
- （16）国際交流に関すること。

(17) 広報、広聴に関すること。

(18) 自治住民運動及び住民意向の把握調整に関すること。

(19) 商業、鉱工業及びその他産業の振興に関すること。

(20) 労働福祉に関すること。

(21) 企業誘致に関すること。

(22) 国民休養施設に関すること。

(23) 上砂川振興公社に関すること。

(24) 他課の所管に属しないこと。

税務出納課

(1) 町税（個人道民税を含む。）の賦課及び徴収に関すること。

(2) 後期高齢者医療保険料の賦課及び徴収に関すること。

(3) 税外収入（即日徴収する使用料及び手数料を除く。）に関すること。

(4) 出納事務に関すること。

住民福祉課

(1) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること。

(2) 印鑑登録及び諸証明に関すること。

(3) 国民年金に関すること。

(4) 住民相談に関すること。

(5) 交通安全に関すること。

(6) 環境衛生に関すること。

(7) 公害に関すること。

(8) 消費者行政に関すること。

(9) 保健予防に関すること。

(10) 介護保険に関すること。

(11) 国民健康保険に関すること。

(12) 後期高齢者医療に関すること。

(13) 町立歯科診療所に関すること。

(14) 児童及び母子寡婦福祉に関すること。

(15) 老人福祉に関すること。

(16) 心身障害者福祉に関すること。

(17) その他の福祉に関すること。

(上砂川町議会委員会条例の一部改正)

第2条 上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「総務財政課」を「総務企画課」に改め、同号イを削り、同号ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同条第2号中「町民生活課」を「税務出納課」に、「福祉保健課」を「住民福祉課」に改める。

（上砂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第3条 上砂川町特別職報酬等審議会条例（平成12年上砂川町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務財政課」を「総務企画課」に改める。

（一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

第4条 一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成11年上砂川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第6条中「町民生活課」を「住民福祉課」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第2号 基金設置条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第2号 基金設置条例の整理に関する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

基金設置条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、本町が設置する13基金のうち設置目的を達成した3基金を廃止するため、関係条例の整理をするものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第2号について内容のご説明をいたします。

資料ナンバー3をご参照いただきたいと思います。本町が設置いたします基金につきましては、法令で設置が義務づけられております財政調整基金や減債基金のほか、地域振興基金、教育施設整備基金など13基金を設置しているところでございます。このたびの改正は、これら基金のうち設置当初の目的を達成した基金や事業を終了いたしました炭鉱専用水道移管対策基金、人材育成基金、地域福祉基金の3基金について廃止するもので、新たに基金設置条例の整理に関する条例を制定し、対応するものでございます。

内容であります。第1条におきまして地域振興基金等設置条例に規定されております地域振興基金、振興公社事業開発基金、炭鉱専用水道移管対策基金の3基金のうち、昭和62年の炭鉱閉山等に当時の三井石炭社からの寄附を財源に設置いたしました炭鉱専用水道移管対策基金につきまして、事業が終了していることから、基金を廃止するものでございます。

第2条では、人材育成基金条例と地域福祉基金条例につきまして廃止をするものでございます。人材育成基金につきましては、平成5年に地域活性化に資するあらゆる分野の人材育成事業の推進を目的に設置をいたしまして、町内の青年団体の先進地視察のほか、中学生海外派遣事業等々に活

用してきたものでございます。また、上砂川町地域福祉基金につきましては、平成3年に国の高齢者保健福祉推進10カ年戦略の事業実施を設置目的といたしまして、当時の地方交付税措置分を財源といたしまして基金を設置し、これにつきましてはデイサービスセンター建設事業などの事業に充当してきたところでございます。両基金とも所期の目的を達成していることから、このたび廃止をするものでございます。

なお、この条例により廃止する基金のうち、人材育成基金で42万9,000円、地域福祉基金で90万2,000円の合計で133万1,000円の基金残高がございましたが、これらにつきましては平成20年度一般会計補正予算におきまして残高を取り崩しを行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。基金設置条例の整理に関する条例。

（地域振興基金等設置条例の一部改正）

第1条 地域振興基金等設置条例（昭和62年上砂川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第5条中「（炭鉱専用水道移管対策基金にあっては水道事業会計歳入歳出予算）」を削る。

（条例の廃止）

第2条 次に掲げる条例は廃止する。

（1）上砂川町人材育成基金条例（平成5年上砂川町条例第8号）

（2）上砂川町地域福祉基金条例（平成3年上砂川町条例第19号）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第3号 上

砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第3号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由としては、児童福祉法の改正に伴い、本町関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、改正の原因が同じであることから、上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例と上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の2つの条例を1つの条例で改正するものでございます。

児童福祉施設への入所や里親に養育されている児童につきましては、児童福祉施設措置医療制度によりまして医療費が道費で負担されることで、医療費の自己負担が発生しないため、助成の対象外とする旨本町の各条例に規定しているところでございますが、このたび児童福祉法改正によりまして現行の里親制度に小規模住居型児童養育事業による里親制度が新設されたことに伴い、この事業によって養育される児童も助成の対象外となることから関係規定に加えるもので、施行期日は平成21年4月1日でございます。

なお、小規模住居型児童養育事業につきましては、社会福祉事業として6人までの児童を里親が

養育するものでございまして、現行4人まで養育が可能な個人による里親制度とは区分されるものでございます。

それでは、条例本文に入ります。上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正）

第1条 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に、「入所している乳幼児等」を「入所し、医療の給付を受けている乳幼児等」に改める。

（上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に、「入所している者」を「入所し、医療の給付を受けている者」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第9、議案第4号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第4号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し述べます

ので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町過疎地域自立促進市町村計画（平成16年12月17日議決）の一部を次のとおり変更するものとする。

提案理由としては、平成21年度実施予定事業のうち、本計画掲載事業を精査し、別紙のとおり計画の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） ご指示によりまして議案第4号について内容の説明をいたします。

本議案は、平成16年第4回定例会で議決をいただきました上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものでございます。

本計画の変更手続にありましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして議会の議決を得るものとされているところでございます。このたびの変更箇所につきましては、平成21年度予定事業のうち学校施設耐震化事業について精査するものでございます。平成20年度に実施しました耐震化2次診断の結果に基づきまして、平成21年度には小学校体育館及び中学校全棟の耐震化実施計画を進めるとともに、中学校大規模改修の実施設計にも着手するものでございまして、平成22年度に耐震化改修工事とあわせて中学校大規模改修工事を実施する予定でございますから、本計画の一部を変更するものでございます。

それでは、本文に入ります。過疎地域自立促進計画変更。区分、変更前（頁・行）。7、教育の振興、31ページ、13行から。上砂川中学校は、平成元年に外壁塗装等の改修をしたが、著しく老朽化が進んでいることから、改修する必要がある。

（以下省略）

変更後（頁・行）。上砂川中学校は、平成元年

に外壁塗装等の改修をしたが、著しく老朽化が進んでおり、耐震化もなされていないことから、改修する必要がある。

（以下省略）

32ページ11行から。イ、義務教育、①、学校施設耐震診断調査。

（以下省略）

イ、義務教育、①、学校施設耐震化事業。

（以下省略）

33ページ、3行から。事業名（施設名）、事業内容、事業主体、備考。（1）、学校教育関連施設、（イ）、その他の施設、学校施設耐震診断調査（小学校屋体・中学校校舎、屋体）、上砂川町。上砂川中学校改築事業、同上。中央小学校コンピューター室冷房設備整備、同上。

事業名（施設名）、事業内容、事業主体、備考。（1）、学校教育関連施設、（イ）、その他の施設、学校施設耐震化事業（小学校屋体・中学校校舎、屋体）、上砂川町。上砂川中学校改築事業、同上。中央小学校コンピューター室冷房設備整備、同上。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第5号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第5号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

補正予算書、本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ2億2,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億638万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第5号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税428万3,000円の減額で、1億8,399万9,000円となります。

1項町民税49万9,000円の減額で、9,012万4,000円となります。

2項固定資産税222万4,000円の減額で、5,925万6,000円となります。

4項町たばこ税141万5,000円の減額で、2,290万9,000円となります。

6項入湯税14万5,000円の減額で、517万円となります。

6款地方消費税交付金600万円の減額で、3,900万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金99万2,000円の追加で、228

万7,000円となります。

1項地方特例交付金99万2,000円の追加で、199万2,000円となります。

9款地方交付税1億4,711万1,000円の追加で、15億2,711万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金100万円の減額であります。

1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

11款分担金及び負担金80万1,000円の減額で、976万8,000円となります。

1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料519万1,000円の減額で、2億1,331万2,000円となります。

1項使用料372万1,000円の減額で、1億8,478万7,000円となります。

3項証紙収入147万円の減額で、2,507万5,000円となります。

13款国庫支出金7,283万円の追加で、1億7,790万8,000円となります。

1項国庫負担金209万4,000円の減額で、6,594万9,000円となります。

2項国庫補助金7,492万4,000円の追加で、1億1,097万円となります。

14款道支出金84万9,000円の減額で、8,855万円となります。

1項道負担金71万6,000円の追加で、6,293万円となります。

2項道補助金161万9,000円の減額で、1,751万2,000円となります。

3項道委託金5万4,000円の追加で、810万8,000円となります。

15款財産収入84万5,000円の追加で、2,053万1,000円となります。

1項財産運用収入84万5,000円の追加で、2,050万円となります。

16款寄附金61万5,000円の追加で、578万6,000

円となります。

1 項寄附金、同額であります。

17款繰入金452万9,000円の追加で、502万9,000円となります。

1 項基金繰入金133万1,000円の追加で、183万1,000円となります。

2 項特別会計繰入金319万8,000円の追加で、319万8,000円となります。

18款諸収入1,818万円の追加で、3億2,080万5,000円となります。

3 項貸付金元利収入250万円の減額で、1,316万1,000円となります。

4 項受託事業収入27万円の減額で、20万円となります。

5 項雑入2,095万円の追加で、3億738万3,000円となります。

19款町債2,300万円の減額で、1億2,535万8,000円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金2,140万2,000円の追加で、6,003万6,000円となります。

1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計が2億2,538万円の追加で、28億638万円となります。

歳出、2 款総務費 2 億7,993万8,000円の追加で、4億9,887万8,000円となります。

1 項総務管理費 2 億8,437万4,000円の追加で、4億8,313万6,000円となります。

2 項徴税費130万1,000円の減額で、1,160万1,000円となります。

4 項選挙費313万5,000円の減額で、157万2,000円となります。

3 款民生費4,046万円の減額で、5億8,481万2,000円となります。

1 項社会福祉費3,866万5,000円の減額で、5億4,342万5,000円となります。

2 項児童福祉費179万5,000円の減額で、3,880万8,000円となります。

4 款衛生費314万2,000円の減額で、1億8,602万5,000円となります。

1 項保健衛生費299万6,000円の減額で、6,548万9,000円となります。

2 項清掃費14万6,000円の減額で、1億2,053万6,000円となります。

7 款商工費310万円の追加で、1億1,820万2,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費42万7,000円の減額で、2億414万7,000円となります。

1 項土木管理費83万9,000円の追加で、7,970万7,000円となります。

3 項住宅費126万6,000円の減額で、7,953万6,000円となります。

9 款消費費66万1,000円の減額で、1億2,885万4,000円となります。

1 項消費費、同額であります。

10款教育費917万8,000円の減額で、8,700万2,000円となります。

1 項教育総務費27万2,000円の減額で、485万2,000円となります。

2 項小学校費89万1,000円の減額で、2,696万6,000円となります。

3 項中学校費794万円の減額で、3,914万8,000円となります。

4 項社会教育費 7 万5,000円の減額で、589万6,000円となります。

12款公債費379万円の減額で、5億9,059万2,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が2億2,538万円の追加で、28億638万円となります。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額。
2 款総務費、1 項総務管理費、地域活性化対策事業2,601万円。

第3表、地方債補正、1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。テレビ中継局デジ

タル化整備事業2,440万円、2,230万円。環境保全林整備事業1,080万円、全額減額であります。鶉北線排水改修事業440万円、全額減額であります。既設公営住宅改善事業570万円、全額減額であります。

次に、事項別明細書、12ページの歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算でございまして、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でございますので、予算額の読み上げとさせていただきます。減額の大きなものと追加となります費目を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費2億2,199万1,000円の追加で、2億7,276万円となります。25節の積立金でございます。財政調整基金へ2億2,217万6,000円、そして地域振興基金へ一般寄附金分といたしまして24万、さらにふるさとづくり基金へということでふるさと納税分で37万5,000円を積み立てるものがございます。

4目会計管理費7万2,000円の減額で、120万2,000円となります。

5目財産管理費1,450万円の減額で、3,305万8,000円となります。公有財産購入費の減額でございますが、9月補正で計上の温泉沢川支流の南斜面89ヘクタールの山林購入につきまして、国の地域活性化・生活対策臨時交付金事業に対象となるため、全額組みかえをするものがございます。

10目町民センター管理費70万円の減額で、1,503万9,000円となります。

11目地域振興費211万4,000円の減額で、5,509万1,000円となります。テレビ中継局整備事業の執行残の精査と例年措置してございますが、中央バスの路線維持助成金200万円の追加となるものがございます。

12目地域活性化対策費7,976万9,000円の追加で、7,976万9,000円となります。国の第2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金事業

でございまして、新しい目を設置といたしまして予算計上するものがございます。

お手元に配付してございます資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。事業の目的でございます。地域活性化・生活対策臨時交付金7,110万1,000円を受けまして、総額で7,976万9,000円の事業予算の計上となるものがございます。

事業内容でございますが、4番をごらんいただきたいと思います。委託料でございますが、環境保全林間伐業務ということでございまして、さきに購入しました89ヘクタールの水源涵養林のうちトドマツ部分10ヘクタールの間伐を実施するもので、500万円の計上となるものがございます。

工事請負費につきましては、単身者住宅改善事業ということで、火災報知機事業の組みかえとなります。既存予算61万9,000円を組み替えるものがございます。町民センターボイラー取りかえ工事、ボイラー1基450万円の取りかえ工のほか、資料ナンバー5から資料ナンバー7に工事の位置図を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。事業内容といたしましては保育所連絡路の舗装工事、全体で120メートルでございます。それと、鶉北線の排水改修工事ということで62メートルの施行でございます。公営住宅の水洗化事業ということでございまして、鶉の公住水洗化工事1棟4戸につきまして予算計上いたしまして、工事費全体では1,351万9,000円を予算計上するものがございます。

公有財産購入費につきましては、先ほど説明いたしました既存予算の組み替えでございます。

備品購入費につきましては、地上デジタル放送に対応するため、各公共施設のテレビの更新またはチューナー購入で811万円の予算計上でございます。

積立金につきましては、平成21年度事業に充当するため、平成20年度で一たんは基金に積み立てるということでございまして、地域振興基金で1,200万円、教育施設整備基金に900万円の積み立て

でございます。充当事業につきましては、裏面をごらんいただきたいと思ひます。地域振興基金につきましては、移住、定住対策を含めた公的住宅の環境整備に充てるものでございまして、教育施設基金につきましては小中学校の耐震化などの実施設計費に充てるものでございます。

繰出金につきましては、水道検満量水器の更新、441台の更新でございまして、これは水道会計へ繰り出しをいたしまして予算措置するものでございます。

以上の内容によりまして、総額で7,976万9,000円となるものでございます。このうち、備考欄に書いてございますが、括弧して繰越明許費とございます。これにつきましては、総額で4,365万円となるものでございます。

予算書へお戻りください。総務費の徴税費でございます。2目賦課徴収費130万1,000円の減額で、1,147万4,000円となります。

総務費、選挙費、3目町議会議員選挙費313万5,000円の減額で、141万7,000円となります。無投票当選に伴う精査でございます。

民生費でございます。社会福祉費、1目社会福祉総務費2,898万2,000円の減額で、2億327万6,000円となります。扶助費と国民健康保険会計基盤安定等繰出金の精査が主なものでございます。

2目老人福祉費274万6,000円の減額で、876万4,000円となります。老人保健負担金の精査が主なものでございます。

4目特別養護老人ホーム費253万2,000円の減額で、1億2,715万8,000円となります。事業費で燃料費の精査と修繕料、給排水の修繕料を追加するものでございます。

6目デイサービスセンター費10万7,000円の追加で、2,195万9,000円となります。給湯管の修繕料の追加でございます。

7目介護保険費243万6,000円の減額で、7,582万3,000円となります。中部広域連合負担金の精査でございます。

9目介護予防費80万4,000円の減額で、424万円となります。

10目後期高齢者医療費127万2,000円の減額で、7,252万2,000円となります。特別会計繰出金の精査でございます。

民生費の児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費20万5,000円の減額で、2,656万2,000円となります。

2目保育所費159万円の減額で、1,224万6,000円となります。園児数減少による精査でございます。

衛生費へまいります。保健衛生費、1目保健衛生総務費86万1,000円の減額で、5,172万3,000円となります。

2目予防費54万1,000円の減額で、785万6,000円となります。

3目環境衛生費159万4,000円の減額で、591万円となります。19節の負担金、補助及び交付金でございます。砂川地区保健衛生組合の負担金の減額146万2,000円でございますが、平成20年7月から火葬場の使用料が有料化になったということで、本町の負担金が減額となるものでございます。

衛生費、清掃費、3目し尿処理費14万6,000円の減額で、4,444万7,000円となります。

商工費へまいります。商工費、1目商工振興費250万円の減額で、2,795万8,000円となります。中小企業融資原資預託金で、新規事業がないということでの減額でございます。

2目企業開発費560万円の追加で、8,000万5,000円となります。振興公社助成金の計上でございますが、資料ナンバー8をごらんいただきたいと思ひます。助成金の目的でございます。上砂川岳温泉を経営いたします振興公社に対しましては、温泉施設が町民保養施設であるというようなことで、適正料金により温泉入浴サービスを提供していただくというようなことで、入館料の一部を助成しているところでございますが、このたび振興公社より20年度において赤字発生が見込まれると

のことで、支援が求められたところでございます。

2番でございますが、平成20年度の振興公社の経営状況でございます。年間日帰り入館者数9万3,500人を目標といたしまして、健康の里づくりだとか割引の設定等々いろんな事業を展開しながら、あわせて経常経費の削減ということでは職員の削減、そして燃料費、さらには食材等の経費節減に努めてきたところでございますが、入館者数は確保されたものの、原油高騰による仕入れ材料等の増嵩や経済情勢の悪化によりまして売り上げが減少したというようなことでございまして、決算見込みで565万2,000円の赤字が見込まれるという内容で報告があったところでございます。

追加助成の理由でございますが、町といたしましては当初予算におきましても入館者1人当たり650円の入館料により経営が成り立つのではないかなということございまして、1人当たり150円を町が負担し、総額で1,400万円を助成しているところでございます。しかしながら、経済不況による赤字というようなことでございまして、現行入浴料につきましても700円程度まで値上げしなければならぬ状況になったというふうに推察するところでございます。しかしながら、温泉施設は町民の憩いの場でございまして、健康増進施設でもありますので、値上げをいたしまして町民の皆様方に負担を求めることは大変難しく、振興公社からも平成21年度におきまして赤字解消に向け、各種対策を講じ、経営の安定に努めるという方針が示されております。内容につきましては、ここに記載のとおりでございますが、振興公社の置かれる状況を考慮いたしまして、本年度において値上げ相当額を追加助成するものでございます。助成金額560万円ということでございます。

予算書へお戻りください。土木費へまいります。土木管理費、1目土木総務費83万9,000円の追加で、7,970万7,000円となります。特別会計繰出金の精査となるものでございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費126万6,0

00円の減額で、3,471万円となります。執行残の精査でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費15万円の減額で、1億2,166万4,000円となります。

2目非常備費51万1,000円の減額で、639万7,000円となります。

教育費へまいります。教育総務費、2目事務局費27万2,000円の減額で、396万4,000円となります。

小学校費でございます。1目学校管理費89万1,000円の減額で、2,099万3,000円となります。13節の委託料でございます。学校の耐震化の2次診断業務でございます。一般競争入札導入によります執行残の精査でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費794万円の減額で、3,217万9,000円となります。13節の委託料、小学校同様委託料の精査でございます。

教育費、社会教育費、1目社会教育総務費7万5,000円の減額で、104万6,000円となります。

公債費、公債費、2目利子379万円の減額で、7,761万1,000円となります。それぞれ精査でございます。

7ページの歳入へまいります。2、歳入、町税、町民税、1目個人49万9,000円の減額で、7,864万6,000円となります。所得割の精査です。

町税、固定資産税、1目固定資産税222万4,000円の減額で、5,918万5,000円となります。償却資産の減少で、精査でございます。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税141万5,000円の減額で、2,290万9,000円となります。

町税、入湯税、1目入湯税14万5,000円の減額で、517万円となります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金600万円の減額で、3,900万円となりまして、確定精査でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金99万2,000円の追加で、199万2,000円となります。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億4,711万1,000円の追加で、15億2,711万1,000円となります。普通交付税につきまして、交付額までの全額計上精査でございます。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金は100万円の減額、本年度も未交付となるものでございます。

分担金及び負担金でございます。負担金、1目民生費負担金80万1,000円の減額で、976万8,000円となります。

使用料及び手数料、使用料、4目土木使用料387万1,000円の減額で、1億8,186万2,000円となります。住宅使用料、町営住宅の空戸発生に伴う精査でございます。

5目教育使用料15万円の追加で、130万5,000円となります。体育センターの使用料追加です。

使用料及び手数料、証紙収入、1目証紙収入147万円の減額で、2,507万5,000円となります。

国庫支出金へまいります。国庫負担金、1目民生費負担金209万4,000円の減額で、6,594万9,000円となります。それぞれ歳出に連動いたします補助金の精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金13万9,000円の減額で、127万3,000円となります。

2目土木費補助金107万1,000円の減額で、686万8,000円となります。

4目総務費補助金7,613万4,000円の追加で、1億58万4,000円となります。2節の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金709万1,000円の追加でございますが、これにつきましては国の1次補正予算にかかわる補助金でございまして、本町におきましては学校の耐震化、2次診断業務について認められたということでございます。3節の地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、歳出で説明いたしました各事業に充当するというところで7,110万1,000円の追加計上でございます。

道支出金でございます。道負担金、1目民生費負担金112万4,000円の追加で、5,263万4,000円と

なります。歳出及び国庫負担金に連動する精査でございます。

2目保険基盤安定拠出金40万8,000円の減額で、1,029万6,000円となります。

道支出金、道補助金でございます。2目民生費補助金185万9,000円の減額で、1,203万6,000円となります。それぞれ精査でございます。

3目衛生費補助金24万円の追加で、36万5,000円となります。健康増進事業補助金の追加でございます。

道支出金、道委託金、3目教育費委託金5万4,000円の追加で、5万4,000円となります。道の委託事業で平成21年と22年に本格稼働いたします学校支援地域本部事業ということで、設置補助金の受け入れでございます。

財産収入、財産運用収入、2目利子及び配当金84万5,000円の追加で、84万6,000円となります。

寄附金へまいります。寄附金、1目一般寄附金61万5,000円の追加で、578万6,000円となります。一般寄附金につきましては8件分で24万円、ふるさと寄附金につきましては20件分で、今の補正時点で全体で25件、254万5,000円となっているところでございます。

繰入金でございます。基金繰入金、1目基金繰入金133万1,000円の追加で、183万1,000円となります。議案第2号で説明いたしました基金の廃止に伴いまして基金残高を繰り入れいたしまして、財政調整基金へ積み立てる財源でございます。

繰入金、特別会計繰入金、1目特別会計繰入金319万8,000円の追加で、319万8,000円となるものでございます。老人保健施設特別会計より歳入超過分につきまして一般会計へ繰り入れするものでございます。

諸収入、貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金収入250万円の減額で、950万円となります。歳出と同額を精査するものでございます。

諸収入、受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入27万円の減額で、20万円とな

ります。

諸収入、雑入、5目雑入2,095万円の追加で、3億737万9,000円となります。主なものは、空知産炭地域基盤整備事業の助成金でございまして、いわゆる旧基金の取り崩しということでございまして、公営住宅の水洗化、鶉北線の排水改修事業に充当ということで1,580万円、それと空知中部広域連合からの老人保健負担金の前年度精算金54万9,000円が追加の主なものがございます。

町債にまいります。町債、1目総務債1,290万円の減額で、1億2,055万8,000円となります。3の環境保全林整備事業1,080万円の減額でございしますが、先ほど触れました生活対策臨時交付金に組みかえるものでございます。

2目土木債1,010万円の減額で、480万円となります。それぞれ精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金2,140万2,000円の追加で、6,003万6,000円となります。前年度繰越金で全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第6号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第6号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるよ

うお願いをいたします。

補正予算書本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,567万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第6号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税99万7,000円の追加で、1億736万2,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金1,977万2,000円の減額で、4,697万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入3,129万2,000円の追加で、3,129万7,000円となります。

2項雑入3,129万2,000円の追加で、3,129万5,000円となります。

5款国庫支出金3万7,000円の追加で、3万7,000円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

歳入合計が1,255万4,000円の追加で、1億8,56

7万8,000円となります。

2、歳出、1 款総務費1,255万4,000円の追加で、1 億8,552万3,000円となります。

1 項総務管理費1,255万4,000円の追加で、1 億8,488万円となります。

歳出合計が1,255万4,000円の追加で、1 億8,567万8,000円となります。

事項別明細書、5 ページの歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費1,255万4,000円の追加で、1 億8,488万円となります。高齢受給者証の交付事務費といたしまして、3 万7,000円を追加するほか、19節の負担金、補助及び交付金でございます。371万7,000円の追加でございます。広域連合負担金、医療費の減少によりまして2,537万1,000円の減額、あわせて74歳以下の被保険者で負担いたします後期高齢者支援金等で2,908万8,000円を追加するものでございます。積立金880万円の追加は、歳入超過となる分について積み立てをするものでございます。

4 ページの歳入へまいります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税4,389万8,000円の追加で、9,807万1,000円となります。主なものでございます。1 節の医療給付費分現年課税分で3,240万5,000円の追加となります。退職医療制度の改正による65歳から74歳までの退職被保険者が一般被保険者へ移行したものでございます。それと、5 節の後期高齢者支援金分現年課税分で766万6,000円の追加で、5 月に税率改正をいたしました保険税の計上でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税4,290万1,000円の減額で、929万1,000円となります。一般被保険者へ移行となったものの精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,977万2,000円の減額で、4,697万円となります。当初見込みの歳入不足分につきまして、連合からの精算還付金が生じたため精査をするものでございます。

諸収入、雑入、3 目雑入3,129万2,000円の追加で、3,129万3,000円となります。中部広域連合前年度精算金の追加でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1 目国庫補助金3 万7,000円の追加で、3 万7,000円となります。高齢者医療制度円滑導入事業補助金を受けるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第7号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第7号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ867万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,312万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第7号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料1,048万9,000円減額で、5,352万7,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金100万2,000円の減額で、1,660万2,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款国庫支出金281万2,000円の追加で、281万2,000円となります。

1項国庫補助金、同額でございます。

歳入合計が867万9,000円の減額で、7,312万6,000円となります。

2、歳出、1款総務費281万2,000円の追加で、351万7,000円となります。

2項徴収費281万2,000円の追加で、328万2,000円となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,149万1,000円の減額で、6,950万9,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

歳出合計が867万9,000円の減額で、7,312万6,000円となります。

事項別明細書、5ページの歳出でございます。

3、歳出、総務費、徴収費、1目徴収費281万2,000円の追加で、328万2,000円となります。13節委託料でございます。後期高齢者医療保険料軽減等にかかわるシステムの改修費の計上でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金1,149万1,000円の減額で、6,950万9,000円となります。連合の負担金でございます。保険料の減収によりまして1,103万3,000円を減額、あわせまして事務費で45万8,000円を減額するものでござ

います。

4ページの歳入でございます。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料730万3,000円の減額で、4,391万円となります。現年分の保険者数の減少による精査でございます。

2目普通徴収保険料318万6,000円の減額で、961万7,000円となります。現年分でございますが、軽減拡大となります対象者がふえたことによりまして減収でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目事務費繰入金45万8,000円の減額で、287万3,000円となります。

2目保険基盤安定繰入金54万4,000円の減額で、1,372万9,000円となります。

国庫支出金でございます。国庫補助金、1目国庫補助金281万2,000円の追加で、281万2,000円となります。歳出と同額となります補助金の受け入れでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第8号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第8号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第8号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。このたびの補正は、歳入予算の組み替えとなるものでございます。

第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款財産収入987万1,000円の減額で、335万6,000円となります。

1項財産売却収入、同額であります。

2款繰入金987万1,000円の追加で、1,209万2,000円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

歳入合計で1,544万8,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書でございます。2、歳入、財産収入、財産売却収入、1目宅地売却収入987万1,000円の減額で、335万6,000円となります。当初予算におきまして9区画の土地売り払いを見込んでございましたが、2区画の売却ということで減額を精査するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金987万1,000円の追加で、1,209万2,000円となります。歳入不足分につきまして一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第9号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第9号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,051万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰越金214万8,000円の追加で、387万4,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が214万8,000円の追加で、1億7,051万8,000円となります。

2、歳出、1款、老人保健施設費214万8,000円

の追加で、1億4,688万7,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が214万8,000円の追加で、1億7,051万8,000円となります。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費214万8,000円の追加で、1億4,688万7,000円となります。11節需用費105万円の減額でございます。燃料費の精査とボイラー等の修繕料の追加でございます。28節の繰出金は319万8,000円の追加で、歳入超過分につきまして一般会計へ繰り出すものでございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰越金、繰越金、1目繰越金214万8,000円の追加で、387万4,000円となります。前年度繰越金につきまして全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第10号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第10号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

補正予算本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,580万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億814万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料81万2,000円の追加で、2,488万4,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金325万円の減額で、2,425万円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金792万3,000円の減額で、5,707万4,000円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

5款諸収入155万8,000円の追加で、393万1,000円となります。

2項雑入155万8,000円の追加で、393万円となります。

6款町債700万円の減額で、9,400万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が1,580万3,000円の減額で、2億814万6,000円となります。

2、歳出、1款下水道費1,505万3,000円の減額で、7,704万9,000円となります。

1項下水道整備費1,505万3,000円の減額で、270万2,000円となります。

2 款公債費75万円の減額で、1 億3,099万7,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が1,580万3,000円の減額で、2 億814万6,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。特定環境保全公共下水道事業債3,120万円、2,420万円。

事項別明細書、5 ページの歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2 目下水道建設費1,505万3,000円の減額で、6,490万6,000円となります。いずれも執行残の精査でございます。

公債費、公債費、2 目利子75万円の減額で、2,708万4,000円となります。償還金、利子及び割引料で長期債償還利子の精査でございます。

5 ページの歳入でございます。2、歳入、材料及び手数料、使用料、1 目下水道使用料81万2,000円の追加で、2,488万4,000円となります。

国庫支出金でございます。国庫補助金、1 目下水道事業費補助金325万円の減額で、2,425万円となります。歳出の補助事業精査に連動するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1 目一般会計繰入金79万2,300円の減額で、5,707万4,000円となります。一般会計繰入金を減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

諸収入、雑入、1 目雑入155万8,000円の追加で、393万円となります。石狩川流域下水道組合負担金の還付が発生したものでございます。

町債、町債、1 目下水道事業債700万円の減額で、9,400万円となります。工事にかかわります精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第11号 平

成20年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第11号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いを申し上げます。

本文をご参照ください。

(総則)

第1条 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成20年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第1号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1 億6,907万6,000円、減額の101万円、1 億6,806万6,000円。

第2項営業外収益、4,231万7,000円、減額の101万円、4,130万7,000円。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1 億6,907万6,000円、減額の101万円、1 億6,806万6,000円。

第1項営業費用、1 億753万3,000円、減額の76万7,000円、1 億676万6,000円。

第2項営業外費用、6,144万3,000円、減額の24万3,000円、6,120万円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的収入、3,990万円、1,639万1,000円、5,629万

1,000円。

第1項企業債、2,830万円、減額の160万円、2,670万円。

第2項国庫補助金、1,090万円、20万2,000円、1,110万2,000円。

第3項他会計補助金、70万円、1,778万9,000円、1,848万9,000円。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的支出、1億71万7,000円、1,639万1,000円、1億1,710万8,000円。

第2項建設改良費3,990万円、1,639万1,000円、5,629万1,000円。

(繰越明許費)

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用ができる経費は、次のとおり定める。

款、1款資本的支出、項、2項建設改良費、事業名、地域活性化対策事業、金額1,764万円。

(企業債)

第5条 予算第5条で定めた、企業債の限度額「2,830万円」を「2,670万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条及び補正予算(第1号)第4条に定めた、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,030万6,000円」を「3,929万6,000円」に改め、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「70万円」を「1,848万9,000円」に改める。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、議案第11号に

ついて内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成20年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益101万円の減額で、1億6,806万6,000円となります。

2項営業外収益101万円の減額で、4,130万7,000円となります。

2目繰入金101万円の減額で、3,929万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用101万円の減額で、1億6,806万6,000円となります。

1項営業費用76万7,000円の減額で、1億676万6,000円となります。

1目原水及び浄水費60万円の減額で、1,472万5,000円となります。

4目総係費16万7,000円の減額で、2,305万円となります。

2項営業外費用24万3,000円の減額で、6,120万円となります。

2目雑支出58万5,000円の減額で、121万5,000円となります。

3目消費税及び地方消費税34万2,000円の追加で、426万2,000円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入1,639万1,000円の追加で、5,629万1,000円となります。

1項企業債160万円の減額で、2,670万円となります。

1目企業債、同額であります。

2項国庫補助金20万2,000円の追加で、1,110万2,000円となります。

1目国庫補助金、同額であります。

3項他会計補助金1,778万9,000円の追加で、1,848万9,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1,639万1,000円の追加で、1億1,710万8,000円となります。

2項建設改良費1,639万1,000円の追加で、5,62

9万1,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費124万9,000円の減額で、3,865万1,000円となります。

2目地域活性化対策事業費1,764万円の追加で、1,764万円となります。

事項別明細書、5ページの収益的支出であります。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費60万円の減額で、1,472万5,000円となります。

4目総係費16万7,000円の減額で、2,305万円となります。いずれも精査でございます。

水道事業費用、営業外費用、2目雑支出58万5,000円の減額で、121万5,000円となります。

3目消費税及び地方消費税34万2,000円、確定による精査でございます。

収益的収入へまいります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金101万円の減額で、3,929万6,000円となります。一般会計繰入金を減額いたしまして収支の均衡を図るものでございます。

7ページの資本的支出へまいります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費124万9,000円の減額で、3,865万1,000円となります。いずれも精査でございます。

2目地域活性化対策事業費1,764万円の追加で、1,764万円となります。一般会計補正予算の資料ナンバー4で説明いたしましたが、地域活性化対策事業、検満量水器441台の工事費の追加計上でございます。なお、繰越明許費となるものでございます。

6ページの資本的収入へまいります。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債160万円の減額で、2,670万円となります。精査でございます。

資本的収入、国庫補助金、2目国庫補助金20万2,000円の追加で、1,110万2,000円となります。精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、3目他会計補助金

1,778万9,000円の追加で、1,848万9,000円となります。一般会計の補助金を受けるものでございますが、簡易水道施設整備事業ということで町単独の消火栓接続工事分で14万9,000円、そして地域活性化対策事業補助金、歳出同額の1,764万円を受けるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

◎追加日程について 日程変更について

○議長（堀内哲夫） ここで議事日程の追加と議事日程の変更についてお諮りいたします。

ただいま議長の手元に日程第19、議案第21号平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）が所定の手続を経て提出されておりますので、追加日程のとおり議題に付し、議事日程を変更して日程第19を日程第17に、以下の日程につきましても日程第17、町政執行方針を日程第18に、日程第18、教育行政執行方針を日程第19に繰り下げることにについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程を追加し、議事日程を変更することに決定いたしました。

◎議案第21号

○議長（堀内哲夫） それでは、日程第17、議案第21号平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第21号平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。

平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,947万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,585万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第21号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税200万円の追加で、15億2,911万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金7,747万円の追加で、2億5,537万8,000円となります。

2項国庫補助金7,747万円の追加で、1億8,844万円となります。

歳入合計が7,947万円の追加で、28億8,585万円となります。

2、歳出、2款総務費7,747万円の追加で、5億7,634万8,000円となります。

1項総務管理費7,747万円の追加で、5億6,060万6,000円となります。

7款商工費200万円の追加で、1億2,020万2,000円となります。

1項商工費、同額であります。

歳出合計が7,947万円の追加で、28億8,585万円となります。

第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額。2款総務費、1項総務管理費、定額給付金事業、7,584万3,000円。同上、同上、子育て応援特別手当給付金事業、162万7,000円。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、13目定額給付金等給付事業費7,747万円の追加で、7,747万円となります。

お手元に配付してございます資料ナンバー21をごらんいただきたいと思っております。事業の概要でございます。目的につきましては、記載のとおりでございます。対象者、2番でございますが、基準日ということで21年の2月1日における住民基本台帳の登録者ということでございます。定額給付金につきましては全町民が対象で、2,269世帯、4,197人ということでございます。65歳以上が1,725人、18歳以下は507人となるものでございまして、給付額につきましては4に記載してございます。1人につき1万2,000円。ただし、65歳以上と18歳以下は2万円というふうになるものでございませぬ。給付金総額は、7に記載してございますが、6,822万円となるものでございます。

次に、子育て応援特別手当でございます。対象は、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの第2子以降の子供ということでございまして、34世帯で38人が対象となっておりまして、1人につき3万6,000円の給付ということで、総額では136万8,000円の給付金であるということでございます。いずれの交付金につきましても、本町では所得制限は設けないということでございます。

5番の申請及び給付方法でございます。①の申請の郵送時期、3月13日の発送予定でございます。個人あて通知をいたします。

②の申請方法でございますが、基本的には世帯主でございますが、代理申請も可能となっております。

います。それで、実際の申請方法でございます。1つには、窓口での申請ということで、地域ごとに受け付け日を指定いたしまして、裏面に記載してございます。3月18日から24日まで、それぞれ各町生活館等へ出向きまして申請を受け付けたいと、こういうことでございます。並行いたしまして役場でも受け付けをいたしまして、休日、夜間等につきましても申請をお受けする予定でございます。それと、もう一つには、郵送による申請も可能だということでございます。

給付方法でございますが、表の中ほどでございます。③でございますが、基本的には口座振り込みということでございまして、口座がない場合につきましては役場での現金給付になるということでございます。申請書受理後10日程度で振り込みができるようにということでございまして、今指定金融機関と調整中でございます。3月18日から始まりますので、早い方では3月の末予定、全町的にも4月の中ぐらいまでには一通り終わるのではないかなというようなことで、一日も早い給付に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

申請期間につきましては、これは国の基準どおり6カ月間ということでございますが、今ご説明いたしましたとおり3月いっぱいをめどにいたしまして、それで事務処理が終わらない分につきましては随時受け付けをしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

予算額につきましては、給付金と事務費の合計で7,747万円の計上となるものでございます。

予算書へお戻りください。ただいまご説明申しました内容によりまして、必要となります職員手当等から負担金、補助及び交付金まで総額7,747万円の計上でございます。

商工費へまいります。商工費、1目商工振興費200万円の追加で、2,995万8,000円となります。

これにつきましては、資料ナンバー22をごらんいただきたいと思っております。割り増し特典つきの商

品券の発行事業ということでございます。定額給付金の交付に合わせまして、疲弊している地域経済の緊急対策といたしまして、町内で使えるプレミアム券を発行して、地域の活性化を図りたいということでございまして、商工会議所さんが中心になりまして商品券を発行すると。それに対して町が一定の助成を行うというものでございます。

2番目の概要でございます。割り増しの内容でございますが、1万2,000円の商品券を1万円で販売。限定1,000セットということでございまして、20%相当分、200万円につきましては町が助成するというところでございます。

商品券の購入限度でございます。⑦に記載のとおり、町民1人につき最大5セットというふうに聞いているところでございます。

商品券の販売期間と使用期間でございますが、これは4月から6カ月間ということでございまして、商工会議所で販売をしていただくものでございます。

なお、この商品券につきましては、町内の商店及び上砂川岳の温泉でも使用できるというものでございます。

住民への周知につきましては、定額給付金の交付決定発送時に会議所のほうで作成いたしましたPRチラシを同封して住民周知をしていきたいと、このように思うところでございます。

予算書へお戻りください。ただいま説明いたしました商工会議所補助金200万円の追加でございます。

4ページ、歳入へまいります。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税200万円の追加で15億2,911万1,000円となります。商工会議所補助金200万円につきまして、特別交付税を計上するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、4目総務費補助金7,747万円の追加で、1億7,805万4,000円となります。歳出同額の補助金の計上でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で内容の説明を終わります。

ここで午後1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

栗原教育委員長は、所用のため欠席しております。

◎町政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第18、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程をされました町政執行方針を申し上げたいと思います。本文を皆さんご参照願いたいと思います。

I 初めに

平成21年上砂川町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行について私の所信を申し上げます。

議員の皆様には、去る2月の町議会議員選挙においてご当選の栄を得られ、町民の皆さんからこれからの議会運営を託されたところであり、今後のご活躍にご期待申し上げます。

私も町長に就任して3年が経過しようとしておりますが、この間、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき財政健全化計画を着実に実行し、厳しい財政状況の中にあっても町民が安心して暮らせる町づくりに向け努力をしてきたところであります。

また、この3年間数多くの課題に直面いたしましたが、議会や町民の皆さんのご理解とご協力によりまして、一つ一つ問題の解決を図りながら町政を執行してきたところであります。

本町におきましては、財政健全化問題を初め産業の振興、人口減少問題が最重要課題となっており、また、学校校舎耐震化や学力向上対策などの教育環境問題や少子高齢化問題など数多くの課題

を抱えております。

私は、町政の執行に当たっては3つの重点目標と3つの主要施策の柱を基本とし行財政改革を進め、限られた財源を有効に活用しながら、みずからの創意工夫のもと、費用対効果を考え、町民の皆さんの負託にこたえるべく諸施策を進めてまいります。

本町は明治32年に福井県鶯村から開拓者が入植し、開拓のくわが入れられてから開基110年、開町60年という記念すべき節目の年を迎えました。

上砂川町のきょうあるのも、幾多の困難にひるむことなく、開拓に命をかけて築きました先人たちのたゆまぬ英知と努力のたまものであり、改めて心から敬意と感謝の意を表するとともに、私は先人の偉業を継承し、長く後世に伝えていけるよう町づくりに全力を尽くす決意であります。

以下、平成21年度の重点目標と主要施策の大綱について申し上げます。

II 重点目標

本年度の町政を推進するに当たって、次の3点を重点目標と位置づけ行政運営を進めてまいります。

1. 産業の振興

企業誘致の推進や既存企業の育成・支援を行い、地域経済の活性化を図り活力ある町づくりを目指します。

2. 人口減少対策・移住定住の推進

雇用の確保や居住環境の整備、移住定住PR事業を行い、にぎわいのある町づくりを目指します。

3. 福祉と教育の充実

子供からお年寄りまで町民だれもが住みなれた地域で、安心して暮らせる町づくりを目指します。

学習意欲の醸成と快適な教育環境を確保し、子供たちの学力の向上を図り、個性を生かせる町づくりを目指します。

III 主要施策の大綱

重点目標の実現に向けて、主要施策の3つの柱を基本として諸施策を進めてまいります。

第1 みんなが健康で生き生きと生活できる町づくり

1. 住民福祉と医療、健康づくりの推進
2. 子育て支援の推進
3. 教育の振興

第2 みんなが安全・安心で快適に暮らせる町づくり

1. 地域経済の活性化と産業の振興
2. 安心・安全な地域づくりの推進
3. 潤いのある快適な環境整備

第3 みんなで進める町づくり

1. 協働による町づくりの推進
2. 移住定住対策の推進
3. 行財政基盤の確立
4. 開基110年、開町60年記念

第1 みんなが健康で生き生きと生活できる町づくり

1. 住民福祉と医療、健康づくりの推進

少子高齢化が進行する中、すべての人が支え助け合い、健康で生きがいを持ち、生き生きと暮らすことが町民の願いであります。

高齢者や障害のある方につきましては、住みなれた地域で安心して暮らせるよう関係機関・団体と連携を密にして、生活支援事業や介護給付事業など保健福祉施策の充実に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防に重点を置き、特定健診や特定保健指導を強化し、健診受診率の向上を目指してまいります。

生活習慣病予防や介護予防の一環として、町民に対する食育活動推進のため食生活改善推進員の養成を図り、各種の健康づくりグループ活動の側面支援とあわせ、町民の健康増進を図ってまいります。

健康の里づくり推進プロジェクトにつきましては、数多くの町民の皆さんの参加を得て実施しておりますので、家庭菜園講習会や冬期間のかんじきウォーキングなど新たな事業を展開し、町民の

健康増進に努めてまいります。

昨年4月に75歳以上を対象としてスタートした後期高齢者医療制度につきましては、本年度も制度内容の見直しや激変緩和措置が設けられていることから被保険者に新たな混乱が生じないよう住民周知等に努めてまいります。

福祉医療センターにつきましては、町民の医療・福祉・介護に係る拠点施設でありますので、施設環境を整備し思いやりのある質の高い介護の提供に努めるとともに、医師の専門性を生かし地域医療体制の充実を図ってまいります。

デイサービス事業につきましては、現在利用者だけで実施している桜見学や紅葉狩り昼食会に家族が参加できる機会を提供いたします。

介護報酬の見直しにつきましては、国の動向を注視するとともに、他市町の状況も見きわめ対応してまいります。

2. 子育て支援の推進

安心して子供を産み育てるための子育て支援事業につきましては、乳児保育・延長保育などの保育所サービスのほか、小学生以下の医療費助成制度の創設、保健師による新生児訪問や育児家庭訪問などを進めておりますが、本年度においては、安心して妊娠・分娩ができるよう妊婦健康診査助成の受診回数を現行の5回から14回に拡充し、健診体制の充実を図ってまいります。

昨年から保育園で実施している子育て支援事業「おひさまルーム」につきましては、年12回の開催を夏期間4回ふやして年16回に拡充するとともに、公民館を通年開館し絵本ルームの設置や読み聞かせなど学童クラブを実施することにより、孤立しがちな子育て家庭を支援してまいります。

3. 教育の振興

教育を取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちが健やかに育ち、安心して暮らし学べる教育環境の充実を図る必要がありますので、将来を担う子供たちのために、本年度は特に教育施策に重点を置いた予算編成としており、これらの具体化

に向け、教育委員会との連携強化に努めます。

学校教育につきましては、生涯にわたって学び続ける基盤を培うという観点に立って、基礎・基本を徹底して「確かな学力」の向上を図る取り組みやいじめ・不登校問題の解決について、学校・家庭・地域が一体となって取り進める体制整備が図られるよう支援してまいります。

学校施設整備につきましては、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、懸案事項でありました学校の耐震化と中学校の大規模改修に着手することとして実施設計を盛り込むなど、教育を受けやすい環境づくりに取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の観点に立ち、乳幼児教育から高齢者教育まで町民が求める多様な学習要求にこたえつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興が図られるよう支援してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第2 みんなが安心・安全で快適に暮らせる町づくり

1. 地域経済の活性化と産業振興

企業誘致につきましては、本町の経済活性化や人口の定着化に重要な役割を果たしております。

昨年誘致企業の一部撤退がありましたが、新たな企業の進出や増産体制を図るため工場を増設した企業もあり、大変厳しい経済環境の中で雇用も確保されるなど本町の経済活性化に大きく寄与しております。

本年度においても、国・道の助成制度や空知産炭地域総合発展基金を有効に活用し、企業誘致や既存企業の育成支援などを推進してまいります。

商業につきましては、依然として厳しい状況にあります。商業者、商工会議所などの関係機関と連携して商店街に人が集まるような事業を展開するとともに、定額給付金交付事業に関連し、地元商店での消費拡大を図るためプレミアム商品券

の発行などにより、商店街の活性化を支援、促進してまいります。

地域の活性化につきましては、昨年創設した「元気・潤いタウン推進事業」を活用し、地域振興のための施策・事業を展開するとともに、各種イベントに対し職員の人的協力も含め引き続き支援してまいります。

2. 安心・安全な地域づくりの推進

地域防災につきましては、台風や集中豪雨などによる自然災害に対応するため、昨年策定した地域防災計画並びに水防計画に沿って、迅速かつ効果的な防災体制の確立に努めてまいります。

災害発生時の被害軽減を図るため、昨年より進めております災害時要援護者避難支援プランによる登録台帳の整備と自主防災組織の結成につきましては、昨年に引き続き住民の皆さんの協力を得て官民一体となった支援体制の確立を図るとともに、札幌土木現業所による河川調査結果をもとに避難所などの情報も含めた「ハザードマップ」の整備に取り組んでまいります。

消防体制につきましては、消防運営の効率化を図るため、一昨年11月に砂川地区広域消防組合への加入について「勉強会」を立ち上げ検討していましたが、昨年4月以降は2市3町の地域づくり懇談会の解散により協議が休止しております。

国・道にあっては今後も消防の広域化や消防救急無線のデジタル化整備などを推進するとしており、さらなる効率化が求められていることから、改めて砂川地区広域消防組合と加入に向けて協議を進めてまいります。

救急業務体制の充実と傷病者の救命率の向上を図るため、薬剤投与を行うことができる救急救命士の養成に努めてまいります。

防犯体制につきましては、防犯協会と連携して実施している「子ども見守り事業」について、今後も教育委員会・学校と協議しながら事業を推進してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全推進委

員会を中心に推進しておりますが、死亡交通事故も発生しておりますので、危険箇所の把握や事故防止に向けた効果的な対策について、交通関係機関・団体との連携をより密にし、交通安全運動の一層の推進を図ってまいります。

ごみの分別収集につきましては、定着化しておりますが、今後ごみの減量化を含め衛生協力会との連携により、分別の徹底と効率化に向け住民周知を図るとともに、美しい環境を保つために不法投棄防止に向けて町民との連携を密にしながら町広報を活用して啓発活動を推進してまいります。

砂川地区保健衛生組合の負担金につきましては、株式会社エコバレー歌志内に可燃ごみの焼却処分を委託しておりますが、焼却処分コストが当初見込みよりも増加し、年次的に負担金が増加することから、ごみ袋代金見直しについて利用者負担を考慮しながら、組合構成市町で協議してまいります。

消費者保護対策につきましては、商品の購入におけるトラブルだけではなく、最近は悪質な架空請求などが社会問題化してきております。

こうした問題に迅速に対処するために、本年度は全国消費生活情報ネットワークシステムを消費生活センターに設置し、消費生活相談体制の充実を図り、国民生活センターや消費者協会などとの連携により消費者被害の未然防止に努めてまいります。

3. 潤いのある快適な環境整備

道路網の整備につきましては、町民生活に密接な交通機能である町道における歩行者や車の安全を確保するため、緊急を要するものを優先して整備してまいります。

道道につきましては、歩行者の安全確保を図るため東鶉歯科診療所から文殊交差点までの歩道未整備区間について要望箇所の早期着手に向け、引き続き整備促進を要請してまいります。

除排雪事業につきましては、現行体制を維持し

ながら、より一層効率的で効果的な除排雪体制を構築し、安全で安心な道路の確保を図ってまいります。

水道事業につきましては、安定した給水の確保を図るため、老朽化している鶉・緑が丘地区の配水管を整備し、有収率の向上を図るとともに、渇水対策として昨年度に引き続き導水ポンプを更新整備し、健全な水道事業の経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、汚水管整備を計画的に進めており、本年度は鶉地区の整備を行うとともに、水洗化の促進を図るためPR活動を積極的に行い、水洗化率の向上を図り健全な下水道事業の経営に努めてまいります。

居住環境の整備につきましては、本町の課題である人口減少対策や定住促進に大変重要であることから、快適性と利便性の向上を図るため本年度においても鶉地区及び鶉若葉地区の水洗化促進を図るとともに、入居者の安全確保を図るため火災報知機の設置についても年次計画で整備してまいります。

空戸住宅対策として庁内のプロジェクトチームによる全町的な住宅政策の方針を策定し推進するとともに、上下水道・水洗化事業の整備状況を勘案して「町営住宅ストック総合活用計画」を見直し、公的住宅の住環境整備を進め若年層の定住を促進してまいります。

空戸住宅除排雪事業につきましては、周辺住民の安全確保と住宅の維持管理のため、引き続き実施してまいります。

分譲宅地につきましては、現在7区画が未売却地となっておりますので、分譲条件を緩和するとともに、ハウスメーカーへの分譲地情報の提供や効果的なPR方法を検討して、完売に努めてまいります。

地上デジタル放送につきましては、上砂川中継局の整備が完了したことにより、町内のほとんどの地域で視聴が可能となっておりますが、地形な

どの条件などで視聴が困難な地域も予想されることから、難視聴地域について調査を行い、平成23年7月の地上デジタル放送完全移行に向け準備を進めてまいります。

地域住民の唯一の公共交通機関であります路線バスにつきましては、人口の減少などにより年々利用者が減少し、乗車率も低下しておりますが、路線バスは通勤、通学、通院、買い物などの地域住民の日常生活を支える重要な「地域の足」でありますので、利用者に不便が生じないように便数確保についてバス会社と調整してまいります。

第3 みんなで進める町づくり

1. 協働による町づくりの推進

地域住民の自主的な諸活動を推進するため、自治会連絡協議会と連携を図り、地域活動を支援するとともに、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、それぞれの役割を明確にし、町民と行政が協働で行う町づくりの推進に努めてまいります。

「まちづくり町民会議」「町長に手紙を出す運動」などの広聴活動を通じて、町政に対する意見の把握に努め、「町広報」「自治体ホームページ」などの広報活動により、情報の共有化を推進してまいります。

本年度においては、広報活動をさらに充実させるためホームページを改編するとともに、町内企業の活性化を図るため、町広報への広告掲載を実施してまいります。

市町村合併問題につきましては、砂川市を中心とした2市3町の合併問題について地域づくり懇談会を立ち上げて2年間にわたり合併についての協議を進めてまいりましたが、最終的に合併後の財源の見通しが立たないことから、昨年7月に地域づくり懇談会は解散したところであります。

こうしたことから本町は新合併特例法下での合併は難しい状況にあり、当面は自立での行政運営となりますので、今後もさらなる財政の健全化を進め、将来ともに持続可能な町づくりに向け努力

をしてまいります。

また、現在、国の第29次地方制度調査会において、今後の合併を含む基礎的自治体のあり方について検討しており、この夏ごろまでには考え方が示されると思いますので、これらの動向も踏まえて対応してまいります。

2. 移住定住対策の推進

移住定住対策につきましては、本町の重要課題でありますので、「頑張るかみすながわサポート会議」と連携し、PR事業を展開するとともに、道が推奨する「北海道移住促進協議会」に加入し、PR活動の充実を図ります。

昨年度実施した移住定住PR事業を引き続き実施するとともに、町内企業などに勤務し町外から転入した移住者などに対する助成制度を創出し、移住定住を促進してまいります。

上砂川岳温泉「パンケの湯」を利用して実施しているお勧めツアーにつきましては、参加費の一部を助成し、上砂川町の魅力をPRするとともに、空戸住宅を活用したお試し体験ハウスを設置するなどして、町内への移住の足がかりをつかむことが可能となるような機会を提供してまいります。

東町改良住宅については、半数近くが空戸となっていることから、東町地域の存続を図るため、ペット飼育モデル事業を推進し、町外からの移住促進を図ってまいります。

3. 行財政基盤の確立

本町の財政状況につきましては、平成18年度に策定いたしました財政健全化計画の着実な推進により財政再建団体への転落は回避することができ、さらに、昨年公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化4指標におきましても、すべて国の示す健全化判断比率を下回るなど一定の成果を上げているところであります。

本年度の地方交付税につきましては、昨年創設された地方再生対策費の継続や生活防衛のための緊急対策に基づく1兆円の増額により一定の財源

確保が図られたものの、人口の流失などによる自主財源である町税等の減収などにより依然として厳しい財政運営を強いられているところであります。

このような財政状況のもと、当初予算編成に当たりましては、引き続き財政健全化計画の推進と財政健全化4指標を考慮しつつ、将来にわたり持続可能な財政構造を目指す一方、本町の最重要課題であります住環境整備などの定住対策や子育て支援事業の推進、教育環境対策などの施策に重点を置き予算編成を行ったところであります。

本年度の予算規模は一般会計23億5,880万円、8特別会計合計で9億9,398万1,000円で、総額33億5,278万1,000円となるものであります。

この内容につきましては、予算の大綱とあわせ提出しております財政資料に基づき予算審議の中で詳しくご説明申し上げます。

今後の財政運営につきましては、平成20年度決算から財政健全化法が適用となるため、特別会計を含めた全会計の財政状況を把握し、総合的な財政健全化に取り組むとともに、町政の重要課題や住民ニーズを的確に踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な財政運営に努めてまいります。

収納対策につきましては、自主財源確保に向けて本年度も道から職員の派遣を受けて収納体制の強化を図り、全職員による臨戸徴収も継続して取り組んでまいります。

悪質滞納者への対応といたしまして、町税滞納者には預貯金や給与などの調査結果により差し押さえ処分を実施し、国民健康保険税滞納者につきましては、適正な短期証さらには資格証の交付、町営住宅滞納者には調停申し立てを行い収納率向上に努めてまいります。

昨年創設したふるさと納税制度につきましては、本町を応援しようとする方々から広く寄附を募り、個性あるふるさとづくりに資する各種事業を行うための貴重な財源となることから、町ホームページなどでの広報活動により本町へのふるさ

と納税を推進するとともに、既に寄附をいただいた方へは引き続き協力をお願いし、さらに本町ゆかりのある方々へのPR活動に努め、財源確保を図ってまいります。

4. 開基110年、開町60年記念

本町は、開基110年・開町60年という記念すべき節目の年であります。

きょうの上砂川町を築いた先人に深く感謝し、この歴史を記念いたしますとともに、新たな第一歩の足跡を町民の皆さんと一緒に有意義なひとときが感じられるよう夏の既存イベントを拡充した記念事業を実施してまいります。

IV 結びに

以上、平成21年度の町政執行に当たっての私の所信の一端を述べさせていただきました。

本町は新合併特例法のもとでの合併は難しく、当面は自立での町政の執行となりますが、本町のような小規模町村が今後単独での行政運営を進めていくことは極めて厳しい環境になるものと考えているところであります。

特に本町は、これからも人口減少や少子高齢化が進むものと予想され、さらに財政問題など多くの課題を抱えて厳しい行政運営を強いられると思いますが、本町はこれまでも行政と議会そして町民が一体となって幾多の困難な時代を乗り越えてきたところであります。

本町は開基110年、開町60年の節目の年を迎え、私は本年度を新たな上砂川町を切り開くための重要な年と位置づけ、職員と一丸となって新たな試練に立ち向かい、これまで町民の皆さんとともに苦勞して進めてきた行財政改革を無駄にすることなく、町民の皆様が住みなれたこの町で少しでも安心して暮らすことのできる町づくりを目指して全力を尽くす所存であります。

町民の皆さん、議員の皆さんの町政に対するより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成21年度の町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきまし

ては、主要施策の3つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、町政執行方針といたします。どうもありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（堀内哲夫） 日程第19、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。教育長。

○教育長（勝又 寛） ただいま上程されました教育行政執行方針を述べさせていただきます。本文をごらんいただきたいと思っております。

平成21年第1回定例町議会の開会に当たり、平成21年の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

教育を取り巻く環境は、少子・高齢化社会の進展や、経済情勢の変化といった大きな流れの中で、21世紀を担う心豊かでたくましい人材の育成に向けた教育基本法の改正により、教育改革の波は大きくなってきております。

新学習指導要領は、小学校は平成23年度、中学校は24年度からの本格実施に向けて、21年度から教科の一部前倒しによる授業時間の増など、今までの「ゆとり教育」から一転して学力向上を重点に置いた教育へと大きく変わろうとしております。

教育現場では、学力向上を初め、生きる力や豊かで健やかな心身の育成など、今まで以上の課題解決に向けた努力が必要と考えており、子供たちが毎日楽しく登校し、思い出に残る充実した学校生活を送れる環境づくりに努めてまいります。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健や

かな体」の育成に努めてまいります。

(1) 学習指導の充実

子供たちの基礎学力の定着と向上を図るため、本年度より新たに小学校2年生から中学校3年生を対象とした民間業者によるテスト（全国標準学力検査）を導入することで、学習指導の工夫・改善に向けた方策に積極的に取り組んでまいります。

家庭の教育力の低下が指摘されている中、子供たちの基本的な生活習慣と学習状況を的確に把握し、家庭学習の習慣が身につくよう、家庭に対して啓発に努めてまいります。

放課後、あるいは土曜日などを利用し、教員OBや教育員志願者を活用して、子供たちへ学校の授業を補う形で学習指導を行う「放課後子ども教室推進事業（仮称）」につきまして、その導入を検討してまいります。

家庭・地域から信頼される学校づくりをするため、学校評議員制度を導入し、保護者や地域の方々の意見を広く学校経営等に取り入れ、学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進に努めてまいります。

JETプログラムによる英語指導助手の活用については、中学校では、正しい発音や正確な聞き取り能力を養うことを重点にし、小学校では学習指導要領の改正により、5、6年生の外国語（英語）教育が正式に科目になることから、昨年同様に全学年を対象に英語になれ親しむ授業時間を確保するなど、小・中連携した英語教育の実践に努めてまいります。また、公民館の運営体制を見直す中で、英会話教室（仮称）の開催など社会教育事業への活用も進めてまいります。

小・中学校で実施の芸術鑑賞事業については、子供たちが高い文化に触れることで情操が養われるよう本年度も実施し、特に中学校においては、生徒の自主性と創造力をはぐくむことを目的に、生徒みずからが企画・立案することができるような事業としてまいります。

特別支援教育については、教職員の共通理解に基づいた取り組みが必要なことから、小・中連携した連絡会議を設置し、プライバシーの保護を第一に考慮しつつ情報を共有しながら、支援を要する児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育に努めてまいります。

食に関する指導については、栄養教諭が中心となり、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう指導計画を作成し、食の指導の充実に努めてまいります。また、学校給食については、栄養のバランスと食材の吟味により、安心、安全な給食の提供に努めてまいります。

子供たちの確かな学力の向上のためには、指導に携わる教職員みずからが専門的知識や教養を高めることが必要であることから、各種研修事業への積極的な参加を勧め、指導力の向上に努めてまいります。また、教職員の専門職としての力量を高めるための学校教育振興会の活動を支援してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

自他ともに命を大切にすること、人の気持ちを酌み心の痛みをはかり知ることなど、思いやりの心をはぐくむため日々の教育活動やボランティア活動などを通じ、道徳性を養い、みずから考え、善悪をしっかりと判断し行動できる子供の育成について引き続き指導に努めてまいります。

いじめ・不登校については、教職員が的確な実態の把握と早期の適切な指導・対応に努めるとともに、学級内や課外活動などあらゆる場において子供の発するサインを見逃ごすことなく、いじめ行為を見逃さない、また、学校・家庭・地域・関係機関による対策委員会（仮称）を組織し、情報を共有しつつ対応を協議することで指導体制の充実に努めてまいります。

長期欠席となっている児童・生徒へは、学級担任が中心となり引き続き家庭訪問や電話による安否確認や日常生活の動向を把握しながら常に接点

を保ちつつ、学校全体の課題として早期に登校することのできるようケアに努めてまいります。

インターネットや携帯電話の普及に伴い、利用の容易さの反面、モラルの欠いた不適切な利用により、交友関係を損ねる、それがいじめへと発展する、あるいは直接犯罪に巻き込まれるなど、児童・生徒の問題行動も多様化の傾向にあることから、可能な限り実態の把握に努めるとともに、情報モラルの適切な指導を行ってまいります。

(3) 教育環境の整備

学校施設の耐震化について、昨年度の小学校体育館、中学校全棟の2次診断の実施に続き、本年度は実施設計業務に着手してまいります。

施設の耐震化とあわせて、平成22年度に老朽化の著しい中学校の大規模改修工事を行う予定から、本年度はそれらの実施設計業務にも着手してまいります。

保護者負担の軽減を図るため教材費の1/2助成や部活動の各種大会など参加経費、スキー学習など経費への補助、日本スポーツ振興センター（傷害保険）掛金などの全額公費負担の支援を継続してまいります。

新たな施策としまして、現在の学校給食において食材等の原料高騰などにより、給食会計上、運営に大きな支障を来す状況にありますことから、現在、給食費に包含されていますパンと米飯の加工賃について全額を公費負担することにより、本年度は給食費を値上げすることなくその運営に努めてまいります。

2. 社会教育の推進

町民が生涯を通して学ぶことのできる、ライフステージに合わせた学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

公民館は週2回、木曜日と日曜日に開館していましたが、本年度からは月曜と祝日、年末年始を除き通年開館してまいります。

開館に当たっては、読み聞かせ会や工作教

室などの事業を新たに開設する絵本ルームで、「学童クラブ（仮称）」として毎月2回程度実施してまいります。絵本ルームにつきましては、母子が絵本と触れ合える場として有効活用するとともに、保育園で行っている子育て支援事業「おひさまルーム」のサポートを図書事業の観点から支援するなど、利用しやすい環境整備をしてまいります。

今年度から地域のボランティアが学校教育を支援し、地域ぐるみで子供の教育を推進する学校支援地域本部事業を、国の委託事業をもって行います。本事業は、実行委員会を設置し、地域コーディネーターを配置する中で、学校を支援して下さるボランティアを組織化し、環境整備や通学路における安全指導などの活動や部活動指導、学校行事の支援など学校の求めに応じたボランティアの派遣を行うものであり、地域との連携の中で学校教育の充実を図ってまいります。

通年行っている幼児期から高齢期までの領域別の事業につきましては、創意工夫を凝らしながら実施してまいります。

（2）芸術・文化の振興

日本古来の文化である「全町カルタ大会」を継続して実施してまいります。

また、文化活動の中心的組織である文化協会は、協会の枠にとらわれない文化活動発展のため協力してまいります。

（3）スポーツの振興

スポーツ事業については、体育協会の主催事業「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力してまいります。

また、「スーパードッジボール大会」については、子供たちに人気の高いことから引き続き開催してまいります。

以上、本年度における教育行政執行方針を申し上げますが、予定しております主要施策につきましては、別冊の資料にてお示しをさせていただいておりますのでご高覧を賜りたいと存じます。

終わりに、これら実現のため関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行の万全を期し努力をしてまいりますので、町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成21年度の教育行政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日10日は午前10時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしく願いいたします。どうもご苦労さまでした。

（散会 午後 1時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録 (第 2 日)

3 月 1 0 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 5 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 1 号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 2 号 基金設置条例の整理に関する条例制定について
- 第 4 議案第 3 号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 4 号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第 6 議案第 5 号 平成 2 0 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 7 議案第 6 号 平成 2 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 7 号 平成 2 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議案第 8 号 平成 2 0 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 9 号 平成 2 0 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 2 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度上砂川

町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

※ 議案第 1 号～第 1 1 号までは、
質疑・討論・採決とする。

- 第 1 3 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 4 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
- 第 1 5 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計 (事業勘定) 予算
- 第 1 7 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
- 第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
- 第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 議案第 1 2 号～第 2 0 号までは、提案理由・予算の大綱の説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第 2 2 予算特別委員会設置及び付託について
(追加日程)
- 第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上砂川

町一般会計補正予算（第6号）

※ 質疑・討論・採決とする。

○会議録署名議員

2番 水谷 寿彦

3番 齋藤 勝男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は8名です。

大内議員と栗原教育委員長は、欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成21年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷副議長、3番、齋藤議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

◎追加日程について 日程変更について

○議長（堀内哲夫） ここで議事日程の追加と変更についてお諮りいたします。

追加議事日程として提出されています日程第23、議案第21号 平成21年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）を日程第13とし、日程第13、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算を日程第14に変更し、以下同様に議事日程を1つずつ繰り下げることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程を追加し、議事日程を変更することに決定いたしました。

○議案第 1号 議案第 2号 議案第 3号
議案第 4号 議案第 5号 議案第 6号
議案第 7号 議案第 8号 議案第 9号
議案第10号 議案第11号 議案第21号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、議案第1号から日程第12、議案第11号と日程第13、議案第21号につきましては既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 上砂川町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第2号 基金設置条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 基金設置条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第3号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第4号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第5号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第6号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成20年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第7号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成20年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第8号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成20年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第9号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成20年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第10号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成20年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第11号 平成20年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成20年度上砂川町

水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第21号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成20年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第12号 議案第13号 議案第14号
議案第15号 議案第16号 議案第17号
議案第18号 議案第19号 議案第20号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第14、議案第12号から日程第22、議案第20号までにつきましては、関連性がございましたので、一括議題とし、提案理由並びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算、日程第15、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第16、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第

17、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算、日程第18、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、日程第19、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算、日程第20、議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算、日程第21、議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算、日程第22、議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算は、一括議題といたします。

それでは、議案第12号から議案第20号につきまして提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算から議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算までについて、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたしたいと思ひます。

予算書、本文1ページをご参照願ひたいと思ひます。議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算。

平成21年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億5,880万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次、123ページをお開き願ひたいと思ひます。議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,917万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次に、131ページをお開き願ひたいと思ひます。議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,506万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清
次に、139ページをお開き願ひます。議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算。

平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計

(事業勘定)の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ563万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

次に、145ページです。議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算。

平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億445万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

次に、161ページです。議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算。

平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,400万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

次に、177ページです。議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算。

平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

次に、181ページです。議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成21年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,197万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1億5,000万円と定める。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

次に、197ページです。議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成21年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数2,113戸

(2) 年間給水量58万329立方メートル

(3) 1日平均給水量1,590立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億7,142万7,000円。

第1項営業収益1億2,977万5,000円。第2項営業

外収益4,165万2,000円。

支出、第1款水道事業費用1億7,142万7,000円。
第1項営業費用1億1,265万1,000円。第2項営業
外費用5,867万6,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の
とおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足す
る額6,282万3,000円は、損益勘定留保資金で補て
んするものとする。)

次のページです。収入、第1款資本的収入2,57
0万円。第1項企業債1,800万円。第2項国庫補助
金712万9,000円。第3項他会計補助金57万1,000
円。

支出、第1款資本的支出8,852万3,000円。第1
項企業債償還金6,282万3,000円。第2項建設改良
費2,570万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利
率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、簡易水道等施設整備事業、限度額
1,800万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、
利率4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り
入れる資金の場合、利率見直し以降については、
当該見直し後の利率とする。)、償還の方法、政
府資金についてはその融資条件により、銀行その
他の場合についてはその債権者と協定するものによ
る。ただし、町財政の都合により据置期間及び
償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債
に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万
円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することので
きない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費
の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそ
れ以外の経費をその経費の金額に流用する場合

は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,010万9,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計か
らこの会計へ繰入を受ける金額は、4,029万円と
し、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補
助を受ける金額は、57万1,000円とする。

平成21年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以上、議案第12号から第20号までの提案理由を
申し述べましたが、内容の説明につきましては副
町長からいたしますので、ご審議くださるようよ
ろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終
わります。

引き続き予算の大綱、内容の説明を求めます。
副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、議案第12号
平成21年度一般会計予算から議案第20号 平成21
年度上砂川町水道事業会計予算まで一括して内容
の説明をいたします。

お手元に配付してございます予算の大綱を読み
上げ、説明させていただきまして、その後予算書
本文へ入らせていただきたいと思います。平成21
年度各会計予算の大綱、1ページでございます。
平成21年度予算編成方針。本町の財政状況は、人
口流出による自主財源の減少などにより地方交付
税に大きく依存しており、引き続き財政健全化の
推進と財政健全化4指標を考慮しなければならない
状況となっております。このような財政状況の中、
町政執行方針の最重要施策であります定住対
策や少子化対策のほか教育環境整備について国、
道の制度改正や住民ニーズに対応するため重点的
な予算配分に取り組み、自主財源の伸長が望めな
い中で限られた財源を有効かつ効率的に活用し、
地域振興のために最少の経費で最大の効果が導き

出せるよう予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算規模につきましては5ページにまとめておりますが、一般会計で23億5,880万円、特別会計（8会計）で9億9,398万1,000円となりまして、合計では33億5,278万1,000円となっております。

以下、平成21年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は、23億5,880万円の前年度比1.8%、4,220万円の減となりました。減額の主な要因は公債費の減少によるものですが、公債費を除く予算の比較では、重点施策である公的住宅の住環境整備の定住対策事業及び妊婦健診公費負担の拡充などの子育て支援事業、さらには公民館の利用拡充や学校給食加工賃の公費負担のほか、学校耐震化事業のための実施設計経費など教育環境整備などの経費を新たに計上したことにより前年度比1.6%、2,830万円増となっております。

次に、歳入の概要でございます。主なものを記載しておりますので、6ページのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。町税、個人町民税や固定資産税等減少により前年度比9.7%減の1億6,999万1,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から特例交付金までは、国の道路特定財源の一般財源化に伴う影響や前年度交付額を勘案し、計上しました。なお、道路特定財源の一般財源化により地方揮発油譲与税が新設されたところでございます。

地方交付税、地域雇用創出推進費の新設による増加と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税では12億円、特別交付税で1億3,000万円を見込み、総額では前年度比3.6%減の13億3,000万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料や証紙収入の減少により前年度比3.6%減の2億1,085万8,000円としました。

国庫支出金、改良住宅改善事業に対する補助金等の増などにより前年度比5.2%増の8,137万3,000円としました。

道支出金、妊婦健診補助金、衆議院選挙費委託金の増などにより前年度比8.0%増の8,943万1,000円としました。

繰入金、地域活性化対策事業のため積み立てをいたしました地域振興基金と教育施設整備基金から総額2,100万円を取り崩し、繰り入れをいたしました。

諸収入、介護サービス収入の増額により前年度比0.3%増の2億4,101万5,000円としました。

町債でございます。投資的経費充当起債のほか、臨時財政対策債について前年度より2,500万円増の1億2,000万円を含め、前年度対比19.1%増の1億2,960万円としました。

次に、歳出の概要でございます。7ページのほうもあわせてごらんいただきたいと思います。人件費でございます。平成20年度末退職予定者の減と職員給料の削減は引き続き行ったほか、共済費等の掛け率引き上げにより前年度比3%増の6億1,900万1,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費に係る経費の減と妊婦健診受診費の増等により前年度比5%減の1億6,856万1,000円としました。

公債費、長期債償還元金の減により前年度比11.9%減の5億2,379万7,000円としました。

物件費、公民館の利用拡充に係る管理経費のほか、子育て支援事業の拡充や学校給食加工賃負担等の増により前年度比で0.4%増の3億2,917万4,000円としました。

補助費等、各機関、団体への負担金の所要額を見込むほか、下水道分担金の増により前年度比1.3%増の3億5,584万3,000円としました。

投資的経費、公的住宅の住環境整備のほか学校耐震補強及び大規模改修に係る実施設計等により前年度比45.1%増の8,052万4,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸

付金の減により前年度比13.1%減の1,361万6,000円としました。

繰出金でございます。土地取得事業特別会計の公債費の償還終了による減などにより7特別会計繰出金合計で前年度比1.5%減の2億1,486万1,000円としました。

続きまして、各特別会計予算の概要でございます。こちらのほうも5ページのほうもご参照いただきたいと思っております。国民健康保険事業特別会計、医療給付費の減少により空知中部広域連合への分賦金が減となったため、前年度比2.3%減の1億6,917万8,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療保険料の減少により北海道後期高齢者広域連合への分賦金が減となったため、前年度比で8.0%減の7,506万4,000円としました。

土地開発造成事業特別会計、公債費元金の償還終了により前年度比63.5%減の563万1,000円としました。

町立診療所事業特別会計、管理経費の増により前年度比1.5%増の1億445万円としました。

老人保健施設事業特別会計、管理経費の減等により前年度比1.6%減の1億6,400万1,000円としました。

土地取得事業特別会計、公債費元金の償還終了により前年度比68.4%減の373万円としました。

下水道事業特別会計、下水道污水管布設工事費の減少等により前年度比5.5%減の2億1,197万7,000円としました。

水道事業会計でございます。収益的収支では、職員の異動による人件費等の減、資本費では水道施設整備事業の減により収益、資本費合計で前年度比6.6%減の2億5,995万円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、平成21年度の主要施策に係る事業につきましては、執行方針別冊に掲載しておりますの

で、ご参照いただきたいと思います。

それでは、予算書本文に入ります。最初に、議案第12号、一般会計予算でございます。3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。次ページでございます。歳入、1款町税1億6,999万8,000円、1項町民税8,007万9,000円、2項固定資産税5,608万5,000円、3項軽自動車税575万9,000円、4項町たばこ税2,205万6,000円、5項鉦産税70万4,000円、6項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税250万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項地方道路譲与税50万円。

3款利子割交付金70万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款地方消費税交付金3,600万円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額でございます。

8款地方特例交付金100万円、1項地方特例交付金、同額でございます。

9款地方交付税13億3,000万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金960万4,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料2億1,085万8,000円、1項使用料1億8,380万2,000円、2項手数料304万1,000円、3項証紙収入2,401万5,000円。

13款国庫支出金8,137万3,000円、1項国庫負担金6,688万8,000円、2項国庫補助金1,318万4,000円、3項国庫委託金130万1,000円。

14款道支出金8,943万1,000円、1項道負担金6,252万3,000円、2項道補助金1,527万2,000円、3

項道委託金1,163万6,000円。

15款財産収入2,041万円、1項財産運用収入2,037万9,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

17款繰入金2,150万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入2億4,101万5,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,361万6,000円、4項受託事業収入55万9,000円、5項雑入2億2,677万9,000円。

19款町債1億2,960万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が23億5,880万円であります。

歳出、1款議会費3,146万7,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費1億947万3,000円、1項総務管理費9,396万5,000円、2項徴税費399万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費443万3,000円、4項選挙費554万7,000円、5項統計調査費47万3,000円、6項監査委員費106万2,000円。

3款民生費6億1,380万2,000円、1項社会福祉費5億7,486万6,000円、2項児童福祉費3,839万7,000円、3項生活保護費29万9,000円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費1億8,855万1,000円、1項保健衛生費6,974万1,000円、2項清掃費1億1,881万円。

5款労働費318万5,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費667万4,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費5,213万4,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費2億1,144万6,000円、1項土木管理費7,791万9,000円、2項道路橋りょう費3,741万9,000円、3項住宅費9,610万8,000円。

9款消防費1億3,506万4,000円、1項消防費、

同額であります。

10款教育費9,724万7,000円、1項教育総務費518万1,000円、2項小学校費2,772万2,000円、3項中学校費4,457万8,000円、4項社会教育費931万1,000円、5項保健体育費1,045万5,000円。

11款災害復旧費1万3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費5億2,381万4,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費3億8,293万円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が23億5,880万円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、1億2,000万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

既設改良住宅改善事業、960万円、同上、同上、同上。

合計、1億2,960万円。

次に、議案第13号、国民健康保険特別会計予算でございます。124ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税9,501万4,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金7,414万7,000円、1項一般会計繰入金、同額です。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計が1億6,917万8,000円であります。

歳出でございます。1款総務費1億6,902万3,000円、1項総務管理費1億6,807万2,000円、2項徴税費95万1,000円。

2款諸支出金5万5,000円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億6,917万8,000円であります。

次に、議案第14号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。132ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料5,671万6,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金1,813万3,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,506万4,000円であります。

歳出、1款総務費113万7,000円、1項総務管理費25万2,000円、2項徴収費88万5,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,361万7,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,506万4,000円でございます。

次に、議案第15号、土地開発造成事業特別会計予算でございます。140ページをごらんいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款財産収入508万2,000円、1項財産売払収入、同額であります。

2款繰入金54万9,000円、1項一般会計繰入金、

同額であります。

歳入合計が563万1,000円であります。

2、歳出、1款宅地造成費14万7,000円、1項宅地造成費、同額であります。

2款公債費548万4,000円、1項公債費、同額であります。

歳出合計が563万1,000円でございます。

次に、議案第16号、町立診療所事業特別会計予算でございます。146ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款医療収入7,000万1,000円、1項診療収入、同額であります。

2款分担金及び負担金1,982万円、1項負担金、同額であります。

3款諸収入500万円、1項雑入、同額であります。

4款繰入金962万9,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が1億445万円でございます。

歳出、1款総務費5,929万1,000円、1項施設管理費、同額であります。

2款医業費4,405万円、1項医業費、同額であります。

3款諸支出金5万円、1項償還金、同額であります。

4款公債費95万9,000円、1項公債費、同額であります。

5款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億445万円でございます。

次に、議案第17号、老人保健施設事業特別会計予算でございます。162ページをごらんいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款施設サービス収入1億4,593万7,000円、1項介護給付費収入1億3,319万5,000円、2項自己負担金収入1,274万2,000円。

2款利用料1,792万4,000円、1項利用料、同額であります。

3款諸収入14万円、1項雑入、同額であります。

歳入合計が1億6,400万1,000円でございます。

歳出、1款老人保健施設費1億4,037万1,000円、1項総務費、同額であります。

2款公債費2,353万円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が1億6,400万1,000円であります。

次に、議案第18号、土地取得事業特別会計予算でございます。178ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入金373万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が373万円であります。

歳出、1款公債費373万円、1項公債費、同額でございます。

歳出合計が373万円であります。

次に、議案第19号、下水道事業特別会計予算でございます。182ページをごらんいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金539万円、1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及び手数料2,537万3,000円、1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金1,850万円、1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金6,781万2,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

5款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,000円。

6款町債9,490万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が2億1,197万7,000円であります。

歳出、1款下水道費7,505万2,000円、1項下水道整備費7,142万9,000円、2項下水道維持費362万3,000円。

2款公債費1億3,682万5,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

す。

歳出合計が2億1,197万7,000円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業、2,100万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、410万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、6,980万円、同上、同上、同上。

次に、議案第20号、水道事業会計予算でございます。200ページをごらんいただきたいと思っております。平成21年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億7,142万7,000円。1項営業収益1億2,977万5,000円、1目給水収益1億2,963万3,000円、2目その他の営業収益14万2,000円。2項営業外収益4,165万2,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金4,029万円、3目他会計負担金129万2,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億7,142万7,000円。1項営業費用1億1,265万1,000円、1目原水及び浄水費1,461万2,000円、2目配水及び給水費1,357万1,000円、3目業務費160万円、4目総係費2,354万4,000円、5目減価償却費5,931万4,000円、6目その他の営業費用1万円。2項営業外費用5,867万6,000円、1目支払利息及び企業債取扱費5,305万5,000円、2目雑支出113万5,000円、3目消費税及び地方消費税448万6,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページの資本的収入、支出へまいります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入

2,570万円。1項企業債1,800万円、1目企業債、同額であります。2項国庫補助金712万9,000円、1目国庫補助金、同額であります。3項他会計補助金57万1,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出8,852万3,000円。1項企業債償還金6,282万3,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費2,570万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 次に、日程第23、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第12号から議案第20号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第20号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましても、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には川上議員、副委員長には数馬議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から15日までの5日間、議案調査等のために休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、11日から15日までの5日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日と13日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 6 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 2 3 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

2 番 水 谷 寿 彦
3 番 齋 藤 勝 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定によって、2 番、水谷副議長、3 番、齋藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参

っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 川 上 三 男 議員

○議長（堀内哲夫） 7 番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7 番（川上三男） 私は、平成 21 年第 1 回上砂川町定例議会に当たり、町政執行方針について質問します。

今世界的な不景気、経済危機により各地で非正規職員の大量解雇が発生し、失業者が大幅にふえて、年末年始にかけて大きな社会問題になりました。その波は、道内各自治体にもあらわれていきます。今日本各地で起きている派遣切りやこれらは自然災害ではなく、ましてや労働者に責任があるわけではありません。政治の責任で引き起こされた労働災害だと私は考えています。世界的な大企業が使い捨て労働者や置きかえてもうけるだけもうけ、不景気になったら調整弁として平然と切り捨てる。それも契約期間途中で解雇する。許せることではありません。なぜこんな政治災害が起きたのでしょうか。それは、派遣労働者を原則自由化にした 1999 年の派遣法大改悪のときに日本共産党以外のすべての政党がこれに賛成したからであります。速やかに今の国会で与野党で合意をし、緊急の立法措置で派遣切り、期間工切りをこれ以上は許さないことが必要であります。働く人を物扱いにして使い捨てる。人間扱いしない。こういう社会は、政治の力で変えていかなければなりません。今日本の政治は、自公政治にかわる新しい政治を必要とする新しい時代に入ってきたと思

ます。こういう国民の声に押されて、景気対策として緊急雇用創出事業交付金1,500億円、ふるさと雇用再生特別交付金が2,500億円と相次いで雇用対策への財政措置を決定し、全国各地に周知したところです。道内の各自治体では、これを受けて積極的な雇用対策、経済対策が検討されています。

そこで、私の質問ですけれども、1点目はこの上砂川に落ちる交付金の金額は総額で幾らですか。もう一つは、この資金を用途にどのように具体策を、使い方を持っているのかを伺って、私の質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの7番、川上議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 7番、川上議員のご質問、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金の活用についてお答えをいたします。

最近の急激な景気、経済状況の悪化に伴い、厳しさを増す一方の道内の雇用情勢に対応するため、北海道においては国の第2次補正予算に盛り込まれた緊急雇用創出事業臨時特例交付金やふるさと雇用再生特別交付金などを活用して、新たな基金を設け、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年労働者に一時的な雇用や就労機会を確保する制度を創設したところであります。こうした中、滝川ハローワーク管内の雇用情勢につきましては、求職者1人に対する求人数を示す、いわゆる有効求人倍率が昨年11月にこれまで辛うじて維持してきた0.4倍を平成17年12月以来3年ぶりに下回り、ことしの1月末現在では0.35倍となり、全国平均の0.65倍をも大きく下回るなど、管内の雇用情勢は依然として厳しい情勢にあります。また、本町の雇用情勢についてであります。昨年一部誘致企業の撤退がありまして、昨年9月には雇用人員が260人台まで落ち込んだところでありますが、新たに進出した企業や工場を増設した企業などにより、新たな雇用が創出されまして、現在

では320名程度まで雇用人員が増加して、本町にとっては大変大きな雇用効果が出ているところであります。

ご質問の緊急雇用創出事業臨時特例交付金についてであります。厳しさを増す雇用情勢に対応するため、国から都道府県に対し、議員のご指摘のように総額1,500億円が交付され、都道府県はこの交付金を活用して平成21年度から23年度までの3カ年にわたり雇用を創出する事業を行い、そして3年間で最大15万人の雇用を見込むというものであります。対象となる事業につきましては、企業の雇用調整等により解雇や継続雇用を打ち切られ、離職を余儀なくされた方を6カ月未満の短期で雇用する事業となっており、これにかかわる経費につきましては全額国から交付されるものであります。この緊急雇用事業を実施するために、北海道には総額で52億円の交付金が交付されており、北海道はこの交付金を短期雇用就労者創出のために一定基準で各市町村に配分するもので、本町には23年度までの3年間で506万5,000円が配分されることになっております。この交付金は、民間企業などへの委託事業のほかには市町村の直接事業も認められておりまして、事業内容は労務費を中心とした草刈りなどの軽作業が対象となっております。建設や土木工事については対象外となっております。本町といたしましては、道から配分されるこの506万5,000円を3年間で等分し、毎年170万円程度の事業を計画しているところであります。具体的な事業内容につきましては労務費のウエートの多い軽作業を中心とした、桜を植樹した北線周辺の草刈りや公共施設の草刈り、さらにまたスキー場ゲレンデの草刈りなどを実施して、失業者等の雇用創出につなげていきたいと考えているところであります。また、関連予算につきましては、道からの事業内示があり次第補正予算にて対応し、実施をしてみたいと考えています。

また、ふるさと雇用再生特別交付金につきまし

ては、国から都道府県に対しまして総額2,500億円が交付され、雇用創出効果を3年間で最大10万人を見込むものでありますが、対象となる事業は安定的な雇用機会を創出するため、原則として1年以上雇用する事業となっておりまして、これに係る経費についても全額国から交付されるものであります。この事業として北海道には総額82億円の交付金が交付されますが、この交付金は緊急雇用交付金のように市町村への配分はなく、事業についても自治体の直接事業は認められておらず、民間企業等に委託することが義務づけられ、さらにまた事業内容についても一定の条件が付されておりまして、建設土木事業や草刈りなどの作業は対象外となるなど、使い勝手が余りよくない制度であります。対象事業の掘り起こしを行うことといたしまして、企業などに働きかけ、雇用の創出を図ってまいりたいと考えているところであります。

麻生総理大臣の言葉をかりますと、100年に1度というこのたびの経済不況は、出口が見えず、いつ回復するかわからないほど深刻な状況となっており、本町としても国の第2次補正予算で交付される地域活性化・生活対策臨時交付金に盛り込んだ繰越明許事業などを早急に発注し、さらに交付金制度を有効に活用した事業を確保して、雇用創出、さらにまた地域経済の活性化に努力をしてまいりたいと思っております。

以上申し上げまして、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○7番（川上三男） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 横 溝 一 成 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、8番、横溝議員、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（横溝一成） 平成21年第1回定例議会に当たり、執行方針に述べられております公的住宅の空戸対策についてご質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

平成21年1月末現在資料を添付しておりますので、参考にしてください。上砂川町における公営住宅、改良住宅、単身者住宅の合計総数が1,298戸あり、入居数は1,012戸、差し引き286戸の空戸状況で、22%の空戸率であります。さらに、各地域ごとの空戸率の上位、単身者住宅を省きますが、東町改良団地、東町団地です、164戸に対し空戸数が84戸で、空戸率は52%、次に緑が丘団地の198戸に対し90戸の空戸で、空戸率は35%、鶉改良団地148戸に対し48戸、空戸率は32%、下鶉団地80戸に対し22戸と空戸率は27%、以上4地区での住宅の合計は590戸に対し空戸224戸で、この4地区の合計の空戸率は38%となり、非常に高い空戸率の状況であると考えられます。今後思い切った施策をしていかなければ、人口減少による空戸の増加は免れないものと考えます。その対策の一つとして、2月に東町改良住宅ペット飼育モデル事業を町づくり町民会議で事業概要を説明され、近隣の市町村に今までにない画期的なアイデアと高齢者の生きがい対策として評価するものであります。

執行方針にあります空戸対策として、町内外からの定住を促進するとありますが、具体的にはどのようなお考えなのか。例えば東町団地については、浴室及び浴槽がない点、確かに公衆浴場はありますが、職場が町外で、あるいは他の理由で時間的に浴場の利用ができない点、定住に対して大きなネックと考えます。緑が丘団地、鶉改良団地など、浴室があっても浴槽がない団地、一部個人で据えつけておるところもあると聞いておりますけれども、並びに家族構成上、どうしても狭小の理由で居住は厳しいとの点、このような居住空間の問題点を解決の方法として、現在隔壁の一部を取り除き2戸を合併し1戸にするとか、さまざま

な発想の転換が必要。さらに、防犯、除雪、地域コミュニティの機能など考えますと、各団地の集約化も視野に入れ、アンケート調査などしてあらゆるニーズを把握し、財政が厳しい現状、町単独でできないものもあり、一部受益者負担も考慮し、理解を求めながらニーズにこたえて進めていくべきことも必要であろうと考えます。

以上、一部私の考えを述べさせていただきました。今後庁内のプロジェクトチームによる住宅政策方針を具体的に策定されるものと推考しておりますが、執行方針に述べております空戸住宅対策について現時点でのできる限り具体的な構想をご答弁いただきたく申し上げます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの8番、横溝議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 8番、横溝議員の公的住宅の空戸対策についての質問にお答えをいたします。

本町における公的住宅は、議員ご指摘のように現在1,298戸で、人口減少などによりまして年々空戸が増加し、現在286戸の空戸を抱えており、行政運営上の大きな課題となっているのも事実であります。これらの住宅に係る問題点としては、老朽化が進み、浴室や駐車場スペースがないことなどが考えられるものであります。また、現在の公的住宅の家賃は収入に応じた応能応益家賃となっているため、どこの市町村の公的住宅に住んでも家賃に大差がなく、特に本町の場合は公的住宅に入居している方が多いことから、どうしても利便性の高い近隣市町の公的住宅や新たに建設された公的住宅など他地域の転出につながって、人口減少が続いているものと思っております。このような状況の中で、快適で住みよい居住環境を確保し、移住、定住促進を図るため、平成13年度から公的住宅の水洗化や住宅改善を進め、これまで公的住宅の4割以上の517戸の整備を図ってきたところであり、今後も住民が快適に暮らせるよう計

画的な住環境の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。また、老朽化が進み、著しく住宅環境が悪い地区にあっては、町営住宅ストック計画に基づき政策空戸の指定をしておりますが、具体的には緑が丘地区や下鶉地区の昭和38年から52年に建設した住宅のうち、浴室のない狭小な住宅25棟138戸について入居規制をしており、居住環境や利便性のよい地区への移転を進めている状況にもあります。さらに、空戸率の高い地域にあっては住宅の質のよい東町地区につきましては住宅の集約を含め、地域そのものの再生が求められることから、ことし2月から全道でも初めての公的住宅でのペット飼育モデル事業を開始し、大きな反響を呼び、町外からも多くの問い合わせがあります。そういったことから、雪解け後の町外からの転入者に期待をしているところであります。

今後も人口対策を進める上で、快適な住環境整備は重要でありますので、本年度は特に国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、単身者住宅や公的住宅の空戸など約40戸について内部改修、畳の表がえなどを実施し、あわせて水洗化戸数をふやすなどして入居者確保と定住対策推進のために所要の予算措置を講じたところであります。また、中央単身者住宅についても現在約半数が空戸となっていることから、新たな対策といたしまして町内の事業所に勤務する若年層の移住に向けまして、ストーブや照明器具、カーテンなどを公費負担することにより設置をするなどして、さらにまた就業者移住定住奨励金、今年度創設いたしますので、これらを活用して入居者の負担軽減を図り、少しでも入居しやすい住環境を整えて、町外居住者に対し募集をすべく今検討を進めているところであります。今後も庁内プロジェクトチームにより、単に空戸対策のみならず、移住、定住対策を含めた総合的な計画の策定を進めてまいります。当面は限られた財源の中で将来の住宅集約も視野に入れて東町ペット飼育モデル事業の

ような新たなアイデアなどをするなどして、できるものから進めてまいりたいと考えているところであります。特に本町は全住宅の半数以上が公的住宅でありますので、各地域の置かれている現状分析を進めつつ、できる限り住民ニーズの把握に努め、議員のご意見も参考にさせていただきます。計画的な公的住宅の環境整備に取り組んでまいります。また、先ほど申し上げましたが、本年度移住定住対策として創設をいたします事業者移住定住奨励金制度を有効に活用して、移住対策進めるために会議所や誘致企業を通して広くこの制度をPRなどいたしまして、町外からの移住、定住の促進並びに空戸住宅対策を進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○8番（横溝一成） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 水谷寿彦 議員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 私は、平成21年第1回定例議会に当たり、町政執行方針に対し質問をいたしますので、ご答弁をお願いするものであります。

このたびの平成21年度当初予算についても緊縮予算となり、厳しい行財政運営を強いられておりますが、少ない予算の中にあっても町長の住民の皆さんに対しての思いやりのある予算編成がなされていることに敬意を申し上げるものであります。今日本が経済情勢の悪化と同時に世界的な不況に見舞われている今日、私たち上砂川町に住む住民すべてが協働の精神で一体となつての町づくりをしていかなければならないと私は認識をしているところであります。このようなときだからこ

そ、私たちは知恵やアイデアを出し合い、できることを一つ一つ実現していくことが大切なことと思うのであります。私は、そんな意味からもどんな提案やアイデアでもいいので、すべての住民の皆さんが議会や行政に働きかけることができる受け皿を持たなければならないと考えています。

そこで、町長に1点だけお伺いをし、ご提案を申し上げたいと思います。執行方針の中で既存の企業や誘致企業の育成と支援の推進を図ると述べられておりますが、あわせて上砂川町が自主自立の気概をさらに高め、行政と住民一体となって起業を図る必要があると思っております。かつて産業興しを目的とした経済活性化研究会がありました。いろいろと研究を重ねましたが、結果を出せなかったと記憶しておりますが、もう一度再設置を検討するか、プロジェクトチームを立ち上げるかなどして町内すべての住民から産業興しの提案を公募などで受け、検討した上で起業を図ってはいかがかと思うのであります。例えば主婦が日常生活においてリサイクル品や生活上での不便さの中からつくり上げた製品や発明品などを本格的に製造され、販売した結果、相当の売り上げがあったということが数々あるようですし、また北海道の地場産品や特産品を利用し、つくり上げた食品が人気食品となり、全国各地のスーパーやデパートのバイヤーたちがこぞって今北海道へ仕入れに来るようになってきている現状は見逃せないのではないのでしょうか。また、上砂川の特産品としてシイタケがありますが、規格に外れた製品をただ捨てるのではなく、シイタケ茶やシイタケスープなど実際に販売されておりますので、2次商品として再開発をして無駄なく利用することを望みますし、使用済みのほだなどは堆肥として再利用できると考えているところであります。また、こうしたアイデアや提案は児童生徒から高齢者の方々まですべての住民から募り、その中からの試作品、もちろん食品ではありませんが、製造業をめどに企業化を図り、その際住民有志からの出資を

利用できるならば利用しながら、本格的に立ち上げることを促進することも必要なことであると考えます。また、でき上がった製品や食品は上砂川町のホームページで紹介をして、インターネット販売を可能とすることもできますし、何か上砂川町にとって活力となることを考えなければならぬのではないのでしょうか。誘致企業の撤退などで空き工場が何カ所かあることでもありますので、活用しない手はないと考えております。

以上質問申し上げまして、町長の見解をお伺いするものであります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、水谷議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 2番、水谷議員の質問、地域経済の活性化と産業の振興についてお答えをいたします。

産業の振興につきましては、町政執行方針の重点目標と位置づけており、特に企業誘致につきましては本町の経済活性化や人口の定着化に重要な役割を果たしているものと考えております。こうしたことから、これまでも積極的に企業誘致活動を推進してきたところでありますが、昨年一部誘致企業の撤退がありました。反面新たな企業の進出や増産体制を図るための工場の新設などがあり、これによりまして70名ほどの雇用も創出されまして、本町の経済活性化に期待をいたしているところであります。また、企業誘致とあわせて地場産品を活用した2次、3次製品の開発や新事業の展開も基幹産業のない本町の活性化には必要なことであると考えているところであります。こうしたことから、過去には議員のご指摘のように閉山対策として経済活性化研究会を立ち上げまして、特産品の開発に向けさまざまな調査研究などを行ったところでありますが、本町には農林水産物資源を生み出す第1次産業が皆無の状況であったことから、残念ながらいずれも製品化に至るまでの成果が得られず、解散をしてしまったところであります。しかし、現在はシイタケ栽培企業

などの進出によりまして、本町の菌床シイタケ栽培量は過日道新にもニュースで報道されておりましたが、道内屈指の生産地となる見込みで、また本町の唯一の第1次産業となるものと私は思っております。このシイタケを活用して議員ご指摘のように特産品の開発や事業化ができないか検討する必要があると私も考えているところであります。特に新たな加工特産品の開発には、過去の経緯からも民間企業のノウハウが不可欠でありますので、シイタケの2次製品の開発や事業化の可能性、さらにまた食品工業などの新分野への進出などについて栽培企業などに働きかけを行って対応してまいりたいと考えているところであります。また、昨年産炭地域振興センターの助成を受け実施いたしました企業誘致推進調査事業において、食品加工業に対しても調査を行っておりますので、投資力のある企業に対し誘致活動を積極的に推進し、加工特産品の製品化に向け努力をしております。

また、町民の出資による企業支援につきましては、出資にはリスクを伴い、大変難しい問題でもあります。議員指摘のように新たな特産品について広く多くの町民からアイデアを募集するなどして、町民の意識高揚、醸成を図り、町民の機運が盛り上がった時点で検討していきたい、こう考えているところであります。いずれにいたしましても、新たな特産品の開発については民間企業のノウハウや財源が必要でありますので、これからは国や道の助成制度や産炭地域振興センターの新基金などを活用するなどいたしまして、既存企業の新分野進出への企業化支援や企業誘致活動を進めまして、新たな製品の開発や新規事業参入に向けまして努力をしております。

以上申し上げまして、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（水谷寿彦） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（堀内哲夫） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件についても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和議員

○議長（堀内哲夫） 5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 平成21年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

教育行政執行方針の冒頭においても新学習指導要領を一部前倒しで実施されることについて触れられております。従来教科にかかわる移行措置は、告示されてから二、三年後に行われてきたかと思われませんが、昨年6月13日に文部科学省から特例告示という異例の形で移行措置の期間が授けられました。内容を見ると、今までのゆとり教育への取り組みや総合的な学習の時間の位置づけというものは何だったのかと疑問を感じますが、この背景には学力の低下という世論の評価が一番に挙げられます。結局のところ一昔前の教育に戻つつあることや、加えて新しい理念が求められております。今までは、教科の時間を削るという事は行ってきましたが、今回のように教科時間の増は教育委員会だけではなく、学校現場及び子供たちにも戸惑いがあるかと思われま

す。これらを踏まえて1点目の質問です。町政執行方針の教育の振興の学校教育の中にも基礎、基本

の徹底をして確かな学力の向上を図ると述べられております。確かにこれまでの学習指導要領においても教科の時間の大幅な増加など基礎的、基本的な知識、技能の習得が目指されてはいますが、新学習指導要領ではそれとともに生きる力という理念のもとにほかに6つの観点も示されております。その中でも特に表現力として、言語活動の充実が強く打ち出されております。確認しておきたいのですが、それらの改定された内容への今後の対応は教育委員会としていかがお考えなのか、お聞かせ願います。

また、授業時間の増については小中学校の理数科目が21年度から正式に行われることとなっておりますが、円滑な実施に向けて早急に取り組まなければならないかと思われま

す。教育環境の整備とも関連があるかと思われま

すが、教科書で対応できないものについては副教材が道から送られてくるとは思

います。21年度から先行実施される理科などの実験にかかわるその他の備品についての予算については、教育委員会として教育現場から要望等もあるかと思われま

すが、どのように対応しているのかお聞かせ願います。また、新学習指導要領にかかわる教材整備補助金が国庫補助2分の1とされてお

りま

すが、図書教材、外国語活動、体育の武道などについても予算等についてはどのように対応していくのかお聞かせ願います。

2点目の質問ですが、昨年も質問いたしました小学校の英語教育については、正式科目に向けての準備として5、6年生を対象に今年度から先行実施されるそうです。これまでは、総合的な学習の時間の中でなれ親しむことを目的に計画を立てているかと思われま

すが、正式科目となるのであれば指導要領に沿った指導計画と教育環境の準備をしていかなければならないと思

います。執行方針には昨年同様と述べられてはいますが、昨年度の質問の中で現行の教職員だけでは授業時間、指導内容の増加などで対応は難しいとのことと現段階では中学校の英語教諭の協力を得ながら対応し

ているとのことですが、24年度以降は中学校においても授業時間の増となりますことから、教育委員会としてどう考えているのでしょうか。これまでも英語教諭の配置について国、道に要望しているかと思いますが、必須指導について今後の対応についてお聞かせ願います。

3点目の質問です。放課後子ども教室推進事業の導入について、他の自治体に先駆けて検討していくとのことですが、この事業につきましても執行方針の社会教育の充実の中にも新たに学校支援地域本部事業が設置されるとのことですので、ボランティアの人選が確立された後に検討していくのでしょうか、まずお聞かせ願いたいと思います。両方の事業とも私は核家族化が進み、家庭と地域社会の低下を補うものとしては大変喜ばしい事業ですし、ぜひ実現させていただきたいのですが、今年度はさらに特別支援教育にかかわる連絡会議やいじめ、不登校にかかわる対策委員会も設置されるとのことですので、教育委員会としてそれぞれの人選や対応についてはどのようにしていくのかお聞かせ願います。

続いて、4点目の学校評議員制度についてですが、既に道内では8割の学校が取り組んでいるとのことですが、この制度につきましても学校と家庭と地域の連携が求められており、学校長の判断により決められると聞いております。近隣の自治体の設置状況も含め、評議員の選定方法や学校の情報の周知や既存のPTAの組織との関係はどうなるのかお聞かせ願います。加えてこの制度につきましても、保護者や地域の意向の把握、反映、保護者や地域からの協力、学校としての説明責任などが目的として挙げられておりますが、具体的な活動について学校側からはどのように提案されているのか、お聞かせ願います。

2件目の質問の学校教育の推進の中の児童生徒の指導についてですが、インターネットや携帯電話の悪質な利用などで問題の多様化について述べられており、情報モラルの適切な指導を行うとな

っておりますが、現状を見ますとほとんどの家庭でパソコンが普及し、目の届かないところで自由に利用させている割合が急増していると思えます。文部科学省においても指導方法についてのマニュアルがあるようですが、枠組みが広過ぎて学校だけの指導は難しいように感じられます。今後は、保護者の協力がなければ適切な指導ができないかと思われま。教育委員会としてこれまでも実態調査や指導についての学校側との連携を行っているかと思われま。保護者と児童を交えた指導については検討しているのでしょうか、お伺いいたします。

最後になりますが、これまでは組織の機構改革により教育次長の欠員や職員による施設管理の兼務などの職員定数削減で大変苦勞されているかと思えます。今年度は、新たな事業が学校の耐震化も含め多数行われることとなっており、ますます担当者の負担も多くなるかと想定されます。円滑な事業実施に向けて適正な人員の確保を町長並びに教育長にお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの5番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。教育長。

○教育長（勝又 寛） 5番、高橋議員の1件目のご質問、学校教育の推進、学習指導の充実についてお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、議員ご指摘のように新学習指導要領は前回の改訂で掲げた生きる力を継承しつつ、ゆとり教育から学力の向上に重点を置かれた基礎、基本的な知識、技能の習得を目指しているところでございます。議員指摘のように学校現場、子供たちにとりましては今大変なときを迎えていることは事実でございます。また、6つの改善事項といたしまして、1つ、言語活動の充実、2つ、理数教育の充実、3、伝統文化に関する教育の充実、4つ、道徳教育の充実、5つ、体験活動の充実、6つ、外国語教育の充実が掲げられているところであります。ご指摘の言語活動

の充実につきましては、言語は知的活動やコミュニケーション、感性、情緒の基盤であるとして、国語における読み書きを基本的な力の定着を図る必要があるとしているところでございます。

今回の改訂に伴う当教育委員会といたしましては、昨年末から学校教職員等に上砂川町教育課程の編成を依頼し、移行期の21年度から小学校では23年度、中学校では24年度の完全実施に向けた教育内容の充実を図るための編成作業を現在も進めているところでございます。小中学校の理科、算数、数学の21年度からの授業時間の増につきましては、小学校の理科では3年生から授業が行われておりますが、20時間から25時間の増、算数では20時間から25時間の増、中学校の理科では2、3年生において25時間から35時間の増、数学では1年生、3年生において35時間の授業時間をふやすこととしております。これら指導内容が追加された教科書につきましては、現在使用している教科書には含まれていないため、それを補完するための補助教材が3月末には教科書発行者から直接学校に送られてくることとなっているところでございます。理科の実験などにかかわる教材、備品等につきましては、21年度予算編成時に学校からの要望などにより、予算計上しているところでございます。また、改訂にかかわる教材整備補助金につきましては、中学校で24年度から必修になります体育の武道につきまして、今のところ剣道を考えておりますので、竹刀、防具などの整備について検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目のご質問、小学校の英語教育につきましては、国の新学習指導要領におきます小学校の外国語指導は平成23年度を実施年とし、小学校5年生と6年生でそれぞれ年間35時間を確保することが定められており、平成21年度、22年度はその移行期間と位置づけております。本町におきましては、昨年8月にJETプログラムを活用し、招聘いたしました英語指導助手のレノックス・ピータ

一氏を2学期の始まりに合わせて派遣し、近隣に先駆けてすべての学年で週1日を英語指導に当たらせており、現在に至っているところでございます。平成21年度につきましては、議員ご指摘のとおり昨年同様に総合的な学習の時間や特別活動の時間、また各種学校行事などにおいて引き続き英語に触れる時間を確保してまいりますとともに、今後も英語指導助手を最大限に活用することを柱として、中学校との協力、連携をしながら、学校における教育課程の編成について本格的に実施に向けた綿密な指導計画の立案、実施に鋭意努めてまいりたいと考えております。また、実際に指導に当たる教員の技量が大きく問われることとなりますことから、今後も各種の研修会への参加など現任教員の自発的な資質の向上はもちろん、道教委に対して英語の指導力にたけた人材の配置につきましても要望してまいりたいと考えてございます。

3点目のご質問、放課後子ども教室推進事業の導入につきましては、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保等を図るため、平成19年度に国において放課後子ども教室推進事業が新たに設けられ、厚生労働省が所管する留守家庭児童を対象とした従来の放課後児童クラブ事業のほかに小学校の空き教室を利用した文部科学省所管の放課後子ども教室も加えられたところであります。子ども教室事業は、放課後や週末などに小学校の教室を利用して退職教員や教職を目指す大学生またはボランティア等を活用して学校の授業を補い、家庭での復習などが習慣として身につくような学習指導ができる事業を考えているものであります。また、町部局の福祉保健課が所管しております現在の児童館運営事業の活動拠点を小学校の空き教室へ移転させることで、放課後児童クラブと放課後子ども教室機能をあわせ持つ一体的で効率的な運営を視野に、その事業の導入について平成22年度をめどに今後関係機関と連携しつつ、検討を進めてまいりたいと考えているところでござい

ます。

議員ご指摘の学校支援地域本部事業で組織されるボランティアとのかかわりにつきましては、学習指導をやっていただける方の登録がありましたら、子ども教室事業へのお手伝いをお願いしたいと思っておりますが、当面は先ほど述べましたように退職教員や大学生等を主体的にこの事業を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、特別支援教育にかかわる連絡会議につきましては、特別支援教育自体両校教職員の共通理解に立った取り組みが必要であることから、現在小中学校の教職員による校内就学指導委員会に保育士と児童相談所などをオブザーバーに加えた形での設置を考えております。また、いじめ、不登校にかかわる対策委員会につきましては、この問題自体が多岐にわたる検証が必要なことから、学校現場はもとよりPTAや児童民生委員、児童相談所など幅広い人材を構成した委員会を立ち上げたいと考えているところでございます。

4点目のご質問、学校評議員制度につきましては、地域や社会に開かれた学校づくりをより一層推進し、学校が家庭や地域との連携、協力しながら特色ある教育活動を展開するため、保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのものがあります。近隣での設置状況につきましては、空知管内25市町のうち22市町で設置されており、当教育委員会は設置の取り組みが大変におくれていたものであります。評議員の設定につきましては、校長が地域住民の中から教育に理解のある方を校長の推薦により教育委員会が委嘱するものであります。学校は、校長が会議を開催し、教育活動や学校運営の状況等についてみずから評価を行うとともに、評議員の評価をいただき、その結果を公表するとしているものであります。PTA組織とは、評議員との会議での意見交換や保護者アンケートなどによりまして意見聴取があるものと思われれます。現段階では、具体的な活動の提案はなさ

れておりませんが、4月に入ってから評議員の推薦の後に開かれた学校づくりに推進するための提案が出されるものと思われれますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2件目のご質問、学校教育の推進、児童生徒の指導についてお答えいたします。昨今の携帯電話やインターネットの利用環境の普及は、子供たちの間にも大きく浸透している一方で、不適切な利用によりましていじめや犯罪につながるケースが全国的に後を絶たず、極めて憂慮する社会問題となっております。とりわけ子供たちの携帯電話の所有率は増加、低年齢化の一途をたどっておりますが、学校独自のアンケート調査によりますと本町の小中学生の携帯電話の所有状況は、小学生では1けた台の子供が所有、中学生では全体の約6割弱の子供たちが所有している実態でございます。先日文部科学省では、携帯電話の学校への持ち込みにつきまして不用物として原則禁止をすることの通達を発しました。本町小中学校におきましては、小学校では持ち込み禁止、中学校では諸事情からどうしても所持を必要とする場合は登校時に担任が預かり、下校時に返すことで校内での使用を禁ずる対策をとっているところでございます。しかしながら、学校はもとより保護者でさえも目の届かないところで子供たちがどのような使い方をしているのか把握できていないのが現状であります。本年4月1日から施行されます青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律におきましては、携帯電話事業者などは青少年の携帯電話におけるインターネット接続については保護者から申し出がない限りフィルタリング機能を提供しなければならないことやパソコンなどインターネットに接続できる機器には原則としてあらかじめフィルタリングソフトがインストールされていること、また保護者の責務としてインターネット上のさまざまな有害情報から子供を守るため、発達段階に応じてその利用状況を把握することと適切に活用される能

力を習得させることなどがそれぞれに義務づけられております。学校では、引き続き児童生徒へ情報モラルの徹底した指導を行うとともに、PTAを通して保護者への啓発を積極的に行うこと、また教育委員会では保護者に対してこうした法改正の周知徹底に努めることとしております。さらに、携帯電話会社の協力を仰ぎ、子供と保護者、教職員を対象とした適切な携帯電話の利用法、ルールやマナーなどについて正しい知識を深める場を提供することを検討しており、学校、家庭、機関が一つになって子供たちを正しい方向に導いていくことでいじめや犯罪などトラブルの未然防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○5番（高橋成和） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 水谷寿彦議員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 私は、平成21年第1回定例議会に当たり、教育行政執行方針に対し質問をいたしますので、ご答弁をお願いするものであります。また、前段高橋議員の質問と重複する部分についての答弁は省略していただいて結構ですので、よろしく願いをいたします。

初めに、真に健全な教育を受けなければならない児童生徒にとって、現在も将来にわたっても一人の人間としてどうあるべきかを考えてあげることが最も大切なことではないでしょうか。子供たちの学力や体力の低下が見られると、制度そのものを変えてみたり、ゆとり教育を覆したり、過度の競争意識を助長したりすることに対し、子供たちに混乱を与えはしないかと危惧するところであ

ります。本年4月から新学習指導要領完全実施に向けて、移行措置として教師が子供たちと向き合う時間の確保や教育条件整備などが盛り込まれ、授業時数の増加、小学校での英語教育など社会の変化に対応できる教育が認められるようです。執行方針は、学習指導の充実について述べられており、私は理解を示すものでありますが、あくまでも学校の教職員の熱意に頼るところが多いのであり、学習指導はもとより先生たちの思いが子供たちの人間形成にしっかりと伝わっていくのかどうかは問われるのではないのでしょうか。学校は、地域に認められてこそその学校であり、先生ではないか。今こそ学校現場と教育委員会の連携が最も重要になると考えるものであります。現在の上砂川町の教育の状況は変革するのでしょうか。上砂川の子供たちにとって不可欠な楽しいと思える学校となるならば、大変すばらしいことであり、本当の意味での児童生徒の健全育成を語ることができるのではないかと、私はそう思っているところであります。

そこで、質問の1つ目は、全国標準学力テストの導入ですが、予算書によると2教科の国語と数学、小学校については算数について導入されるようですが、子供たちの基礎学力の定着と向上を図るならば5教科すべてについて導入する必要があるのではないのでしょうか。これまでの子供たちへの基礎的学力が教職員の指導どおりになったのかどうかは、2教科だけでははかり得ないと思うからであります。また、学習指導の工夫と改善に向けた方策を図るとありますが、現場の先生方は理解をされているのでしょうか。先生方の負担が増加することは間違いなくありますので、もし理解をしていないとすれば学力テスト導入の意味がないと言えるのではないのでしょうか。テストの結果によっては、再び補習授業や指導のやり直しがあると思いますし、また個々の教師への評価がなされるのではないのか、今後に不安が残るのであります。もちろん私は学力テストの実施については

導入すべきであり、異論があるわけではありません。

質問の2つ目であります。放課後子ども教室推進事業や学校評議員制度の導入についてであります。地域や家庭、そして学校が三位一体となつての教育力を高める手法としての意味では必要であると思ひますし、そのように認識をしておりますが、大変恐縮な言い方ですが、2000年4月に施行されましたこの制度、我が町にあっては遅きに失した制度と言わざるを得ないのが私の実感であります。しかし、それは今日まで学校現場側が受け入れてくれる状況になかったからではないかと思ひている次第です。さきに申し上げたように、教育現場の教職員の児童生徒への熱意がどれほど大切な要素を占めているかが児童生徒の成長に影響を与えるかは述べるまでもありません。その中で放課後子ども教室推進事業は、町独自の学習塾なのか、もしくは学校の教室を使つての補習授業なのか、具体的には何も見えてこない中で、学校という教職員の理解を得ない中でこの事業は学校現場に土足で踏み込む形にはなりはしないかと心配でなりません。むしろ教職員自身がとれる空き時間や余裕のある時間の範囲内で生徒と向き合いながらの補習授業をすることのほうが児童生徒とのコミュニケーションが得られるという面では大切な時間であります。私は、人的支援も必要ではあるけれども、教職員の定数を増加していただくことが今の学校現場での教育条件整備だと思ひますし、必要かつ効果的だと考えます。

学校評議員制度についても同様に立ち入ることができる範囲というものに限度があるのではないのでしょうか。また、学校現場にとって都合のよい人材が選任される可能性も高く、地域や家庭との連携が望ましいとされるこの制度がしっかりと理解をされているならばよろしいのですが、私は上砂川町が教育の改革を断行する覚悟を持たなければ何も変わらないでしょうし、差しさわりのない手助けではこの制度に意義を認められないのでは

ないか、今こそ学校現場の管理者と教職員の理解と協力を得て、次代を担う児童生徒のための児童生徒を中心とした教育を考え、この制度を実施していただきたいのであります。

質問の3つ目ですが、2011年度からの新学習指導要領では小学校での英語教育が取り入れられることとなつており、大手出版社のアンケートでは现阶段で公立小学校では5割強の教職員が課題があり、導入に不安が残ると感じており、7割以上が教師の研修会や勉強会に参加する体制が整っていないと答えていることが報道されました。しかし、移行措置とはいえ、教育委員会は英語指導助手を活用しながら英語教育になれ親しむ授業時間を確保し、小中連携した英語教育の実践に努めるとしておりますが、必修化される英語教育の意味合いと英語指導助手の役割は分けて考えなければならないと私は思うのであります。英語指導助手は、生きた実践での英語を学ぶ機会を日常の英語教育の中で生かすことにあると私は思うのであります。現在の英語の教科書は、主語などを省略し、英会話中心となっているようでもあります。教職員の工夫が今後大切な要素となるのではないかと考えています。中学校の英語教師が小学校の英語教育にかかわることが小中連携教育であり、英語のみに限らず他の教科についても連携を保ち、教職員が9年間という長い期間について児童生徒とのつながりを保つことこそ、今大切なことだと考えるのであります。前段申し上げましたように、学習指導の充実を図るためには教育現場の先生方の児童生徒に対する指導に熱意を強く持ってほしいし、また頼ることこそが必要ではないかと思うのであります。

以上申し上げて、教育長の見解をお伺いするものであります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、水谷議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。教育長。

○教育長（勝又 寛） 2番、水谷議員のご質問、

学習指導の充実についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子供たちが健全な教育を受け、一人の人間として立派に成長することが大切なことと思うところであります。国は、そのとき、そのときの子供たちの学力などにより教育内容を改定してきており、今回の改定でもゆとり教育から学力向上へと変革したことは学校現場と子供たちにとりましては大変な混乱を来しているのは事実であります。このような状況の中で校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が一体となって現在の上砂川の置かれている現状に対する危機感を感じ、熱意を持って子供たちへの学習指導に当たるのが今まさに求められると考えているところでございます。そのためでも学校現場と教育委員会が連携して、一步一步ではあります、変わっていかねばならないものと思っております。

1点目のご質問、全国標準学力検査の導入につきましては、本テストの主たる目的といたしましては子供たちが学年進級をするごとにどの程度学力が伸びているのか、得手、不得手とするところはどのような箇所なのか、また全国レベルにおいてどの程度のレベルに位置しているのかなどを客観的にコンピューター分析により明らかにすることで、教職員がその結果を一人一人の子供たちのレベルに応じた指導に生かしていくことと、あわせて子供たちと保護者には学習の成果に対して学力が向上することによる喜びを1つ目に見えた形で実感することでやる気を引き出すことを期待するものでございます。議員ご指摘の導入につきましては十分に理解するところでありますが、このような学力検査を取り入れること自体本町の学校では初めての年でもあり、学校側の意見を聴取する中で足がかりといたしまして、まずは読み書き計算に重点を置いた教科を先行実施し、実施結果を学校現場と教育委員会がしっかりと検証した上で、次年度に向けて実施教科の増も含め計画を立てていきたいと考えているところでございます。

2点目のご質問、放課後子ども教室推進事業や学校評議員制度の導入につきましては、議員ご指摘のとおり評議員制度の取り組みがおくれたことは事実であります、これからは先進市町の状況等を参考にしながら、よりよいものにするよう努力をしまいたいと存じます。放課後子ども教室推進事業につきましては、家庭学習の割合が全体的に低い状況の中、補習授業について取り入れることも現在の状況では必要なことではないかとの段階では考えてございます。学校の空き教室を使い、授業時間以外に補習授業的なことをする以上、教職員の理解を得ないままでの導入は議員ご指摘のとおり考えられないこととありますので、導入までの間に十分な話し合いの上で理解をいただくよう最善の努力をしまいたいと存じます。また、補習授業につきましては、教職員が余裕時間を利用して行うことが望ましいと考えてはおりますが、雑務が多く忙しい中でこの部分についても対応することとなりますと、ますます一人一人の子供たちへの目配りができなくなるという懸念もあります。私は、教職員においては子供たち一人一人の顔を見て、目を見て、その子供の状況、情報を把握して子供との信頼関係をいち早く築き、子供たちの記憶に残る先生になっていただきたいと常々思っているところでございますので、教職員の負担を少しでも軽減すべく、退職教員、もしくは教職を目指す大学生等を活用して行っていきたいと考えているところでございます。

学校評議員制度では厳しいご指摘をいただきましたが、この2つにつきましては今後新たに取り組む事業であります。すぐに結果があらわれない教育の難しさは重々承知しておりますので、今こそ学校現場の教職員に対しては教育者としての力量を発揮して、すべては上砂川の子供たちのために最善の努力を行っていただきたいと考えているところでございます。今後も学校現場の教職員の理解と協力を得ながら、子供たち中心の教育の推進に努力をしまいたいと考えてございます。

3点目のご質問、小学校における英語教育につきましては、先ほどの高橋議員のご質問でもお答えしましたように平成23年度から小学校5年生と6年生におきましてそれぞれ年間35時間が必修となっているところでございます。正しくは、その位置づけといたしまして国語や算数のような正式な教科ではなく、総合的な学習の時間や道徳、特別活動と同じように外国語活動という科目が新たに設けられたものであり、したがって指導に当たりましては副読本のような教材はありまして定まった教科書はなく、またテストなどによる個人の成績の評定は一切行われません。新たな学習指導要領での外国語活動に求められている指導内容を要約しますと、小学5年生では外国語を初めて学習することに配慮し、児童に身近で基本的な表現を使いながら、外国語になれ親しむ活動や児童の日常生活や学校生活にかかわる活動を中心に友達とのかかわりを大切にした体験的なコミュニケーション活動を行うようにすることとされており、6年生では5年生の学習を基礎として、友達とのかかわりを大切にしながら、児童の日常生活や学校生活に加え、国際理解にかかわる交流等を含んだ体験的なコミュニケーション活動を行うようにすることとなっております。

さらに、こうした目標を実現するための指導計画の作成や授業の実施につきましては、学級担任の教師、または外国語活動を担当する教師が行うこととし、授業の実施に当たっては外国語講師、本町ではまさに英語指導助手の活用に努めるとともに、地域の実情に応じて外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど指導体制を充実させることとされておりますことから、今後の指導におきましても引き続き、まずは英語に違和感を覚えず、なれ親しむことを大きな目標としております。また、このたびの小学校の英語教育に関しましては、議員のご指摘のとおり小学校連携の教育の実現はよい足がかりと考えております。現在先ほど高橋議員にもお答えいたしました教育課程の編成の中

でも学校と教職員の中でも取り入れるような方策を考えているところでございます。また、学校あるいは学校教育振興会へも強く要望を求めながら、指導する教員の資質の向上を図り、実のあるものにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（水谷寿彦） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日17日から18日までの2日間、議案調査等のために休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、17日から18日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の17日、18日の2日間につきましては、予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、19日は午後1時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3 月 1 9 日（木曜日）午後 1 時 0 0 分 開 議
午後 1 時 4 1 分 閉 会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 2 0 号 平成 2 1 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）

- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
第 4 派遣第 1 号 議員派遣承認について
（追加日程）

- 第 5 意見書案第 1 号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書
第 6 意見書案第 2 号 市町村立病院の経

営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書

- 第 7 意見書案第 3 号 不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書
第 8 意見書案第 4 号 中小企業対策の充実・強化に関する意見書
第 9 意見書案第 5 号 教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書
第 1 0 意見書案第 6 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

○会議録署名議員

2 番 水 谷 寿 彦
3 番 齋 藤 勝 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、渡辺事務局長欠席しております。かわって奥山総務財政課主幹が席に着いております。よろしくお願ひいたします。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午後 1 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、水谷副議長、3番、斎藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第12号 議案第13号 議案第14号
議案第15号 議案第16号 議案第17号
議案第18号 議案第19号 議案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第12号から議案第20号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

川上予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（川上三男） 平成21年度予算特別委員会委員長報告。

平成21年度予算特別委員会報告を申し上げます。本予算特別委員会に付託になりました議案第12号 平成20年度上砂川町一般会計予算外8件について、3月17日、18日の2日間にわたり慎重なる審議を行った結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計等8件について報告いたします。

議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算、議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算、議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告を申し上げます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたし

ました。

次、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、厚生建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、派遣第1号 議員派遣承認についてであります。議員派遣の予定はありません。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第1号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書を議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 季節労働者対策の強化を求める要望意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に

より提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川上三男

賛成議員 高橋成和 水谷寿彦

柳川暉雄

本文に入ります。

意見書案第1号

季節労働者対策の強化

を求める要望意見書

いま、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化している。

北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や、倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきている。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻である。

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減された。

季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3～4ヵ月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっている。

健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねない。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施しているが、予算規模が十分とはいえ、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていない。

そして、これらの施策は平成21年度までの事業とされている。

「通年雇用化」は当然必要なことであるが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは季節労働者は冬期

間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業がひろがっている。

抜本的な雇用・失業対策が求められているいま、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきである。

記

1. 雇用保険の特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すこと。
2. 「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善をはかるとともに、追加対策を講ずること。
3. また、平成22年度（2010年度）以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。
4. 地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第2号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書を議題といたします。

2番、水谷議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（水谷寿彦） 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 数馬尚 斎藤勝男

横溝一成

本文に入ります。

意見書案第2号

市町村立病院の経営安定化と療養
病床の維持存続を求める意見書

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続

を検討する事態にまでなっている。

また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。

しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。

このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとって、無くてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記

1. 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。
2. 公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。
3. 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議員 堀内 哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務・金融大臣、厚生労働大臣。
以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第2号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第3号
不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書を議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議員 堀内 哲夫 様
提出議員 数馬 尚
賛成議員 斎藤 勝男 川上 三男
横溝 一成

本文に入ります。

意見書案第3号

不況下における緊急雇用 対策の強化を求める意見書

世界的な金融危機に端を発した不況の影響で、わが国の雇用失業情勢は急速に悪化しています。

厚生労働省の調査によると、2008年10月から2009年3月末までに約8万5,000人の非正規労働者の解雇が見込まれていますが、さらに状況が厳しくなることも想定しておかなければならない事態になっています。

契約を打ち切られる派遣社員の中には、企業の寮に住んでいて、職を失うと同時に住まいも失うといった事態に追い込まれる方も多く、生活基盤を建て直すための緊急支援が必要です。

また、厚生労働省の調査によると2008年12月までに学生の採用内定取り消しが769件にもものぼっており、企業が安易な内定取り消しを行わないようにする措置が求められています。

このような雇用不安が社会不安につながることも懸念されており、国は雇用の維持、失業者の住居と生活の安定に向けた支援、新たな雇用の創出に向けて全力をあげて取り組むことが求められています。

よって、政府において、次の事項を速やかに実施するよう要望します。

記

1. 企業が安易な解雇、内定取消しを行わないよう、職業安定所の指導を強化するとともに、必要な法整備を行うこと。
2. 事業主に対して助成される雇用調整助成金について要件の緩和や支給日数の延長等を行い、「派遣切り」の防止をはじめ、雇用の維持のための活用を促進すること。
3. 雇止めや解雇により住居を失った派遣労働者や雇用保険の受給資格がなく生活に困窮する失業者に対して、就労支援・職業訓練を実施するとともに住宅を貸与し、生活支援金を給付すること。

その際、貸与する住宅は、雇用促進住宅や公

営住宅、民間アパート等の借り上げにより確保すること。

4. 雇用のセーフティネットを強化するため、雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付（基本手当）の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について雇用保険法を改正すること。
5. 労働者派遣は一時的・臨時的雇用に限定するとの原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法を改正すること。
6. 医療・介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産漁業などの分野での就労を支援するため、職業訓練・就労支援などを行うこと。
7. 若年フリーター、一人親世帯の者、障害者、高齢者など、特に就労が困難な状況にある求職者については、特段の配慮をもって就労支援を実施すること。
8. メンタルヘルスの不調、過労死、不払い残業などをなくし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現をめざすよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。
また、自立的労働時間制度は導入しないこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第4号 中小企業対策の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

6番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（大内兆春） 中小企業対策の充実・強化に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 水谷寿彦 柳川暉雄

川上三男

本文に入ります。

意見書案第4号

中小企業対策の充実・
強化に関する意見書

日本経済は米国発の金融危機や急激な円高、消費の低迷などによって、未曾有の経済危機に見舞われています。

中でも、運用の大多数を支え、日本経済を支える礎となっている中小企業の倒産が相次いでいます。

資金繰りの円滑化や下請け取引の適正化などによって中小企業の再生を図るとともに、国際展開の研究開発の支援、後継者不足に対応する人材育成といった中小企業の活性化に資する諸施策を充

実・強化することが求められています。

よって、政府に対し、以下の事項の実現を図るように求めます。

記

1. 中小企業対策予算の増額を図りつつ、創業促進と新分野への進出支援を行うこと。
2. 中小企業に係る法人税の軽減税率を当分の間半減すること。
3. 特別信用保証制度を復活すること。
4. 「金融アセスメント法」を制定し、地域への寄与度や中小企業に対する融資条件などの情報公開を金融機関に義務付け、金融機関間の公正な競争を促すと共に貸し渋り等を防止すること。
5. 中小企業の事業承継の円滑化と経営安定化に資するため、税制・金融上の一層の措置を行うこと。
6. 「中小企業いじめ防止法」を制定するとともに、独占禁止法・下請法等の厳正な運用を図り、中小企業の経営圧迫につながる不公正な取引を是正すること。
7. ものづくり産業の育成、総合的なまちづくりと連携した商店街の振興、海外展開支援、人材育成支援、知的財産権取得への支援などに重点を置いた施策を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 中小企業対策の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第5号 教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書を議題といたします。

4番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（数馬 尚） 教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内兆春 高橋成和

横溝一成

本文に入ります。

意見書案第5号

教育予算の大幅な拡充及び高校

教育の無償化を求める意見書

わが国における教育機関への公財政支出の対GDP比率はOECD諸国の平均5.0%を大きく下回る3.4%に過ぎず、加盟国の中でも最低レベルです。教育への投資こそ未来への投資であり、教育現場の改善のためにも、教育予算の拡充は必要不可欠です。

また、今では高校への進学率も97%に上ってお

り、義務教育を終えた高校生をもつ家庭の教育費負担軽減に本格的に取り組むことが求められています。現在、高校における生徒一人あたり授業料（年額）は私立が公立の約3倍である一方、生徒一人あたり公費投入額（公立114万円／私立34万円）は私立が公立の約3分の1という公私間格差も是正していかなければなりません。

よって、全ての人が生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じた教育が受けられるように、教育予算の大幅な拡充を図るとともに、公立高校の授業料を実質に無償化すること、同時に、私立高校通学者への授業料補助を検討し、公私間格差の軽減に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号 教育予算の大幅な拡充及び高校教育の無償化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第6号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書を議題といたします。

5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 高橋成和

賛成議員 大内兆春 斎藤勝男

柳川暉雄

本文の朗読内容説明をさせていただきます。

意見書案第6号

北海道の自衛隊体制

維持を求める意見書

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾である。

現在、国においては、平成21年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知しているが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕

で得られるものでなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきである。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成21年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。長い間大変ご苦勞さまでござい

ました。

（閉会 午後 1時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 水 谷 寿 彦

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)

平成21年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月17日（火曜日）午前10時00分 開会
午後1時49分 散会

○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他の関係について

議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算

◎委員長あいさつ

○委員長（川上三男） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位の協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本予算特別委員会に付託されました案件は、平成21年度一般会計予算並びに8本の特別会計35億5,278万1,000円で、前年度に比較しますと1億252万7,000円との減額予算となっています。大変厳しい財政状況のもとで財政健全化4指標を考慮しながら、住環境整備などの定住対策や子育て支援事業、さらには教育環境対策事業などの政策に重点を置いた予算となっていますので、議会としてもそのあたりを踏まえて十分な論議を重ねていただきたいと思います。

審査期間に制約があり、効率的に議事を進めてまいりたいと思いますので、各位のご協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○委員長（川上三男） それでは、ここで町長のごあいさつをいただきます。

○町長（加賀谷政清） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たりまして一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

昨日は、執行方針に対しての質疑において貴重な意見を賜りましたし、また合同事務打合せにおきましても有意義な論議をさせていただき、大変ありがとうございました。きょうは、それを受けまして平成21年度の町づくりに向け具体的な事業を盛り込んだ一般会計予算を初め各特別会計について予算審議が始まりますが、引き続きまして委員の皆さん方の活発なご質疑をよろしくお願いを申し上げます。

21年度の予算編成に当たりましては、執行方針でも触れていましたけれども、平成18年度に策定した財政健全化計画に基づきまして、さらなる健全化財政の推進と財政健全化法の破綻の4指標を考慮しながら進めてきたところであります。特に今年度につきましては、これからの自立での行政運営を進める視点に立ちまして、引き続き職員の人件費などを中心に経費を削減いたしまして財源を捻出し、そして本町の重要課題解決に向けてこれまで実施をしてまいりました行財政改革の一部の見直しや人口対策、さらには少子化対策、教育環境対策などなどを盛り込みながら、さらにまた懸案でありました学校の耐震化と、それから中学校の大規模改修、こういったことにも着手することといたしまして、今年度は実施設計も盛り込んだところであります。そういった面で限られた財源を有効かつ効率的に活用して、将来ともに自立できる町づくりを目指して、厳しい財政状況にあ

っても今年度については前向きに予算編成を行ったところであります。そのほか一般会計の予算規模につきましては、公債費の減少によりまして1.8%減の23億5,880万円となりましたが、公債費を除く予算規模につきましては重点事業を盛り込んだこともありまして、1.6%の増加となったところであります。今後も本町におきましては、ご承知のように人口減少や少子高齢化が予想されまして、さらにまた財政問題など多くの課題を抱えての行政運営になると思っておりますが、引き続きこれらの課題解決を図りながら、自立できる町づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以下、21年度の予算の内容につきましてはそれぞれ担当課長から申し上げますので、ご審議くださるようよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎開会の宣告

○委員長（川上三男） ただいまの出席委員は9名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） 直ちに会議を開きます。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（川上三男） それでは、これより議事に入ります。

議題第1、予算特別委員会の日程について局長から説明いたします。

○事務局長（渡辺修一） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明をさせていただきます。

審査日程は、本日17日と18日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求等について協議をしていただき、その後、平成21年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順序で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査をすべて終え、18日、あすは国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集願います。

◎予算審査の方法について

○委員長（川上三男） 議題第2、予算の審査方法について局長から説明をいたします。

○事務局長（渡辺修一） 予算審査の方法について説明をいたします。

去る10日の本会議におきまして、町長から提案理由、副町長から予算の大綱等についての説明がありましたので、本委員会につきましては歳入歳出予算事項別明細書によりまして、各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、例年と同様に本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入るわけですが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところあるいは制度、政策の見直し、重要な継続事業等について説明をしていただきます。質疑に

つきましては、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることとなります。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましては、それぞれの担当課長、係長等が出席し、対応していただく予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（川上三男） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（川上三男） 議題第3、予算審議にかかわる資料提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎その他の関係について

○委員長（川上三男） 議題第4、その他ですが、委員の方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第12号

○委員長（川上三男） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。渡辺議会議事

務局長。

○事務局長（渡辺修一） 座ったままで説明をさせていただきます。

議会費について説明をいたします。予算書の28ページをお開き願いたいと思います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,146万7,000円、前年度比較287万4,000円の減であり、財源はすべて一般財源でございます。1節報酬では、議員定数2名の減と平成20年第4回の定例会で上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正したことによる増分との相殺で201万3,000円減の1,957万8,000円となっております。3節職員手当等、4節節減費は、同様の理由によりそれぞれ65万3,000円、316万5,000円を措置しております。9節旅費では、中空知町議会議長連絡協議会の道外政務調査費12万円減の51万円となっております。ほかにも減額している項目がございますが、経常経費でございますので、説明を省かせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。どうぞ。

○9番（柳川暉雄） 暫時休憩いただいて、議長を、議長交際費減らすかなと思っているので、退席してもらったほうがいいのではないかな。答申を受けるほうだから、ここにいたって議長はあれではないのかな。いいのかい。

〔発言する者あり〕

○委員長（川上三男） 人少ないから、いたほうがいい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 2款総務費に入ります。総務費については、総務財政課長、企画産業課長、町民生活課長、学務係長、建設水道課主幹、監査事務局長と順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、総務費のうち総務財政課が所管いたします総務費関係につきましてご説明申し上げます。

30ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,980万7,000円、前年度比較で103万4,000円の減、財源内訳は全額一般財源となっております。本目は、町行政全般の管理経費を計上するもので、主な増減についてご説明申し上げます。4節共済費、本年度予算額749万円、前年度比較67万2,000円の増は、嘱託職員の増並びに社会保険料掛金率の変更によるものとなっております。11節需用費、本年度予算額911万円、前年度比較99万円の減額は、庁舎の消耗品並びに燃料費の節減によるものの減と電気料金の値上げとの相殺によるものとなっております。12節役務費、本年度予算額531万1,000円、前年度比較27万9,000円の減額は、郵便料、電話料の実績に基づく計上によるものでございます。13節委託料、本年度予算額874万9,000円、前年度比較42万9,000円の増額は、庁舎清掃の隔年実施のガラス、照明器具清掃の増によるものとなっております。その他計上しております予算額につきましては、前年度同様または経常経費の節減によるものでありますので、ご説明を省略させていただきます。

32ページをお開きください。2目文書広報費、本年度予算額470万円、前年度比較154万2,000円の減、財源内訳は全額一般財源となっております。総務財政課の所管分は、11節需用費で一般法令の図書追録で前年度同額、13節委託料におきましては昨年度から経費節減のため町例規類集の追録をやめデータベース化を行ったもので、前年度同額の239万4,000円となっております。なお、条例の

確認方法につきましては、CD40枚を各職場長に配付し、必要な場合においてはそれぞれ所管のパソコンにおいて確認ができ、必要箇所のみを検索も可能となっております。

3目財政管理費、本年度予算額36万円、前年度同額となっております。財源内訳は全額一般財源で、本目は予算書、決算書などの作成及び記載管理に係る経費を計上するもので、一昨年より行革によります予算書、決算書の印刷を職員が行うこととなっております。

4目会計管理費、本年度予算額111万3,000円、前年度比較で16万1,000円の減、財源内訳は全額一般財源となっております。本目は、出納業務に係る経費を計上するもので、12節役務費、本年度予算額102万3,000円、前年度比較12万1,000円の減額は、し尿及びごみの収集量の減により証紙売りさばき手数料が減ったことによるものとなっております。

5目財産管理費、本年度予算額2,141万9,000円、前年度比較で1,163万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源2,037万7,000円、一般財源104万2,000円となっております。本目は、町有財産の管理経費を計上するもので、7節賃金ではお手元に配付の主要施策別冊の5ページ下段のほうに工業団地環境整備事業の草刈り業務費43万6,000円を計上しております。33ページの11節需用費、本年度予算額298万5,000円、前年度比較59万8,000円の増額は、庁舎等水道検満量水器の取りかえによるものとなっております。14節使用料及び賃借料、本年度予算額731万8,000円、前年度比較427万7,000円の減額は、共済住宅賃借料で、中央地区消防職員平家建ての住宅2棟の支払い償還終了による減となっております。28節繰出金、本年度予算額373万円、土地取得事業会計繰出金につきましては、特別会計にてご説明申し上げます。

次に、6目企画費、本年度予算額126万2,000円、前年度比較4万2,000円の減、財源内訳は全額一般財源であります。本目のうち総務財政課の所管

分につきまして申し上げます。1節報酬ですが、防災会議、国民保護協議会委員7人分で、年1回分、12節役務費は防災無線検査手数料、14節使用料及び賃借料で防災無線電波使用料を計上するものであります。

34ページをお開きください。7目公平委員会費であります。7目公平委員会費、本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源内訳は全額一般財源であります。本目は、地方公務員法に基づき設置する公平委員会経費を計上するもので、公平委員3人分の報酬であります。

次に、35ページの9目諸費に入らせていただきます。9目諸費、本年度予算額209万6,000円、前年度同額で、財源内訳は全額一般財源となっております。本目では、表彰関係予算並びに他に属しない関係予算を計上するもので、前年度同様でありますので、ご説明を省略させていただきます。

続きまして、39ページをお開きください。総務費の選挙費に入らせていただきます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額56万8,000円、前年度比較42万2,000円の増、財源内訳は国・道支出金42万2,000円、一般財源14万6,000円となっております。本目は、選挙管理委員会の経費を計上するもので、4人分の報酬等及び13節委託料の42万2,000円は、主要施策別冊8ページ下段と資料ナンバー11をご参照願います。平成22年5月から日本国憲法の改正手続に関する法律が施行されまして、憲法改正について国民投票が可能となりますことから、選挙管理委員会において投票人名簿を調製するため、電算システムの構築を全額国庫負担で実施するため計上するものでございます。国民投票は、現行の投票権を有する年齢が20歳以上から18歳以上と変更されます。登録基準日に住民基本台帳に登録されている者が被登録資格を有することになります。予算書に戻りまして、その他の経費につきましては前年同様でありますので、ご説明を省略させていただきます。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年

度同額であります。財源内訳は、全額一般財源であります。例年どおり選挙費に係る啓発経費で、すべて経常経費のため、ご説明は省略させていただきます。

40ページをお開きください。3目衆議院議員選挙費、本年度予算額497万円、財源内訳は全額国・道支出金となっております。平成21年9月任期満了となります衆議院議員の選挙に係る経費となっており、1節報酬から18節備品購入費までの予算を計上するものであります。

次の町議会議員選挙費は、本年2月執行の町議会議員選挙費を昨年度計上しておりましたので、廃目するものであります。

以上で2款総務費に係る総務財政課所管分のご説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） それでは、総務費のうち企画産業課所管事項についてご説明いたします。

32ページをお開き願います。1項総務管理費、2目文書広報費、本年度予算額470万円で、前年度と比較いたしまして154万2,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。主な項目についてのみご説明申し上げます。11節需用費の町広報用印刷製本費につきましては、前年度対比153万円の減額となっておりますが、これは昨年2社による見積もり合わせを行った結果、1ページ単価が1万5,900円から5,670円に減額になったことによるものでございます。主要施策別冊の8ページをご参照願います。みんなで進める町づくりの1、協働による町づくりの推進の最上段にあります町広報広告掲載事業であります。町内企業のPRや活性化を図るため、町広報に広告掲載することとし、4月号広報から実施するものであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、33ページをごらん願いたいと思います。

6目企画費でございますが、本年度予算額126万2,000円で、前年度と比較して4万2,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。本目は、所管が企画産業課、総務財政課に分かれておりますが、内容につきましてはおおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額399万8,000円で、前年度と比較いたしまして143万3,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他財源70万円でございますが、地域振興基金繰り入れとして50万円、すこやかロード助成金20万円となっており、残り329万8,000円は一般財源でございます。本目は、所管が企画産業課、建設水道課に分かれておりますので、企画産業課所管事項につきましてご説明申し上げます。資料ナンバー9をご参照願いたいと思います。本年度のすこやかロード事業につきましては、8節報償費にウォーキングイベント協力団体への謝礼金として6万円、11節需用費にウォーキングマップ増刷として印刷製本費に3万円、消耗品に現在春と秋に開催しておりますウォーキングイベントのほか運動不足になりがちな冬期間にかんじきウォーキングイベントを開催し、町民の健康増進を図るもので、かんじき購入費として11万3,000円予算計上したところであります。

主要施策別冊の9ページをご参照願いたいと思います。本町の重要課題である人口減少対策として、本年度移住定住促進PR事業では空戸住宅情報を広くPRするため、PRチラシ作成費として11節需用費の印刷製本費に25万円予算計上しており、主要施策の移住体験ツアー事業につきましては昨年度から温泉を活用して実施している事業で、昨年は東京から1件の実績がありましたので、本年度も引き続き実施することとしております。

次の移住サポート事業につきましては、資料ナンバー10をご参照願いたいと思います。移住サポート事業につきましては、移住、定住者に奨励金

を支給することにより移住しやすい環境を整え、本町の人口増加と定住促進を図ることを目的としております。制度の内容につきましては、1つ目の就業者移住定住奨励金は満50歳以下の方が対象で、町外の方が定住の意思を持って転入し、町内の中小企業に正規職員として就職した場合並びに町外の方が既に町内の企業に正職員として就職していて町内に転入した場合、転入後6カ月を経過した後申請を受け、単身者5万円、扶養家族のある方には10万円を支給するものであります。2つ目の移住定住者奨励金につきましては、満65歳以下の方が対象で、道外の方が定住の意思を持って移住定住ワンストップ窓口を通して転入した場合並びに町内外を問わず町内に住宅を建設または購入した場合に支給するもので、道外から転入した方は転入後6カ月を経過した後申請を受け、単身者5万円、扶養家族のある方は10万円を支給するもので、住宅を建設または購入した方については入居した時点で申請を受け、20万円支給するものであります。

なお、この事業の実施に当たっては、新たに要綱を制定し、対応いたしますが、財源につきましては平成19年度に北海道が地域格差の是正に向けて市町村が行う地域の再生や活性化の取り組みに対し支援するために創設した地域再生チャレンジ交付金制度を活用するもので、支援期間が最大3年間となっており、本町は平成20年度から支援を受けておりますので、このサポート事業の事業期間は支援期限であります平成23年3月31日までの2年間とするものであります。

予算書にお戻りください。予算につきましては、8節報償費に就業者移住定住奨励金50万円、移住定住者奨励金20万円を計上したところであり、今後広くPRして人口増加を図っていきたいと考えております。

続きまして、主要施策別冊の5ページをご参照願いたいと思います。1の地域経済の活性化と産業振興の2つ目の二重丸をご参照願います。地域

人口推進調査事業につきましては、北海道産炭地域振興センターが産炭地域が行う地域資源の発掘、活用及び産炭地域振興推進調査等に支援し、産炭地域の自立的発展を促進することを目的として平成20年度に創設した事業で、本町は昨年企業誘致推進調査事業を行いました。本年度は温泉裏から湧出する坑内水の水質調査を行うもので、予算につきましては報告書作成経費として11節需用費に2万円、水質調査を民間事業者へ委託するため13節委託費に40万円、合計42万円予算計上したところであり。また、11節需用費のテレビ中継局用電気料につきましては、デジタル化に伴い電気料がアップしたことにより前年度対比12万6,000円の増額となっております。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額47万3,000円で、前年度と比較して13万9,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金46万8,000円、残り5,000円は一般財源でございます。本年度の統計調査につきましては、毎年実施しております教育統計調査と工業統計調査のほか22年度に実施されます国勢調査の調査区設定と経済センサス調査の基礎調査、世界農林業センサスの計5調査を実施することとし、それぞれ関係予算を計上したところであり。内容につきましては、11節需用費で統計調査の増により16万円増となっておりますが、その他につきましてはおおむね前年度と同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち企画産業課所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、高橋町民生活課長。

○町民生活課長（高橋 良） それでは、総務費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

34ページをお開きください。6目企画費、19節

負担金、補助及び交付金に防犯協会補助金7万円を計上しております。前年同額となっておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

次に、同じページになります。8目交通安全対策費につきましては、本年度予算額494万1,000円、前年度比較で2万3,000円の増となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。9節旅費の交通安全指導員の出勤日数の増により出勤手当が4万1,000円増、11節需用費の消耗品で交通安全指導車の夏タイヤ購入費で5万6,000円の増、また19節負担金、補助及び交付金では昨年度本町で開催いたしました中空知広域交通安全指導員会合同研修会が今年度は滝川市で開催されるということで、その参加負担金4万4,000円が減となっております。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、37ページをごらんください。2項徴税費、1目税務総務費につきましては、本年度予算額11万7,000円、前年度比較で1万円の減となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。主に固定資産評価審査委員会にかかわる経費を計上しておりますが、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2目賦課徴収費につきましては、本年度予算額387万6,000円、前年度比較で151万9,000円の増となり、財源内訳は国・道支出金386万1,000円、その他特定財源1万5,000円となっております。増額の主な要因は、13節委託料の町税課税計算事務については帳票作成等のシステム改修で60万4,000円の増、平成19年度に税システムを更新し、平成20年度までは無償となっておりましたシステム保守料81万9,000円が増となったものでございます。他の予算につきましては、昨年とほぼ同額ですので、内容の説明は省略させていただきます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、本年度予算額443万3,000円、前年度比較で330万8,000円の増となり、

財源内訳は国・道支出金2万円、その他特定財源262万円、一般財源179万3,000円となっております。増額の主な要因は、平成14年度に導入いたしました住民基本台帳ネットワークシステムの更新にかかわる経費を計上したことによるものでございます。なお、運用開始は本年10月を予定しております。システム更新につきましては、経費削減と業務の効率化を図るために三笠市、夕張市、雨竜町、北竜町、秩父別町、そして上砂川町の6市町で共同利用することとし、経費については13節委託料に初年度のみシステム導入作業委託料として247万4,000円、14節使用料及び賃借料にシステム使用料30万2,000円、18節備品購入費に機器購入費として52万円を計上するものでございます。なお、町政執行方針主要施策の8ページに記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

以上で総務費の町民生活課所管部分についての説明とさせていただきます。

○委員長（川上三男） 次に、斉藤社会教育係長。

○社会教育係長（斉藤琢也） それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、10目町民センター管理費、本年度予算額1,426万2,000円、前年度と比較いたしまして43万7,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が45万円、一般財源が1,381万2,000円でございます。主な項目について説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額636万円、前年度対比37万円の減となっておりますが、昨年と比較いたしまして燃料費が下がったことが主な要因でございます。以下の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次に、清野建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（清野勝吉） 続きまして、11目地域振興費のうち建設水道課で所管いたします水源公園関係の予算につきましては、36ページに記載しておりますが、本年度予算額123万3,000円、前年度対比1万2,000円の増で計上するものでございます。前年度とほぼ同様につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次に、渡辺監査事務局長。

○監査事務局長（渡辺修一） それでは、監査委員費について説明いたします。

41ページをお開き願います。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度と比較して1,000円の減額で、すべて一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金までは、経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次に、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次に、6目企画費、7目公平委員会費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、8目交通安全対策費、9目諸費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち

切ります。

次、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○委員長（川上三男） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

3款民生費に入ります。民生費については、福祉保健課長、町民生活課長、企画産業課長、特別養護老人ホーム施設長に説明を求めてまいります。山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） 3款民生費の福祉保健課所管分について説明いたします。

予算書は44ページをお開き願います。また、お手元に配付の主要施策別冊では1ページから3ページをご参照願いたいと存じます。予算書にまいります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億3,028万5,000円、前年度比較173万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金1億1,253万5,000円、その他特定財源678万8,000円、一般財源1億1,096万2,000円でございます。本目は、主要施策別冊の1ページから2ページにかけましての除雪サービス、全世帯無料入浴券配布、社会福祉施設入所措置、福祉バス運行、障害者関連サービス、戦没者追悼式が関係するものでございます。11節の需用費108万6,000円の計上で、前年度比22万円の減でございます。昨年度は、福祉バスのタイヤ購入費を計上していたことによるものでございます。13節の委託料220万7,000円の計上で、前年度比45万円の減でございます。障害者の通所サービス利用促進のために経過措置として実施の障害者自立支援対策推進事

業の平成20年度での終了によるものでございます。20節の扶助費1億3,349万1,000円の計上で、前年度比841万2,000円の減でございます。重度心身障害者医療費でございますが、これは道の助成事業でございますが、対象者の減によりまして前年度比424万8,000円を減じての計上でございます。次の障害者自立支援費関係につきましては、昨年度と説明項目、説明区分を変えてございます。これは、サービス別の大まかな区分から介護給付費、訓練給付費等の給付別と、それからサービス別の法律に沿った区分に事務処理上、見直しをさせていただいたものでございます。下段の生活介護から次のページの就労継続支援までは、昨年度まで施設支援に包含されていたものを分離して計上してございます。総体的には若干の利用減もありまして、109万6,000円を減額した1億279万2,000円の計上でございます。障害者自立支援医療の更生医療は、人工透析15人分の計上でございますが、昨年実績を勘案し、180万円の減。これは、回数減の影響したと思っておりますが、180万円の減でございます。28節の繰出金7,414万7,000円は、前年度比740万5,000円の増額計上ですが、国民健康保険特別会計にて説明申し上げます。

次に、2目老人福祉費、本年度予算額540万5,000円、前年度比較610万5,000円の減でございます。後期高齢者医療制度への移行による老人保健制度と道の事業でありました老人医療費の廃止にかかわって大幅な減額となっているものでございます。財源内訳は、国・道支出金30万5,000円、一般財源510万円でございます。本目は、主要施策別冊1ページ、最上段の在宅福祉サービス、生きがい関連、敬老会のほか、老人クラブ助成経費を計上しております。特に在宅福祉サービスでは、ひとり暮らし高齢者に対するふれあい電話、これは10人分、配食サービスは20人分の経費を計上しているところでございますが、それぞれ安否確認という目的も含んでおりますので、周知に努めまして利用増を図りたいと考えているものでござい

ます。19節の負担金、補助及び交付金288万3,000円の計上で、前年度比520万8,000円の減でございますが、老人保健制度廃止による空知中部広域連合に支出をしておりました老人保健負担金の減で、今回計上の負担金163万8,000円は時効となっていない遅延請求、おくれたの請求、これを想定をしての計上でございます。なお、昨年度は老人医療費87万6,000円を計上していた20節の扶助費は、制度廃止で今年度は計上がないものでございます。

3目の社会福祉施設費でございます。本年度予算額617万6,000円、前年度比較5万3,000円の減で、すべて一般財源でございます。中央地区町民集会所、東山ケアつき住宅、生活館など6施設に係る経費を計上しております。中央地区町民集会所、東山ケアつき住宅が福祉保健課の所管でございますが、昨年と同内容での計上につき、説明を省略させていただきます。

次に、50ページをお開き願います。50ページでございます。5目複合施設費、本年度予算額290万7,000円、前年度比較1万3,000円の減で、すべて一般財源でございます。東鶉児童館、東鶉生活館、東鶉老人寿の家の3施設を合築した中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係ります児童厚生員賃金とセンター建物の自治会への管理委託経費の計上が主なものでございます。前年同様の計上につき、説明を省略させていただきます。

次は、52ページをお開き願います。52ページでございます。7目介護保険費、本年度予算額7,789万7,000円、前年度比較36万2,000円の減でございます。すべて一般財源でございます。19節の負担金、補助及び交付金での空知中部広域連合への町負担金7,766万8,000円は、昨年とほぼ同額での計上でありますことと、他は介護保険車両維持経費、介護保険の車の維持経費を計上した経常経費につき、説明を省略をさせていただきます。

次に、54ページをお開きいただきたいと思いま

す。54ページでございます。9目の介護予防費、本年度予算額503万5,000円、前年度比較9,000円の減で、財源内訳はその他特定財源500万円、一般財源3万5,000円でございます。本目は、主要施策別冊の2ページ、上から4行目に掲載の空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもので、要介護の可能性がある特定高齢者と言っておりますけれども、特定高齢者の把握、引きこもり防止のための交流会や健康運動指導士によります機能維持訓練事業、こういった事業がこの主な内容でございます。内容的には、前年度と同様の計上でございますので、説明を省略をさせていただきます。

次は、10目の後期高齢者医療費、本年度予算額7,993万円、前年度比較613万6,000円の増で、財源内訳は国・道支出金1,077万5,000円、その他特定財源55万9,000円、一般財源6,859万6,000円でございます。本目では、主要施策別冊の2ページ、下から5行目でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合から受託をしております後期高齢者の健診、いわゆる後期高齢者の特定健診でございますが、この費用100人分を見込んだ健診費用を12節の役務費、13節委託料に計上しております。19節負担金、補助及び交付金6,124万4,000円は、北海道広域連合へ支出する療養給付費負担金でございます。定められた割合での町負担分の計上でございます。前年度比較552万4,000円の増は、医療費増を見込んでのことでございます。28節の繰出金1,813万3,000円は、後期高齢者医療特別会計予算にて説明させていただきます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額2,556万6,000円、前年度比較110万1,000円の減でございます。財源内訳は国・道支出金1,604万円、その他特定財源20万2,000円、一般財源932万4,000円でございます。本目は、主要施策別冊の3ページ、4行目、昨年から町独自で実

施をしてございます町内医療機関受診に限り小学生までの医療費全額助成を初めといたしました医療費助成やその別冊の3ページの6行目の子育て支援事業のうちの主な事業であります双葉保育園で月1回実施のおひさまルームの経費を計上しております。このおひさまルームでございますが、子育て家庭の孤立防止のための交流事業として実施しておりますが、開催回数を夏期間を中心にいたしまして4回ふやし、年16回とし、公民館活用も含め、内容も拡充することで経費も関係費目でそれぞれ増額となっているものでございます。次の56ページの20節の扶助費でございますが、2,474万1,000円の計上で、前年度比131万3,000円の減でございます。児童手当、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費は、昨年度の実績見込額を勘案しての計上で、対象者の減少や医療費の減によりそれぞれ減額をしての計上でございます。

次に、2目の保育所費でございます。本年度予算額1,283万1,000円、前年度比較42万円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源298万4,000円、一般財源984万7,000円でございます。本目は、主要施策の別冊3ページ上段3行、3事業の保育所運営経費を計上しております。主に変わったところでございますが、18節の備品購入費24万円の計上でございます。内容としては、調理室の食器消毒保管庫、こちらのほうが耐用年数が相当経過をしておりますして、それを更新するための費用でございます。その他は、ほぼ前年同様の考え方による計上でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額9,000円、次の2目扶助費、本年度予算額29万円、いずれも前年同額でございます。

続きまして、4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年同額でございます。これにつきましては、それぞれ主要施策の別冊1ページ、下から3行目と4行目の生活困窮世帯等扶助事業、それから災害見舞金の経費を計上してい

るものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、高橋町民生活課長。

○町民生活課長（高橋 良） それでは、民生費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

44ページをお開きください。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち9節旅費の普通旅費、12節役務費の国民年金用電話料が国民年金事務にかかわる経費を計上しており、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

町民生活課所管分については以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） それでは、民生費のうち企画産業課所管事項につきましてご説明いたします。

47ページをお開き願います。1項社会福祉費、3目社会福祉施設費、本年度予算額617万6,000円で、前年度と比較いたしまして5万3,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。企画産業課所管事項につきましては、各町集会施設の管理経費であります。なお、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

50ページをお開き願います。複合施設費であります。5目複合施設費、本年度予算額290万7,000円、前年度と比較いたしまして1万3,000円の減額で、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で3款民生費のうち企画産業課所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、是洞特別養護老人ホーム施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（是洞春輝） それでは、福祉医療センター所管の特別養護老人ホームはるにれ荘、それとデイサービスセンター、地

域包括支援センターの関連予算につきましてそれぞれご説明申し上げます。

47ページになります。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算1億2,600万8,000円、前年対比124万8,000円の減でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。内容についてご説明申し上げます。2節給料、次のページにあります3節職員手当等、4節共済費、50ページにあります19節負担金、補助及び交付金にあります退職手当組合負担金589万8,000円など7人分の人件費の総額は、前年度と比較し108万円減の4,910万9,000円となります。これは、介護員の定年退職による減と退職手当組合負担金の見直しによる増によるものでございます。続きまして、7節賃金につきましては161万円増の3,148万6,000円で、介護員の定年退職に伴います臨時代替介護員1名を増とするものでございます。続きまして、11節需用費には263万3,000円減の3,068万8,000円で、主に燃料費の単価値下げ、それと修繕料のホーム用で検量量水器取りかえで増となるものでございます。13節委託料は、14万9,000円の増の593万4,000円となり、施設清掃で隔年実施の定期清掃とガラスサッシ清掃の実施による増と隔年実施の天井暖房機清掃が未実施となる減となるものでございます。なお、その他の節につきましては、おおむね前年と同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、50ページになります。6目デイサービスセンター費、本年度予算額2,153万4,000円、前年対比46万9,000円の増でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。主な内容につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、52ページにあります19節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金64万1,000円など介護員1名の人件費は、前年度と比較しまして30万5,000円増の496万7,000円となり、介護員の定年退職による異動と共済費、退職手当組合の改定によるものでございます。11節需用費は、69

万4,000円減の640万4,000円となります。その中の賄い材料80万2,600円につきましては、新規事業で別冊の町政執行方針主要施策の2ページの下から3段目になります家族体験プログラム事業を計画しております。内容は、利用者とその家族と一緒に毎年実施しております春の桜見学、秋の紅葉見学に参加していただき、デイサービスセンターのサービスメニューを体験していただくもので、パンケの湯にて昼食会を楽しんでいただくための弁当代4万5,000円を含め、計上するものでございます。その他の減額の主なものは、燃料費の単価値下げ分、それから修繕料で昨年屋上防水補修で33万が計上されておりましたものが減となり、今年度は小破修理の5万となるものでございます。次、52ページになります。13節の委託料19万8,000円増の125万円となり、施設清掃業務のうち隔年実施の定期清掃とガラスサッシ清掃の実施の増となります。その他は、ほぼ昨年と同様でございます。

続きまして、8目地域包括支援センター費、本年度予算額1,968万9,000円、前年度対比486万9,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源が1,677万1,000円、一般財源291万8,000円でございます。主な内容でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、54ページにあります19節負担金、補助及び交付金の退職手当組合負担金221万3,000円など事務職員ほか2名の人件費の総額は、594万6,000円減の1,786万8,000円となり、これは事務職員1名の異動による減と7節賃金で125万9,000円の増で、事務員が1人異動となりましたので、そのかわりに臨時事務員を1人配置するものでございます。その他の節については、おおむね前年度と同じ内容となっておりますので、ご説明を省かせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費、5目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、6目デイサービスセンター費、7目介護保険費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、8目地域包括支援センター費、9目介護予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、10目後期高齢者医療費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

4款衛生費に入ります。衛生費については、福祉保健課長、町民生活課長に説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、4款衛生費の福祉保健課所管分について説明をいたします。

予算書は60ページでございます。まず、1項の保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額5,520万4,000円、前年度比較66万2,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金69万2,000円、一般財源5,451万2,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金の救急医療対策運営協議会の分担金、こちらは主要施策の別冊の2ページ、下から2行目にも掲載をしておりますけれども、昨年度から町内医療機関による休日診療体制をやめまして、砂川市の休日診療体制にゆだねたことによります当初比80万2,000円の減少でございます。20節の扶助費、前年度比131万円増の183万3,000円の計上でございます。こちらは、妊婦健康診査費用の助成回数増による増額でございますが、主要施策の別冊の3ページ、5行目に二重丸で記載をしております。また、資料ナンバー12もご参照願いたいと存じます。まず、この資料ナンバー12に沿って簡単に説明をさせていただきますが、1の目的と2の助成回数増の内容でございますが、妊婦の安全、安心な出産のため、現行の超音波検査1回を含む5回を14回まで拡充す

るものでございます。内容的には、それぞれこの表に記載をしております。詳しい説明は、省略をさせていただきますが、内容的にもかなり充実されるものでございます。3の実施時期でございますけれども、4月1日以降の出産からでございます。4の経費につきましては、こちらにも記載のとおり2年間は2分の1の国の補助金があるものでございます。以上が資料の説明でございます。

予算書にお戻り願います。28節の繰出金でございます。28節の繰出金につきましては、前年度比109万9,000円減の5,049万円の計上でございますが、各特別会計にて説明申し上げます。

次に、2目の予防費でございます。2目予防費、本年度予算額899万8,000円、前年度比較60万1,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金24万円、その他特定財源283万3,000円、一般財源592万5,000円でございます。本目は、主要施策の別冊2ページにございますけれども、2ページの各種検診、それから7行目、8行目のヘルスコングクター養成、健康の里づくり事業の経費、これらの経費を計上しております。ヘルスコングクター、括弧して食生活改善推進員というふうになっておりますが、こちらの養成でございますけれども、食生活の見直しや食育推進を地域で担っていただいております食生活改善推進員、この推進の減少によりまして事業推進にも支障を来すということから、健康づくり財団の助成を受けまして、新たに20人を目標に養成を行うものでございます。費用は、7節の賃金、8節の報償費、11節の需用費、12節役務費にそれぞれこの名目で計上しております。合わせて44万4,000円を新規に計上したものでございます。また、健康の里づくり事業は、長寿社会づくり財団の補助金を受けた健康づくり講演会、それからメタボ解消事業等の経費を計上しておりますが、今年度は新鮮な無農薬野菜による食生活と野外作業での健康づくり推奨を目的にいたしまして、家庭菜園講演会、これらの新たな試みも予定をしているものでございます。

こういったことから、関係する節におきましては長寿社会づくりソフト事業用予算としてそれぞれ増額しながら計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 次、高橋町民生活課長。

○町民生活課長（高橋 良） それでは、衛生費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

62ページをごらんください。3目環境衛生費につきましては、本年度予算額553万9,000円、前年度比較174万7,000円の減となり、財源内訳はその他特定財源11万1,000円、一般財源542万8,000円となっております。昨年度予算計上しておりました14節使用料及び賃借料の入浴交通費支給事業が平成20年度で終了したことにより15万6,000円の減、19節負担金、補助及び交付金のうち火葬場管理経費にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金については平成20年7月から使用料を有料化したことなどにより142万1,000円の減となっております。他の予算につきましては、昨年とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、本年度予算額31万9,000円、前年度比較1万円の減となり、財源はすべて一般財源となっております。昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、64ページをごらんください。2目じん芥処理費につきましては、本年度予算額7,394万3,000円、前年度比較192万4,000円の減となり、財源内訳はその他特定財源1,108万8,000円、一般財源6,285万5,000円となっております。主な原因の要因は、19節負担金、補助及び交付金のごみ処分にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金につきましては、クリーンプラザくるくるの機械点検等の管理委託料等が208万円減となるものでございます。他の予算につきましては、昨年度とほぼ同額ですので、説明は省略させていただきます。

次に、3目し尿処理費につきましては、本年度

予算額4,454万8,000円、前年度比較4万5,000円の減となり、財源内訳はその他特定財源1,324万7,000円、一般財源3,130万1,000円となっております。13節委託料及び14節使用料及び賃借料につきましては、ともに水洗化や人口減によるくみ取り量の減少によるもので、それぞれ24万8,000円、6万9,000円の減となっておりますが、19節負担金、補助及び交付金はし尿処理にかかわります砂川地区保健衛生組合負担金27万6,000円が増となっております。組合負担金の増額につきましては、砂川衛生センターのし尿処理経費の負担割合が平成21年度から完全投入量比率となったことによるものでございます。なお、組合のし尿処理施設であります砂川衛生センターにつきましては、施設の老朽化により本年度4月から休止することとし、し尿はすべて歌志内市の施設へ、ただし歌志内で処理できない浄化槽汚泥の一部は赤平市の施設へ搬入することになっております。砂川地区保健衛生組合負担金等につきましては、町政執行方針主要施策の7ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で衛生費の町民生活課所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額318万5,000円、前年度と比較いたしまして9,000円の増額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額667万4,000円、前年度と比較いたしまして558万4,000円の増額で、財源内訳は国・道支出金627万3,000円、残り40万1,000円は一般財源でございます。主要施策別冊の6ページの中段をご参照願いたいと思います。11節需用費につきましては、近年アライグマによる被害が多発していることから、箱わな5台の購入費として5万3,000円を予算計上したところでありまして、19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比553万1,000円の増額となっておりますが、これは昨年第3回定例会で補正予算計上いたしました森林所有者が造林や間伐などの森林施業を行う事業に交付される美しい森林づくり基盤整備交付金は

5カ年事業となっておりますので、2年次分として553万2,000円を計上したことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。商工費については、企画産業課長、町民生活課長に説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） 商工費につきましてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,728万6,000円、前年度と比較いたしまして309万2,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他特定財源1,534万5,000円でございますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の資金貸付金収入と産業活性化センターの賃借料、使用料などがございます。残り1,194万1,000円は一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。13節委託料につきましては、前年度対比98万円の減額となっておりますが、これは昨年産炭地域振興センターの地域振興推進調査事業を活用して企業誘致推進調査事業として100万円予算計上しておりましたが、本年度は総務費、地域振興費に予算計上したことによるものでございます。73ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度対比11万7,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化

融資の貸付元金が減り、それぞれ2万8,000円、9万2,000円減額になったことによるものでございます。21節貸付金につきましては、前年度対比204万5,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の融資総額が減り、原資預託金が減額になったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

73ページでございます。2目企業開発費、本年度予算額1,459万5,000円、前年度対比19万円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。9節旅費につきましては、産炭地域振興センターの地域振興推進調査事業で昨年実施した企業誘致推進調査事業において投資意欲のある企業に対し企業誘致活動を行うため、20万円増額したところであり、19節負担金、補助及び交付金の振興公社助成金につきましては、現行入館料での運営を継続するため、本年度においても1,400万円助成することとしており、その他につきましてはおおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,025万3,000円、前年度と比較いたしまして1万4,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で企画産業課にかかわります商工費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 次、高橋町民生活課長。

○町民生活課長（高橋 良） 商工費のうち町民生活課所管分についてご説明いたします。

72ページをお開きください。1目商工振興費のうち7節に消費生活相談員の賃金、9節に同相談員の旅費、11節需用費に試買調査消耗品費、19節負担金、補助及び交付金に消費者協会補助金と消

費生活展補助金を計上しておりますが、それぞれ前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

以上で商工費の町民生活課所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。清野建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（清野勝吉） それでは、8款土木費について内容の説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額7,791万9,000円、前年度対比121万7,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金8万3,000円、その他特定財源115万1,000円、一般財源7,668万5,000円でございます。11節の需用費719万5,000円の計上で、72万の増は電気料の値上がりによるものであります。次に、28節繰出金6,836万1,000円の計上で、204万6,000円の減ですが、特別会計への繰出金で、特別会計にて説明させていただきます。本目は、街路灯等道路維持費と、それから土地開発、下水道特別会計への繰出金にかかわる予算を計上するものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、

内容の説明は省略させていただきます。

以上でございます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路維持費について申し上げます。本年度予算額3,741万9,000円、前年度対比576万5,000円の減となっております。財源内訳は、一般財源3,741万9,000円でございます。本目は、除排雪経費と道路維持費、工事費を計上するものでございます。本年度の除雪経費は、賃金、燃料費、委託料、使用料、賃借料合わせて総額2,120万の計上で、12万5,000円の減となっております。これは、委託方法の見直しによるものであり、現行体制を維持しながら効率的かつ効果的な除排雪体制を構築してまいりたいと考えているところであります。15節工事請負費がありますが、500万の計上で、500万の減は鶉北線の排水改修工事の平成21年度施行分62メートルについて地域活性化・生活対策臨時交付金の活用をし、3月補正に計上したことによるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、78ページをお開き願います。次に、住宅費についてご説明申し上げます。1目住宅管理費、本年度予算額5,146万1,000円、前年度対比663万5,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源550万3,000円、一般財源95万8,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものであります。11節需用費2,204万円の計上で464万円の増は、定住促進環境整備費として単身者住宅、水洗化住宅の空戸の入居促進を図るための修繕費として41戸、610万円の計上をしたことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金470万8,000円の計上で195万5,000円の増は、下水道受益者分担金で平成20年度に供用開始になりました鶉地区が納入開始となるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額4,464万7,000円の計上で、762万1,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金1,164万4,000円、起債960万円、一般財源2,340万3,000円でございます。本目は、職員2名の人件費と町営住宅水洗化工事などに関する経費を計上するものでございます。人件費は1,618万8,000円の計上で、113万8,000円の増は手当等の増によるものでございます。15節工事請負費2,768万円の計上で、632万8,000円の増となっております。水洗化工事は、町政執行方針主要施策の別冊7ページをお開き願います。一番下の主要施策で、既設公営住宅改善事業、水洗化、鶉若葉団地6棟32戸で、補助対象事務費を合わせた事業費ベースで1,992万6,000円となっております。続きまして、資料ナンバーの13をお開きください。図面の左側のピンク色で記載しております6棟32戸を今年度実施し、3カ年計画で完了予定となっております。

次に、予算書に戻りまして、火災報知機の設置事業につきましては消防法の改正に伴い、居住者の安全確保を図るために平成20年度から3カ年で実施するものであります。同じく主要施策の別冊、8ページをお開き願います。一番上の主要施策で既設公営・改良住宅改善事業、火災報知機、改良住宅につきましては、下鶉、鶉若葉、鶉若葉台、鶉の4団地の計65棟275戸の設置となります。公営住宅につきましては、下鶉学校下、下鶉山の手、下鶉、鶉本町、鶉の5団地の72棟199戸の設置となります。続きまして、資料ナンバーの14をお開き願います。黄色で表記しております公営住宅5団地と次のページ、資料ナンバー15には、同じく黄色で表記しております改良住宅団地4団地が設置対象となっております。予算書に戻りまして、その他の経費につきましては前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で8款土木関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男）　ここで昼食休憩に入ります。

す。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○委員長（川上三男） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましてご説明を申し上げます。

82ページでございます。1項消防費、1目常備消防費、本年度予算額1億2,757万5,000円、前年度対比656万1,000円の増でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。増額の主な要因といたしましては、2節給料、4節共済費及び19

節負担金、補助及び交付金のうち84ページの退職手当組合負担金などの掛け率の引き上げによりまして増額計上となったところでございます。次に、83ページ、18節の備品購入費ですが、主要施策の別冊6ページ、安全、安心な地域づくり推進事業をごらんください。上から2段目、新規事業でございます。空気呼吸器用軽量ボンベ更新につきましては、高圧ガス保安法上の耐用年数経過によりまして、2本をこのたび更新するものでございます。したがいまして、備品購入費におきましては昨年購入いたしました救急車用AED更新事業との相殺によりまして前年度対比187万7,000円の減となっております。その他の施設につきましては、主に経常経費と前年同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、84ページ、2目非常備費、本年度予算額675万4,000円、前年度対比15万4,000円減、財源内訳は全額一般財源でございます。1節報酬等消防団員1名減の47名での実員計上によるものでございまして、そのほかはおおむね前年同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目消防施設費、本年度予算額37万5,000円、前年度対比5万8,000円の減、財源内訳は全額一般財源でございます。自動車修繕、車検台数の減によるものでございます。

以上、9款消防費につきましてご説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上、9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項消防費、1目常備消防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。はい。

○9番（柳川暉雄） ここには載っていないのだけれども、救急救命士、今3名かい。常備していくのに六、七年前は4名いれば一番ベターなのだけれどもというのだけれども、これ何も予算もついでいないけれども、そのうちにだれか1人取ら

すとかというような計画はあるの。

○委員長（川上三男） どうぞ。

○消防長（川下 清） 今のところそういった計画はないわけでございますけれども、今後職員の退職不補充を通さなければならぬ部分はございますけれども、将来的にはやはり補充しなければならぬと。そういったことにつきましては、救命士採用の中で増員計画を考えていかなければならぬだろうというふうに考えてございます。

○委員長（川上三男） 柳川委員。

○9番（柳川暉雄） 現実にもう今町長もしょっちゅう言っているように、合併問題がなくなってきたと。砂川とのことも考えなければならぬというような話も少し没になってきているというのであれば、やっぱり長い目で見れば救急救命士というのは3名で交代番といくより2名、2名の交代番が一番ベターだろうと思うので、その救急救命士が倒れたのではどうにもならぬから、そういうことで聞いただけです。

以上です。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 次、2目非常備費、3目消防施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

10款教育費に入ります。教育費については、学務係長、社会教育係長の順で説明を求めてまいります。米田学務係長。

○学務係長（米田淳一） それでは、教育費につきましてご説明申し上げます。

予算書88ページと執行方針別冊の4ページをご説明申し上げます。1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は

全額一般財源でございます。内容につきましては、すべて前年度同額でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額429万3,000円、前年度と比較いたしまして5万7,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。8節報償費のうち児童生徒芸術鑑賞事業でございますが、別冊の4ページをごらんいただきたいと存じます。本事業につきましては、別冊の4ページ中ほどの段にございます子供たちの自主性と創造力をはぐくむ教育プログラム事業としまして、小学校と中学校におきまして舞台演劇の鑑賞やアンサンブル楽団の音楽などを通して情操と創造力を養い、特に中学校におきましては学校祭のプログラムの一つとしまして生徒みずからが企画、立案に携わり、また実施後も反省評価をするということも一つの目的としまして、昨年度より実施をしております。今年度も引き続き実施をするものでございます。予算書に戻りまして、11節需用費でございます。本年度予算額65万9,000円、前年度対比16万9,000円の増となっております。同じく別冊の4ページの一番上段をごらんいただきたいと存じます。これは、本年度より新たに小学校の2年生から6年生、中学校では1年生から3年生までの全学年を対象としまして、年度当初に1回、国語と算数の2教科、中学校では国語と数学になりますが、業者によります出題、テストとコンピューターの結果分析を行います全国標準学力検査にかかわる経費を計上したものでございます。また、昨年度本節に計上しておりました公用車の車検費用との減額等のございます。予算書へ戻りまして、89ページへまいります。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額144万5,000円、前年度対比17万5,000円の減となっておりますが、これは言語障害児治療教室負担金におきまして施設維持管理費の減に伴います構成市町への負担額の減などによるものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,137万3,000円、前年度と比較いたしまして238万9,000円の増額となっております。財源でございますが、その他特定財源で130万円、一般財源で2,007万3,000円でございます。主な項目につきまして説明申し上げます。11節需用費でございますが、本年度予算額855万円、前年度対比30万円の減となっております。90ページをお開き願います。これは、燃料費の若干の減と電気料の微増に伴います相殺でございます。13節委託料でございますが、本年度予算額378万6,000円、前年度対比197万8,000円の増となっております。別冊の4ページの上から2点目をごらんいただきたいと思っております。これは、現在進めております学校施設の耐震補強工事にかかわりまして、本年度は実施設計業務に着手するもので、耐震化を要するところといたしましては小学校では屋内体育館がその対象となっているものでございます。予算書91ページへ入ります。18節備品購入費でございますが、本年度予算額73万円、前年対比で69万3,000円の増となっております。これは、小学校で現用中の印刷機が老朽化で支障を来しているために更新を図るものでございます。

続きまして、2目教育振興費へまいります。本年度予算額634万9,000円、前年度と比較いたしまして58万6,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が6万7,000円、一般財源が628万2,000円でございます。主な項目につきまして説明を申し上げます。12節役務費でございますが、本年度新たな費目としまして予算額56万6,000円を計上しております。お手元の予算資料ナンバー16をごらんいただきたいと存じます。これは、学校給食の運営におきまして昨今の食材などの原料の高騰から、現在の品質と量を維持していくためには給食費の値上げをせざるを得ないとの現状を受けまして、資料に記しておりますとおり町としまして給食費へ含まれておりますパンと米飯の加工賃、主食の加工賃でございますが、これにつ

きまして補助を行うことで保護者への負担を求めることなく、引き続き子供たちへバランスのとれた給食の提供を行っていくものでございます。以下は、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、92ページをお開き願います。3項中学校費へまいります。1目学校管理費、本年度予算額3,720万8,000円、前年度と比較いたしまして1,108万9,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源で770万円、一般財源で2,950万8,000円でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額379万2,000円、前年度対比126万4,000円の増となっております。これは、別冊の4ページにも記しておりますが、昨年8月より行っております外国人講師の派遣事業につきまして、JETプログラムによりましてカナダから招聘をしております現英語指導助手のレノックス・ピーター氏と引き続き契約を結ぶことで確約がとれておりまして、昨年度同様中学校での教科指導に加えまして、小学校におきましても引き続き総合的な学習の時間などにおきまして英語活動を取り入れながら、生きた英語になれ親しむことができますよう継続して取り組んでいくものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,059万5,000円、前年対比153万円の減となっております。これは、先ほどの小学校費同様燃料費の減と電気料の微増によります相殺でございます。93ページへまいります。13節の委託料でございますが、今年度予算額1,420万8,000円、前年度対比1,156万9,000円の増となっております。予算資料のナンバー23をごらんいただきたいと思っております。これは、小学校同様学校の耐震化に向けました実施設計業務委託に加えまして、この耐震化工事とあわせまして老朽化が著しい中学校施設の大規模改造を行うべく、その実施設計業務に着手するものでございます。資料のナンバー23、両面で印刷をしておりますが、裏面の平面プランもあわせてご参照いただきたいと存じます。基本的な考

え方といたしましては、現中学校の建物、一部5階建てのうち1階、2階部分を実際使用する箇所限定をいたしまして内部改修を行い、3階以上につきましては原則閉鎖をします。また同時に、建物の外壁、また屋根の全面改修、それから設備的な部分でいきますと水道、暖房などの更新を行う内容でございまして、これら考え方をベースに実施設計におきましてはより望ましい手法や新たな可能性を探りながら、効率化を図るものでございます。

予算書へ戻ります。19節負担金、補助及び交付金でございしますが、本年度予算額7万2,000円、前年度対比17万6,000円の減となっております。これは、昨年度JETプログラムによりまして招聘をしました英語助手に要しました渡航費用の負担金の減によるものでございます。

続きまして、2目の教育振興費へまいります。本年度予算額737万円、前年度と比較いたしまして63万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が9万5,000円、一般財源が727万5,000円でございます。94ページをお開き願います。12節役務費でございしますが、これは先ほどの小学校費での説明同様中学校給食の運営への補助としまして、本年度36万8,000円を計上するものでございます。考え方としましては、小学校同様でございますので、説明は省略させていただきます。20節扶助費でございしますが、本年度予算額388万1,000円、前年度対比26万円の増となっております。これにつきましては、準要保護世帯の被保護生徒数の増によるものでございます。

以上で教育費のうち教育委員会費及び学校教育にかかわります予算の説明を終わります。

○委員長（川上三男） 次、斉藤係長。

○社会教育係長（斉藤琢也） 次に、社会教育係所管の予算についてご説明申し上げます。

引き続き94ページをごらん願います。4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額254万円、前年度と比較いたしまして141万9,000円の

増額となっております。財源内訳は、国庫支出金150万円、一般財源104万円でございます。主な項目についてご説明いたします前に、今年度から本格的に実施をいたします学校支援地域本部事業について説明させていただきます。資料ナンバー17と別冊の主要施策4ページの一番下をごらんいただきたいと存じます。この事業につきましては、平成20年度より3年間、国の委託事業で全市町村を対象に地域のボランティアが学校を支援し、地域ぐるみで子供を育てていこうというものでございます。当町では、平成20年度にボランティアの募集チラシを配布し、事前の準備を進めてきたところでございます。今年度につきましては、小中学校にそれぞれ担当する地域コーディネーターが中心となりまして、学校を支援してくれるボランティアを組織化し、環境整備、部活動支援など学校の求めに応じた派遣をしております。

それでは、予算書の94ページにお戻り願います。予算が変動している節は、すべて学校支援地域本部事業にかかわる部分ですので、その経費についてご説明いたします。1節報酬でございすけれども、本年度予算額19万8,000円、前年度と比較いたしまして12万8,000円の増となっております。これは、支援本部事業の各種事業を企画、検討する16名の実行委員の謝金でございす。95ページをごらん願います。8節報償費でございすけれども、本年度予算額109万7,000円、前年度対比101万9,000円の増となっておりますが、これは主に前段ご説明申し上げました2名の地域コーディネーターの謝金でございす。11節需用費でございすけれども、新たに項目を起こしまして9万円を計上してございす。これは、学校支援地域本部事業に係るボランティアの腕章ですとか、そういった部分の消耗品費でございす。14節使用料及び賃借料でございすけれども、新たに項目を起こしまして22万5,000円計上してございす。これは、地域コーディネーターが使用するパソコンとプリンターの借り上げ料でございす。

次に、2目公民館費、本年度予算額480万円、前年度と比較いたしまして182万7,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が479万円でございます。これにつきましても主な項目についてご説明いたします前に、今年度から公民館の運営体制を変更いたしますので、その部分を説明させていただきます。資料ナンバー18と別冊の主要施策4ページの下から2番目をごらんいただきたいと存じます。子供の読書活動の重要性がさらに叫ばれていることから、月曜及び祝日以外を図書室と調理室に限りまして通年開館してまいります。新たな図書室機能といたしまして、絵本ルームを5月の連休明けから開設し、毎月土曜日に2回小学生以下を対象に読み聞かせを中心とした学童クラブを開催してまいります。ここでは、夏、冬休みに英語指導助手によります英語教室も開催してまいります。また、平常日は母子が安心して絵本と触れ合える場といたしまして有効活用してまいります。さらに、保育園で行っております子育て支援事業、おひさまルームを図書事業の観点からサポートしてまいります。

それでは、予算書の95ページをごらん願います。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございます。本年度予算額122万円、前年度対比52万円の増となっておりますが、これは通年開館することによる臨時事務員の賃金でございます。

96ページをごらん願います。11節需用費でございます。本年度予算額136万3,000円、前年度対比56万6,000円の増となっております。これにつきましても通年開館することによります燃料費及び光熱水費の増と絵本ルーム用の簡易改修に係る経費でございます。13節委託料でございます。本年度予算額137万4,000円、前年度対比57万6,000円の増となっておりますが、通常開館することによります週3日の日常清掃及び冬期間の除雪業務の日数増によるものでございます。18節備品購入費でございます。本年度予算額55万円、前年度対比

10万円の増となっておりますが、これにつきましても通年開館することによる図書の充実及び絵本ルームに設置する絵本を新規購入することによるものでございます。

続きまして、97ページをごらん願います。3目青少年対策費、本年度予算額112万6,000円、前年度対比3,000円の増となっております。財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。これにつきましても、おおむね前年度と同様の予算計上をしておりますので、説明は省略させていただきます。

4目社会教育施設費でございます。本年度予算額84万5,000円、前年度と比較いたしまして9万1,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。これにつきましても前年度と同様の考え方で予算計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、98ページをごらん願います。5目保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額298万6,000円、前年度と比較いたしまして2万4,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。この部分につきましてもおおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目体育施設費、本年度予算額74万9,000円、前年度と比較いたしまして47万9,000円の増となっております。財源内訳につきましては、その他財源が130万円、一般財源が616万9,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。99ページをごらん願います。13節委託料でございますが、本年度予算額447万1,000円、前年度対比107万8,000円の増となっておりますが、これにつきましてもプールのろ過器交換といたしまして73万5,000円計上してございます。また、奥沢パークゴルフ場の管理委託につきましても、新たな契約年となる関係上、34万3,000円を増額としております。また、昨年まで14節使用料及び賃借料に計上してございました奥沢パークゴルフ

フ場券売機の借り上げ料につきましては、リース代金の支払いが終了いたしましたので、廃目にしてございます。以下につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

○6番（大内兆春） さきの決特でも聞いたのですが、スキー授業の件で52万5,000円計上しているのですが、教育長に、年に1回か2回の授業のために親としてウェアだとかスキー用具を買うのに負担が大きいという親も大勢いるのです。それで、昨年アンケート調査か何かとってもらって、親の意見を聞いて、また学校の先生方と話し合っていて、そういうお願いしたのですけれども、その結果、またこの予算上がってきたのですか。

○委員長（川上三男） 教育長。

○教育長（勝又 寛） 私のほうからスキーの関係の用具関係につきましては、前回の決特の中で水谷委員さんだと思うのですが、お話がありまして、それについては校長会のほうにお話をし、最終的にPTAの総会の中で皆さんと話し合っていてということでお願いしたいということで、そのアンケートについては私はちょっと承知していなかったものですから、その関係では学校のほうに周知して、PTAのほうにその負担が多いということではありますので、それでスキー場のスキーとか、それから靴を借りるとか、いろんな方法について検討していただきたいということで、今これからPTAの総会等ありますので、その中で十分にやっていただきたいなということでお話ししてございますので、お願いしたいと思います。

○委員長（川上三男） はい。

○6番（大内兆春） アンケートとはどうか、言った覚えは僕もはっきりしないのだけれども、親の意見を聞いてみたらどうかという感じで、それで52万5,000円が、スキー授業はもう惰性でやっているというか、かなり惰性でないかというような個人的な意見あるのです。そういうことから52万5,000円かい、活用して、またほかのことに充てるといって、こういうこともできないのかなと思って今聞いているのです。

○委員長（川上三男） 教育長。

○教育長（勝又 寛） スキーの授業につきましては、前回の学習指導要領までは要するに必修ということではやっていたのですけれども、それ以降北海道ですから雪に親しむということで、スキーかスケートかということで、とりあえず今スキーを選択してやっているという状況でございますので、それにかわるものが新たに見つければ授業としてまた別な展開を考えたいというふうを考えてございます。今のところは、スキーということではとりあえず行ってございます。学校にもそういうことでは話はしてはあるのでございますけれども、一応北海道ですので、スキー、雪に親しむということで授業の展開しているという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。清野建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（清野勝吉） それでは、11款災害復旧費についてご説明いたします。

102ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円、財源は全額一般財源でございます。この賃金は、災害が発生した場合の賃金で、科目存置分を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で11款災害復旧費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費について質疑を打ち切ります。

12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、公債費につきましてご説明申し上げます。

104ページをお開きください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額4億5,260万3,000円、前年度比較6,029万1,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1億5,972万7,000円、一般財源が2億9,287万6,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料4億5,260万3,000円で、平成元年度から平成19年度まで借り入れの112件の長期債償還元金で、昭和63年度借り入れの公住債など12件の元金償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額7,119万4,000円、前年度比較1,020万7,000円の減、財源内訳はその他特定財源2,898万9,000円、一般財源4,220万5,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料7,119万4,000円で、長期債償還利子6,919万4,000円、平成元年度から平成20年度までの118件並びに一時借入金利子200万円の計上となっております、元金同様償還終了並びに一時借入金利子の減となっております。

3目公債諸費、本年度予算額1万7,000円、前年度比較7万円の減、財源内訳は全額一般財源となっており、役務費1万7,000円は元金支払手数料の計上となっております。

続きまして、職員費に入らせていただきます。106ページをお開きください。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額3億8,293万円、前年度比較1,645万9,000円の増、財源内訳は国・道支出金81万3,000円、その他特定財源52万7,000円、一般財源3億7,659万円となっております。本目は、職員102名中、広域連合への派遣2人を除きました100人から各特別会計、一般会計のうち福祉医療センター及び公営住宅建設費、消防費に計上の49人分を除きました一般職員51人に特別職3人分を含めた54人分の人件費の計

上となっております。2節給料は、一昨年の健全化計画に基づき町長の給料30%、副町長、教育長の給料25%削減は継続となっております。また、職員給与につきましては、本年1月から削減率を20%から15%に見直して継続しております。その復元分の増額と定年退職者など3名の減員による減額との相殺によりまして、前年度比較511万6,000円の増で1億8,639万円の計上で、3節職員手当等では職員数の減によりますことから、前年度比較249万1,000円の減で、9,101万円の計上、4節共済費及び19節負担金、補助及び交付金は負担率と引き上げなどにより4節共済費5,884万3,000円で、前年度比較328万9,000円の増額、19節負担金、補助及び交付金4,668万7,000円で、退職手当組合負担金の1,054万5,000円が増額となっております。

次に、108ページをお開きください。予備費になります。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。内容説明は、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、歳入につきまして一括ご説明させていただきます。前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきまして説明といたします。異動の小さいものにつきましては、読み上げ等を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

16ページをお開きください。初めに、町税、町

民税、1目個人、本年度予算額7,094万1,000円、前年度比較820万4,000円の減額となっております。均等割対象者数並びに所得割の減少によるものであります。

2目法人、本年度予算額913万8,000円、前年度比較234万円の減額となっております。進出企業等の業績が伸びていないため、法人税割の減が大きな要素となっております。

1目固定資産税、本年度予算額5,601万4,000円、前年度比較539万5,000円の減額は、評価替えによります減額と償却資産の減額によるものとなっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額7万1,000円、前年度同額となっております。

次に、軽自動車税に入らせていただきます。1目軽自動車税575万9,000円、前年度比較7万7,000円の減額は、貨物用軽4輪の台数減によるものが主なものとなっております。

1目町たばこ税、本年度予算額2,205万6,000円、前年度比較226万8,000円の減額は、喫煙本数の減が主なものとなっております。

1目鉱産税、本年度予算額70万4,000円、前年度同額で、計画出炭量を2万トンとしております。

次に、入湯税に入らせていただきます。本年度予算額531万5,000円で、前年度同額としており、前年度同数の日帰り客数8万3,800人、宿泊客を前年度同数の7,500人を見込んだものとなっております。

次に、地方譲与税の地方揮発油譲与税は、国の道路特定財源の一般財源化によりまして250万円を新設計上し、自動車重量譲与税を前年度比較で400万円を減額して1,100万円を計上、地方道路譲与税におきましても同様の理由により50万円を計上し、前年度比較で450万円を減額しております。

18ページをお開きください。利子割交付金から株式等譲渡所得交付金までは、前年度同額を計上し、地方消費税交付金は不況による影響と実績を

勘案いたしまして前年度比較900万円の減額で3,600万円、自動車取得税交付金におきましても自動車販売の伸び悩みの考慮と道路特定財源の一般財源化によりまして、前年度比較300万円の減額で300万円を計上、地方特例交付金は前年度同額を計上しております。

地方交付税に入らせていただきます。1目地方交付税、本年度予算額13億3,000万円、前年度比較5,000万円の減額は、地方交付税におきまして算定されます公債費の償還終了により減額を見込んだものとなっております。特別交付税におきましては、ルール分5%程度の減の1,500万円の減額を見込んだものとなっております。

また、交通安全対策特別交付金におきましては、実績状況を勘案いたしまして前年度比較90万円を減額し、10万円を計上するものとなっております。

次に、19ページの負担金及び分担金ですが、1目民生費負担金、本年度予算額960万4,000円、前年度比較96万5,000円の減額は、保育園の入所者数の減によるものとなっております。

使用料及び手数料、使用料、1目総務使用料、2目衛生使用料、3目商工使用料は前年度とほぼ同額ですので、省略いたしまして、4目土木使用料、本年度予算額1億8,082万2,000円、前年度比較491万1,000円の減額は、2節住宅使用料の公営・改良・単身者住宅使用料の空戸分によるものであります。

5目教育使用料、本年度予算額131万円、前年度比較5万円の減額は、パークゴルフ場使用料で、前年度実績を勘案し、利用者の減によるものであります。

手数料、1目総務手数料、本年度予算額262万円、前年度比較9万7,000円の減額は、戸籍住民票及び諸証明の実績に基づき計上しているものです。

20ページをお開きください。1目証紙収入、本年度予算額2,401万5,000円、前年度比較253万円の減額は、し尿の下水道整備及び人口減により年

間1,580キロリットルとし、昨年より220キロリットル減、またごみ処理収集量におきましても人口の減等によるものであります。

次に、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額6,688万8,000円、前年度比較115万5,000円の減額は、1節社会福祉費負担金では障害者自立支援法に基づきまして該当者の減によるものと2節国民健康保険負担金の増との相殺によるものとなっております。

21ページの2目土木費補助金、本年度予算額1,164万4,000円、前年度比較485万8,000円の増額は、改良住宅の水洗化及び火災報知機の工事に係る補助金の増によるものであります。そのほかは、ご説明を省略させていただきます。

続きまして、21ページの道支出金に入らせていただきます。道支出金、道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額5,174万8,000円、前年度比較23万8,000円の増額は、1節社会福祉費負担金において、国庫支出金でのご説明と同様に障害者自立支援法に伴うものの予算を計上しており、22ページをお開きください。上段の2節国民健康保険負担金も同様に基盤安定等負担金が増となり、相殺により増額となっております。その他は、前年度とほぼ同様ですので、説明を省略させていただきます。

次に、道補助金、2目民生費補助金、本年度予算額800万7,000円、前年度比較454万2,000円の減額は、1節社会福祉費補助金の重度心身障害者医療費の人数減等々合わせまして実績に基づく計上のため減額及び2節児童福祉費補助金の乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費は実績によりまして減額となっております。

3目衛生費補助金、本年度予算額93万2,000円、前年度比較80万7,000円の増額は、1節保健衛生費補助金で妊婦健康診査の回数増により増額、4目農林水産業費補助金627万3,000円につきましては美しい森林づくり基盤整備事業の歳出に伴う経費同額を計上するものであります。

続きまして、道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額1,011万3,000円、前年度比較307万1,000円の増額は衆議院議員選挙費の計上、23ページの3目教育費委託金150万円は本年度から本格実施の学校支援地域本部事業の計上によるものとなっております。

次に、財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額2,037万7,000円、前年度比較72万4,000円の増額は、職員住宅貸付収入におきまして職員住宅への入居により増となっております。

財産売払収入は、ご説明を省略させていただきます。

次に、寄附金に入らせていただきます。寄附金、寄附金、1目寄附金、2節ふるさと寄附金1万円につきましては、昨年度から実施のふるさと納税による寄附金を明確にするため新設したものであります。

続きまして、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額2,150万円、前年度比較2,100万円の増額は、3月補正予算において計上いたしました地域活性化対策事業実施のため積み立ていたしました地域振興基金と義務教育施設基金を取り崩しまして事業を実施するための繰り入れを見込むものでございます。公営住宅火災報知機設置、公営改良住宅内部改修事業など、また学校耐震補強実施設計等の経費に充当するものであります。

24ページをお開きください。諸収入であります。延滞金、加算金及び過料から貸付金元金収入につきましては、ご説明を省略させていただきます。

中段ほどの受託事業収入に入らせていただきます。1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額55万9,000円は、昨年度から導入の後期高齢者医療保険制度に係る北海道後期高齢者広域連合により75歳以上の方に町が特定健診を実施しております受託事業で、歳出に見合う歳入となっております。

次に、雑入に入らせていただきます。雑入、5目雑入、本年度予算額2億2,677万5,000円、前年度比較257万4,000円、増額の主なものは重度・ひとり親医療高額療養費の実績計上による減、特別養護老人ホームの入所者介護度変更によります介護サービス収入等の増とデイサービスセンター等の利用増による相殺で、増額となっております。

最後になりますが、25ページの町債に入らせていただきます。町債、町債、1目総務債、本年度予算額1億2,000万円、前年度比較2,500万円の増額は、1節臨時財政対策債において国の予算拡大により増額、2目土木債、本年度予算額960万円、前年度比較いたしまして420万円の減額は、昨年実施の鶉北線排水改修事業に係る道路橋梁債分の減が主なものとなっております。

以上申し上げ、歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。柳川委員。

○9番（柳川暉雄） ちょっと教えてほしいのだけれども、17ページで軽自動車税、これ五百七、八十万毎年大体押しなべて同じぐらいの年できているのだけれども、滞繰1万で順調な入りに見えるのだけれども、何%ぐらいの未収というのがあるの。こんなに順調に入るのか。

○委員長（川上三男） 永井課長。

○総務財政課長（永井孝一） 担当違うのですけれども、大体年間98%ぐらいの収納率です。ですから、ここで考えれば2%減ですから、10万円ぐらいが滞繰に回るという形になっていると思います。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳入歳出全般について質疑を受けます。
質疑のある方は発言願います。大内委員。

○6番(大内兆春) 町長の公用車、平日走るほうが多いと思うのですが、このたびETCで高速道路走ったら安くなるとか、それとふれあい号も年間どのぐらい高速道路走るとかわからないけれども、ついていないのだったらつけたほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長(川上三男) 永井課長。

○総務財政課長(永井孝一) 一般の自家用車両のみが対象ということなもので。

○6番(大内兆春) 適用にならないの、バス。

○総務財政課長(永井孝一) 今のところそういうふうには聞いていないです。

○6番(大内兆春) 営業ではないでしょう。

○総務財政課長(永井孝一) 公用車まで対象になるとは聞いていないのですけれども。

[発言する者あり]

○総務財政課長(永井孝一) 町長のはついていきます。済みません。バスはついていません。

○6番(大内兆春) あれは自家用でしょう。違いの。

○企画産業課長(林 智明) 普通車両以下が対象になっていますので……

[発言する者あり]

○企画産業課長(林 智明) 制限は、普通車両以下が対象になっていますので、運輸業界も全部対象外ということになっていますので。

○委員長(川上三男) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) ないようですので、打ち切ります。

これより議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決

することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川上三男) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成21年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長(川上三男) 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日19日は午前10時から委員会を再開しますので、出席の方よろしくお願い申し上げます。

本日はご苦勞さまでした。

(散会 午後 1時49分)

予 算 特 別 委 員 会

(第 2 号)

平成21年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月18日（水曜日）午前10時00分 開議
午前10時57分 閉会

○議事日程 第2号

議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（川上三男） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

なお、開会に先立ちまして、渡辺事務局長のお母さんがきょう亡くなられましたので、事務局長のかわりに永井課長がこちらに座っております。よろしく願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第13号

○委員長（川上三男） 議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

について議題といたします。

内容の説明を求めます。山本福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、平成21年度国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。128ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1億6,806万2,000円、前年度比較425万4,000円の減で財源内訳は、その他特定財源7,414万7,000円、一般財源9,392万5,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金1億6,800万4,000円の計上でございます。後期高齢者医療制度発足によります後期高齢者支援金等負担金を昨年度は補正で計上しましたけれども、今年度は当初からの計上でございます医療費の減少により、分賦金としては前年度比425万4,000円の減でございます。

次に、2項徴税费、1目賦課徴收费、本年度予算額95万1,000円、前年度比較30万8,000円の増で、すべて一般財源でございます。増額要因でございますが、13節委託料のシステム保守料におきましては無償の保守期間終了によります通年計上によるものでございます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

歳入にまいります。戻りまして126ページでございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8,718万9,000円、前年度比較3,301万6,000円の増でございます。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額782万5,000円、前年度比較4,436万7,

000円の減でございます。国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の改正に伴いまして65歳から74歳の退職被保険者520人が一般の被保険者に移行したことで、一般と退職者間で大きな増減が生じてございます。補正でもこの旨説明をしたところでございます。保険税の現年課税分のトータルといたしましては、一般と退職合わせまして後期高齢者医療制度への移行によります被保険者の減少と所得の減少を原因に前年度比10.7%、1,135万1,000円の減少となっております。また、それぞれの2節後期高齢者支援金分は、昨年度は税率改正の上補正をしたものでございまして、5節の滞納繰越分も含め今回は当初からの計上でございます。

次のページの2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料は、前年度と同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額7,414万7,000円で、前年度比較740万5,000円の増となっております。繰入金につきましては、保険基盤安定等繰入金など、いわゆるルール分4,845万3,000円と保険税の減少によります歳入不足分2,569万4,000円の、いわゆる不足分の合計7,414万7,000円を計上いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

次の4款諸収入につきましては、前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明は終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第13号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成21年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号

○委員長（川上三男） 次に、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） それでは、平成21年度の後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

歳出からまいります。136ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額25万2,000円、前年度比較19万7,000円の増で、財源内訳はすべてその他特定財源でございます。12節で被保険者証の更新に伴います郵送料20万円の計上が増額の要因でございます。

2目の徴収費、本年度予算額88万5,000円、前年度比較41万5,000円の増で、すべてその他特定財源でございます。13節の委託料でございますが、こちらも国保と同じようにシステムの無償保守期間終了によります保守料50万4,000円の計上が増額の要因でございます。

次は、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高

齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,361万7,000円、前年度比較738万3,000円の減で、財源内訳はその他特定財源1,699万6,000円、一般財源5,662万1,000円でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますが、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。保険料の徴収分をそのまま納付する保険料等負担分、これは軽減措置の拡大に伴いまして減収された額がそのまま反映をされ、720万6,000円減の7,108万3,000円の計上でございます。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金20万円と2目の還付加算金10万円は、過誤納還付金として今年度新たな計上でございます。

次に、3款予備費10万円は、前年度同額でございますので、説明を省略させていただきます。

歳入にまいります。134ページへお戻り願います。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額4,529万3,000円、前年度比較592万円の減でございます。

2目普通徴収1,142万3,000円の計上で、前年度比較138万円の減でございます。歳出でも説明をいたしました。軽減措置の拡大、これによります減少が主にこの減額の要因でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額376万6,000円、前年度比較43万5,000円の増、2目の保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,436万7,000円、前年度比較9万4,000円の増、北海道広域連合への事務費の町負担分と低所得者軽減に伴う、いわゆるルール分の計上でございます。

次の4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目過料と2項の預金利子、1目預金利子は、前年同額でございます。

3項の雑入、1目雑入は、21万1,000円の計上で、前年度比較20万円の増でございます。これは、歳出のほうでも諸支出金で過誤納還付金が発生する場合がありますけれども、いわゆる広域連合から還付となるため、雑入に計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第14号について原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成21年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号

○委員長（川上三男） 議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。清野建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（清野勝吉） それでは、平成

21年度土地開発造成事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明申し上げますので、142ページをお開き願います。宅地造成費、宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額14万7,000円、前年度と同額で、財源内訳は全額一般財源でございます。町政執行方針主要施策の別冊8ページをお開き願います。主要施策の3番目に二重丸が記されております。分譲地販売促進事業ということで、概要として1人1区画購入の拡大、ハウスメーカー導入の促進、PRチラシの内容の検討、これらの施策により販売促進を図ってまいりたいということでございます。それで、事業費が14万7,000円で、内訳として全町、それから近隣市町へのチラシ配布ということでございます。

次に、予算書に戻りまして、公債費、公債費、1目元金、本年度予算額521万、前年度対比957万円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源54万9,000円、一般財源466万1,000円でございます。

2目利子、本年度予算額27万4,000円、前年度対比24万7,000円の減となっております。財源内訳は、一般財源でございます。元金、利子とも平成8年度、平成10年度の東山、本町分譲地造成事業分の償還終了による減でございます。

次に、歳入について説明いたします。同じく142ページの上段になります。財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入、本年度予算額508万2,000円、前年度対比814万5,000円の減で計上いたしました。本年度鶉本町分譲地で2区画を売却をいたしましたので、現在本町分譲地に1区画、中町分譲地に3区画、鶉本町分譲地に2区画、中央分譲地に1区画の計7区画の未売却地があり、これらの宅地の売却に努めることとして予算計上するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額54万9,000円、前年度対比167万2,000円の減は、公債費の減によるもので、一般会計

からの繰り入れにより収支の均衡を図るものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成21年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号

○委員長（川上三男） 議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞診療所事務長。

○町立診療所事務長（是洞春輝） それでは、平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳出から説明申し上げます。149ページをお開き願いたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額5,929万1,000円で、前年度と比較しまして150万6,000円の増でございます。財源は、その他特定財源が2,849万円、一般財源3,080万1,000円でございます。主な内容について申し上げます。2節給

料、3節職員手当等、それから4節共済費、151ページにあります19節負担金、補助及び交付金のうち退職手当組合負担金544万6,000円など、医師のほか3人の人件費の総額が251万7,000円増の4,875万1,000円となり、共済費や退職手当組合の掛金の改定による増となります。7節賃金は、臨時代替看護師の月額雇用から日額雇用への雇用契約の変更により79万1,000円減の190万2,000円となります。11節需用費は、前年度より31万増の248万7,000円となります。主に修繕料の検満量水器取りかえによる増となるものでございます。次の150ページに入ります。14節使用料及び賃借料は、前年度より45万6,000円減の132万7,000円となります。主に医療事務コンピューター借り上げ期間満了によります契約見直しで、44万円減の14万6,200円となるものでございます。18節備品購入費15万は、医療用図書を購入するものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年度と同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額4,405万円で、前年度と同額となります。財源内訳は、全額一般財源でございます。11節需用費、13節委託料も前年度の実績を勘案して、前年と同額とするものでございます。

次、3款諸支出金につきましては省略させていただきます。

4款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額91万3,000円、前年度と比較しまして1万円の増です。財源内訳は、同額その他特定財源でございます。

2目利子、本年度予算額46万円で、前年度比較では1万円の減となります。財源内訳は、同額その他特定財源でございます。これは、いずれも施設整備にかかわります公債費の償還にかかわるものでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費10万円は、前年度同額でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。148ページにお戻りください。2、歳入、1款医療収入、1項診療収入であります。本年度におきましては前年度と同様に1日当たり患者数を40人と見込み、計上したものでございます。

1目患者負担収入、本年度予算額1,372万1,000円、2目保険者負担収入、本年度予算額5,628万円で、いずれも前年同額でございます。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金の1目老人保健施設負担金1,405万円と2目の特別養護老人ホーム負担金577万の計1,982万円は、前年度と同額でございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額500万円も前年度と同額となっております。

次に、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額962万9,000円で、前年度比較で150万6,000円の増でございます。診療収入などの財源不足額について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。どうぞ、水谷委員。

○2番（水谷寿彦） 一般管理費のほうで、上砂川町は安村先生に非常にお世話になっています。いろんなところで先生方から地域医療という問題でかなりありまして、先生が過重労働でやめていくという、そういう地域もあるようですけども、上砂川町にとって安村先生、これからもご期待申し上げられるのかどうかということを1つお聞きしたいと思います。

それと、医業費の薬品費のところなのですが、薬品について、これは4月からの予算ですけども、今年度どこの薬品の卸会社から何件あ

って、幾らずつ購入しているのかという金額。なかなか薬品ということに対して、我々は一般市販薬品だと安売りしているところもありますよね。そんな意味からいって、町が医者の方せんに基づいた薬品というのはどの程度値引きとかとあるのか、そのあたりちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○委員長（川上三男） 副町長。

○副町長（貝田喜雄） 1点目の安村先生の今後の動向ということでの質問でございますが、ご承知のとおり本町の町立診療所と、あと町内には民間の診療所があるわけでございますが、安村先生につきましては地域の住民の皆様方に相当好評をいただいているというふうなことでございまして、本町では健康の里づくり等々も含めまして保健予防に力を入れているというようなことでございまして、それらの事業も含めまして相当数の先生のご協力をいただいているというような流れの中で、これから先につきましてもそこら辺のを中心にして、また含めてやっていただきながら、先生の持ちます、いわゆる専門性ですか、先生の持っておられる特別な専門性、そこら辺も含める中で、全体的な医療体制という中で引き続き安村先生にはお勤めいただくというようなことで考えておりますので、いましばらく先生にご協力を仰いでまいりたいと、このように考えております。

○2番（水谷寿彦） 途中でやめると言われたら困るからね。

○副町長（貝田喜雄） はい。

○町立診療所事務長（是洞春輝） では、2点目の薬品の関係ですけれども、まず業者は3社入っております。年間購買については、約4,100万前後で推移しております。その3社の納入につきましては、ちょうどこれからなのですけれども、入札を行います。入札行いまして、3社から見積もりをせしめて、そこで単価を決めます。それで、単価につきましてはいろいろありまして、3掛けですか、7割だとか出てきます。その中で一番我

々重視しているのが例のジェネリック薬品、そういったものも含めてやりますので、全体的にはその分で単価は落ちてきます。そういった形で購入をさせていただいて、3社で入札という形であります。

○委員長（川上三男） どうぞ。

○2番（水谷寿彦） 3社の中から1社入札なのですか。1社が契約するのですか。

○委員長（川上三男） どうぞ。

○町立診療所事務長（是洞春輝） 例えば今現在400から500種類の薬品を使っているのです。その中から各社同じものがありますので、すべて1社ではなくて、その商品のものを例えば複数であればその中から安いところですから、3社ですべてが入っているということです。1社でないということです。

○委員長（川上三男） どうぞ。

○2番（水谷寿彦） 中には、薬品メーカーから直接購入できるということもあるように聞いているのですけれども、その辺はどうなのでしょう。メーカーから直接購入できるという会社がありませんか。

○町立診療所事務長（是洞春輝） 一応薬品なので、うちは3社の、メーカーからではなくて問屋から入れているという形になっています。

○委員長（川上三男） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成21年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号

○委員長（川上三男） 議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞老人保健施設長。

○老人保健施設長（是洞春輝） それでは、ご指示によりまして平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について申し上げます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。165ページをお開き願いたいと思います。3、歳出、1 款老人保健施設費、1 項総務費、1 目一般管理費、本年度予算額 1 億4,037万1,000円、前年度と比較しまして264万2,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源が1,792万4,000円、一般財源が 1 億2,244万7,000円となっております。節の主なものについてご説明申し上げます。2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、167ページにありますが19節負担金、補助及び交付金の中の退職手当組合負担金743万8,000円など10名の人件費の総額は、主に介護員の定年退職や異動による減により前年度と比較しまして521万3,000円の減で、6,619万円となります。7 節賃金は、前年度と比較しまして460万3,000円増の2,104万8,000円となります。主に介護員の定年退職や異動による臨時代替看護員2名分の増によるものでございます。続いて166ページになります。11節需用費につきましては、前年度と比較して176万8,000円減の3,246万1,000円となります。燃料費の単価値下げによるものでございます。修繕料は、前年度と

比較して34万円増の70万となります。これは、新規事業で別冊の町政執行方針主要施策2ページの下から4段目にあります老健施設環境整備事業として、施設環境の向上を図るため、施設内の廊下の壁塗りや居室の採光改善のための施設周りの樹木伐採などを行う経費として45万円を計上するものでございます。13節委託料は、前年度と比較しまして18万9,000円減の342万8,000円となります。これは、施設清掃委託のうち隔年で実施されていますガラス、照明清掃が未実施となる減でございます。14節使用料及び賃借料、16節原材料費は、昨年と同様の内容、説明を省かせていただきます。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額1,482万9,000円、前年度と比較いたしまして68万5,000円の増でございます。財源内訳は、同額一般財源でございます。

次のページになります。2 目利子、本年度予算額870万1,000円、前年度と比較しまして68万6,000円の減でございます。財源内訳は、同額一般財源でございます。これらは、いずれも施設整備の償還にかかわるものでございます。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。164ページにお戻りください。2、歳入、1 款施設サービス収入、1 項介護給付費収入であります。入所者を1日当たり昨年同様45人と見込み、計上したものでございます。

1 目施設介護サービス費収入、本年度予算額 1 億3,204万9,000円で、前年度と比較いたしまして163万9,000円の減となっております。

2 目居宅介護サービス費収入、本年度予算額114万6,000円で、前年度と比較しまして37万4,000円の増となります。

2 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入、本年度予算額1,274万2,000円で、前年度と比較いたしまして77万円の減となります。これらは、いず

れも介護度の階層区分の変動による介護報酬額の減と短期入所利用者数の増によるものでございます。

2 款利用料、1 項利用料、1 目利用料、本年度予算額1,792万4,000円で、前年度と比較しまして60万8,000円の減で、食費の負担限度額の階層区分の変動による減となるものでございます。

3 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額14万円は、前年度と同額でございます。

以上で老人保健施設会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成21年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号

○委員長（川上三男） 議案第18号 平成21年度

上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、土地取得事業特別会計につきましてご説明申し上げます。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得し、公共用の事業に供するものであります。本年度につきましては、用地取得が発生しないため、公債費の償還のみの予算計上となっております。

それでは、179ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。1 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額327万7,000円、前年度比較793万2,000円の減額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源で、23節償還金、利子及び割引料327万7,000円は、平成8年度借入れの本町、東山地区の用地購入の長期債償還元金であり、下鶉地区の購入に係りました起債の償還が終了となっております。

2 目利子、本年度予算額45万3,000円、前年度比較15万6,000円の減額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源で、23節償還金、利子及び割引料45万3,000円は、元金同様1件分の長期債償還利子であり、1件分の償還終了による減となったものであります。

次に、歳入に入らせていただきます。1 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額373万円、前年度比較808万8,000円の減額となっております。一般会計繰入金をもって収支の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第18号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成21年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号

○委員長（川上三男） 議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。中島建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中島隆行） 予算の説明の前に、普及状況等の説明をさせていただきます。

下水道整備事業につきましては、平成9年度から事業着手し、現在整備の状況をあらわす普及率は76.1%、また前年度は鶉、東鶉地区において供用開始区域が広がり、利用状況をあらわす水洗化率は61.8%、907戸、1,951人、前年度比で92戸、30人増の住民の方が下水道を利用されております。

それでは、平成21年度下水道事業特別会計について内容の説明を申し上げます。初めに、歳出から説明申し上げますので、186ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額974万2,000円、前年度対比で152万4,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、石狩川流域下水道組合等の負担金及び受益者分担金賦課徴収事務等にかかります一般経常経費を措

置するものでございます。14節使用料及び賃借料41万1,000円の計上ですが、受益者分担金システムを借り上げるものでございます。19節負担金、補助及び交付金783万2,000円の計上で、29万円の増につきましては流域下水道組合の水量負担金の増によるもので、762万3,000円を計上するものでございます。27節公課費134万3,000円の計上で132万7,000円の増は、前年度施行事業により納付すべき消費税が増額となるものでございます。その他の経費は、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目下水道建設費、本年度予算額6,168万7,000円、前年対比で1,826万6,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金1,850万円、起債2,510万円、その他特定財源1,808万7,000円でございます。本目は、下水道事業にかかります職員の人件費と下水道建設に要する経費を計上するものでございます。人件費は、職員2名分として1,563万5,000円の計上で、101万7,000円の増は給与抑制見直しによるものでございます。下水道整備事業の説明につきましては、町政執行方針主要施策の7ページと資料ナンバー19をあわせてごらんいただきたいと存じます。潤いのある快適な環境整備、下水道整備事業、事業費4,392万3,000円で1,772万3,000円の減で、本年度は鶉地区管渠布設210メートルとマンホールポンプ1カ所を施行するものでございます。なお、工事位置は資料ナンバー19の裏面に記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。中央、学校下の改良住宅団地と八千代橋付近の4色の色分けのように、4工区に分け工事を予定しております。別冊の主要施策にお戻り願いたいと思います。石狩川流域下水道建設負担金は434万3,000円の計上で、188万円の増は奈井江浄化センターの整備にかかります経費の増によるものでございます。なお、10ページの建設事業の概要に事業内容、事業費等を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

では、予算書の187ページにお戻り願いたいと存じます。22節補償、補填及び賠償金100万円の計上で100万円の減は、対象工事減に伴うものでございます。その他経費は、前年とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額362万3,000円、前年度対比72万4,000円の減となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、下水道の維持管理にかかわります経費を措置している目でございます。11節需用費154万3,000円の計上で8万6,000円の増は、マンホールポンプの電気料の増によるものでございます。13節委託料163万4,000円の計上で78万円の減は、職員の異動により下水道使用料賦課・徴収事務委託料の減によるものでございます。その他の経費は、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。188ページでございます。2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1億1,046万5,000円、前年対比655万2,000円の増となっております。財源内訳は、起債6,980万円、その他特定財源4,066万5,000円でございます。平成17年度借り入れの起債が償還に入ったことによる増で、63件分を計上するものでございます。

2目利子、本年度予算額2,636万円、前年度対比147万4,000円の減となっております。財源内訳は、その他特定財源1,445万円、一般財源1,191万円でございます。平成8年度から平成20年度までの起債借り入れにかかわります償還利子92件分として計上するものでございます。

続きまして、185ページの歳入について説明をいたします。分担金及び負担金、受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額539万円、前年対比138万3,000円の増は、公的住宅で前年度より114戸増の269戸と一般住宅で35戸減の35戸分の合計304戸分を計上するものでございます。

使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料、

本年度予算額2,537万3,000円、前年対比130万1,000円の増となっておりますが、公的住宅、一般住宅を合わせ前年度より40戸増の963戸分を計上するものでございます。

国庫支出金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額1,850万円、前年対比900万円の減となっておりますが、補助対象事業費の減によるものでございます。

繰入金、1目他会計繰入金、本年度予算額6,781万2,000円、前年対比37万2,000円の減となっております。

町債、1目下水道事業債、本年度予算額9,490万円、前年度対比570万円の減となっております。特定環境保全公共下水道事業債2,100万円の計上で1,020万円の減、流域下水道事業債410万円の計上で200万円の増は、起債対象事業費の増によるものでございます。資本費平準化債6,980万円の計上で250万円の増は、元金償還額の増によるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について、原案のとおり可決することに異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成21年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号

○委員長（川上三男） 議案第20号 平成21年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。中島建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中島隆行） それでは、平成21年度下水道事業会計予算について内容の説明を申し上げます。

収益的支出から説明申し上げますので、205ページをお開き願いたいと存じます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,461万2,000円、前年度対比で71万3,000円の減となっております。本目は、原水の取水、ろ過、滅菌等にかかわります施設の維持管理及び作業に要する費用を措置している目でございます。主なものについて説明申し上げます。委託料138万5,000円の計上で72万9,000円の減は、浄水場のガラス清掃業務と各施設の排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることによるものでございます。その他経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願いたいと思います。206ページでございます。2目配水及び給水費、本年度予算額1,357万1,000円、前年対比で763万1,000円の増となっております。本目は、配水池、配水管、量水器等給水装置及びその他設備の維持管理に要する費用を措置している目でございます。委託料100万円の計上で73万6,000円の増は、配水管の排泥作業が隔年実施の実施の年に当たることによるものでございます。修繕費の説明は、後ほど

浄水場整備の中で説明を申し上げます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3目業務費、本年度予算額160万円、前年対比で1万6,000円の減となっておりますが、検針業務委託料の件数減によるもので、本年度は30件減の2,200件を見込み、計上しております。

4目総係費、本年度予算額2,354万4,000円、前年度対比822万円の減となっております。本目は、職員の人件費、事業活動全般に関連する費用及び料金の調定及び収納などに要する費用を措置している目でございます。人件費等は、職員と嘱託員分として2,010万9,000円の計上で、394万4,000円の減は職員の人事異動によるものでございます。負担金75万1,000円の計上で412万7,000円の減は、人件費の減同様職員の異動による減と砂川市との共同事業の起債償還負担金の減によるものでございます。その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

5目減価償却費、本年度予算額5,931万4,000円、前年対比211万1,000円の減ですが、構築物等にかかわる償却資産の減によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと存じます。208ページでございます。営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額5,305万5,000円、前年度対比266万8,000円の減は、償還利息の減少によるもので、本年度は昭和53年度から平成20年度までの借り入れにかかわります企業債21件分、5,155万5,000円を計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額113万5,000円、前年対比66万5,000円の減は、料金の不納欠損で40件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額448万6,000円、前年対比56万6,000円の増は、建設改良事業費の減により控除対象消費税も減になり、納付すべき消費税が増となるものでございます。

次に、収益的収入の説明に入らせていただきます。

すので、204ページをお開き願いたいと存じます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億2,963万3,000円、前年対比307万1,000円の減で計上しております。内訳は、家事用が前年対比325万2,000円減の6,922万1,000円を計上し、このうち一般分として70件減の1,620件、福祉料金該当分として老人世帯等5件分増の365件、合計1,985件を見込んでおります。業務用は、前年度同数の120件を見込み、前年対比60万9,000円増の5,872万円を計上しております。浴場用は、前年同様3件で計上するものでございます。

次に、営業外収益、2目繰入金は、収支不足補てんのための一般会計の繰入金で、本年度予算額4,029万円、前年対比247万6,000円の減で計上しておりますが、人件費などの減によるものでございます。

3目他会計負担金、本年度予算額129万2,000円、前年対比64万9,000円の減は、下水道会計からの使用料賦課徴収事務の委託負担金で、人事異動により積算根拠となる人件費が減少したことによるものでございます。

引き続き資本的支出について説明を申し上げますので、210ページをお開き願いたいと存じます。資本的支出、企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額6,282万3,000円、前年対比200万6,000円の増は、償還元金の増によるもので、昭和57年度から平成6年度までの企業債15件分を計上するものでございます。

次に、上水道整備事業につきましてご説明申し上げますので、町政執行方針主要施策の7ページと資料ナンバー20ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。潤いのある環境整備、上水道整備事業、事業費3,458万円、前年度対比732万円の減は、建設事業費の減によるものでございます。概要の説明でございます。水道設備整備事業888万円、前年対比688万円の増は、量水器取りかえ台数増によるものでございます。簡易水道等施設

整備事業2,570万円、前年対比1,420万円の減は、建設事業費の減によるもので、本年度は資料ナンバー20に記載のとおり、工事請負費で老朽化が著しく、漏水が頻発している鶉、緑が丘地区の配水管布設がえ350メートルとこれに伴う給水管接続に要する費用、また漏水対策用のポンプ更新にかかわる費用として2,070万円を計上いたすとともに、委託料はこれら事業にかかわります実施設計及び測量調査費として500万円を計上するものでございます。なお、工事箇所については資料ナンバーの裏面に記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

最後に、資本的収入について説明申し上げますので、予算書の209ページをお開き願いたいと存じます。資本的収入、1目企業債1,800万円、前年度対比1,030万円の減、国庫補助金、1目国庫補助金712万9,000円、前年対比377万1,000円の減は建設改良事業費の減によるもので、他会計補助金、1目他会計補助金57万1,000円、前年対比12万7,000円の減は建設改良事業費の一般財源分として計上するものでございます。

なお、資本的収入額に対し資本的支出額が不足する6,282万3,000円は、内部留保資金にて補てんをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（川上三男） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川上三男） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成21年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（川上三男） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝を申し上げます。大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時57分）

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.16	3.19	3.17	3.18
1	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○	○	○	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○	○
4	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
5	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
6	大 内 兆 春	×	×	○	○	○	○
7	川 上 三 男	○	○	○	○	○	○
8	横 溝 一 成	○	○	○	○	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○	○	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.16	3.19	3.17	3.18
町 長	加賀谷 政 清	○	○	○	○	○	○
副 町 長	貝 田 喜 雄	○	○	○	○	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○	○	○	○	×
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	×	×	○	—	—
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	渡 辺 修 一	○	○	○	×	○	×
監 査 事 務 局 長							
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○	○
企 画 産 業 課 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
福 祉 保 健 課 長	山 本 丈 夫	○	○	○	○	○	○
町 民 生 活 課 長	高 橋 良	○	○	○	○	○	×
出 納 室 長	高 木 則 和	○	○	○	○	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○	○	○	○	×
老人保健施設長	是 洞 春 輝	○	○	○	○	○	○
町立診療所事務長							
特別養護老人ホーム施設長							
建設水道課主幹	清 野 勝 吉	○	○	○	○	○	○
建設水道課主幹	中 島 隆 行	—	○	○	○	○	○
総務財政課主幹	奥 山 光 一	—	—	—	○	×	○
老 健 施 設 管理指導係長	長谷川 信 義	—	—	—	—	×	○
町 民 生 活 課 課 税 係 長	田 中 敏 美	—	—	—	—	×	○
福 祉 介 護 医 療 係 長	斉 藤 昭 彦	—	—	—	—	×	○
学 務 係 長	米 田 淳 一	—	—	—	—	○	×
社会教育係長	斉 藤 琢 也	—	—	—	—	○	×

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 9	3.10	3.16	3.19	3.17	3.18
事 務 局 長	渡 辺 修 一	○	○	○	×	○	×
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○	○